

刊季人問題研究

号一第一卷第六

行刊月七年三十二和昭

調査研究

- 労務需給の研究(その一).....
子女数別子女扶養費に就いて——第三次育児費調査結果に関する研究、その二
三國一義規

資料

- アメリカ人口問題資料(一)

- 其の一 総説、アメリカ人口問題..... 左右田武夫
其の二 社会経済的局面における諸問題..... 島村俊彦

雑報

- 研究所廬舎の移轉——研究報告会の開催——厚生省官制の一部改正——人口動態調査
関係法規の改正並びに制定——職業安定法施行規則の改正

文献と統計

- 邦文人口問題関係文献(42)
外國雑誌人口問題関係文献(11)

- 昭和二十二年臨時國勢調査結果報告(其の一、人口の概要)

省 生 厚 人 間 問 研 究 所



人口問題研究 第六卷 第一号

調査研究

労務需給の研究（その一）

岡崎文規

第一章 緒論

わが國における近代産業の発生期に関しては、論者の見解は必ずしも一定していない。或論者は、明治維新より四半世紀を経過せる日清戦争前後に、わが國の近代産業が確立するに至つたといい、また他の論者は、わが國の産業が近代化されたのは日清戦争にさき立つ数年前のことであると主張する。

この場合、特に見逃してならない点は、わが國における産業の近代化と明治維新の改革とのあいだに極めて密接なる関係の存することである。或いはその末期にはじまつたかを、しばらく問わないこととするも、明治維新の改革が行われず、封建制度が依然として維持され、かつ鎖國主義が堅持されていたとするならば、産業の近代化の行われる可能性は甚だ乏しく、またその実現を見るとしても、それは著しく遅延したであろうと考えられる。

明治維新の改革は、わが國における萬般の制度および施設に対しても同様、産業の近代化に対しても、極めて重要な意義をもつてゐる。明治維新の改革によつて、近代産業の発生を可能ならしむる地盤が築き上げられたといつてもあえて過言ではないであろう。

まず第一に、明治維新の改革は、封建制度の崩潰と共に、國政の中央集権化を実現せしめたが、これを經濟的にみるならば、經濟制度を、從來の地方經濟的のものから國家經濟的のものに発展させたのである。すなわち國民經濟の單一的形態が発生するに至つて、經濟交易の領域は、國內的に著しく拡大せられたのである。さらにこれに加えて、鎖國主義に替わる開國政策の実現は、諸外國との經濟交易をも自由ならしめたのである。かくて封鎖的地方經濟制より國民經濟制へ、手工業生產組織より資本主義的工場生產組織への發展が可能となつたというよりも、むしろその方向へ發展

せざるをえなくなつたのである。

資本主義的經營は、工業のみにかぎられるものでなく、經濟活動のあらゆる部門において、見られるものであろうが、かかる經營組織および技術は、その当時の先進國たる歐米諸國より移し入れたものであることはいうまでもない。

工業生産の資本主義的な特質は、生産要素としての資本は資本家に、労務は労務者に分属していく、自由契約によつて雇傭せられた労務者は資本家の指揮の下に労務に服する点であるようにおもわれる。手工業については、業者は自ら生産手段を所有し、自己の責任において生産業務に従事するのであるが、資本主義的工場工業にあつては、労務者は自ら生産手段を所有せず、資本家の經營する工業において労務に服し、契約上の賃金を受け取るにすぎない。そして労務者は概ね自己の労務を資本家に提供して賃金を受ける以外に生活手段をもたざる無産者であつて、わが國においても、近代産業の發展につれて、資本主義的工場工業の拡大すると共に、工場労務者数は次第に増加したのである。例えば明治年代においても、十人以上の労務者を使用する工場数およびその労務者数は、左表に示すが如く增加したのである。(内閣統計局編労働統計要覽による)

| 年 次 | 工 場 数 | 労 务 者 数 | |
|--------|-------|---------|-------|
| | 男 子 | 女 子 | 合 計 |
| 明治二十九年 | 七百零 | 一三、六四 | 四千、八三 |
| 三十四年 | 七百九 | 一五、九四 | 五千、九九 |
| 三十九年 | 一〇、夷 | 三五、九四 | 五千、八三 |
| 四十四年 | 一四、三六 | 三七、六六 | 五千、四七 |
| 明治年代 | 一万、八五 | 三三、一七 | 八千、八五 |

明治年代はわが國近代産業の揺籃期にすぎないが、この時期においてさえも、工場数および労務者数(これは十人以上の労務者を使用している工

場数とその労務者数とにかぎられてゐるが)は、右の表で見られる如く、次第に増加したのである。その後、近代産業の躍進につれて、工場数および労務者数は激増したのであって、大正年代より満州事變勃発當時までの、五人以上の労務者を使用する工場数およびその労務者数を示すと、左表の如くである。(内閣統計局編労働統計要覽による)

| 年 次 | 工 場 数 | 労 务 者 数 | |
|---------|-------|---------|----------|
| | 男 子 | 女 子 | 合 計 |
| 大 正 三 年 | 三、七七 | 四一、五四 | 一、〇一七、六九 |
| " 九 年 | 四〇、六六 | 八〇、六五 | 一、二〇八、三一 |
| " 十 四 年 | 四九、一五 | 九〇、五五 | 一、三九、七八 |
| 昭 和 五 年 | 六三、七七 | 一百、七〇 | 一、八〇、四四 |
| " 八 年 | 三、四一 | 一二、三九 | 一、四〇、三五 |

右の表で見られる如く、工場数および労務者数の増加は、取りも直さず、わが國における近代産業が躍進的發展を遂げ來たつた一指標でなければならない。

しかし、資本主義的工場工業は如何にしてかかる大量の労務者を獲得することができたか。この理由としてまず第一に考えられることは、明治維新の改革以來、職業選択の自由の原則が國民一般に許容せられたことである。封建制度の維持せられていた社會においては、職業は身分と密接に結合してゐて、個人の自由意志によつて、各人はその欲する職業を選択することが、全然不可能でなかつたとしても、社會的に著しく制限せられていた。かかる事情の下にあつては、労務者たるんとする者も自由に労務者となることは困難であつたにちがいない。しかるに職業選択の自由の原則が確立せられて以來、職業的移動の極めて容易になつたことはいうまでもない。これに加えて、明治維新以來、わが國の人口は次第に増加し、しかも農村において増加せる人口の少からざる量は都市、殊に工業都市へ流入し

たのである。産業の発達は人口の増加を促したのであるか、或いは人口の増加は産業の発達をもたらしたのであるか、この因果関係を明かにすることは困難であるが、モンベルト (Membert Bevolkeningsleid. S. 14) のいふ如く、産業の発達と人口の増加とは、おそらく交互作用の関係にあるものと考えられる。

しかし、徳川時代の中期以降、わが國の人口は静止状態にあって、殆ど増加しなかつたが、その主要原因の一つは、その当時の経済力をもつてしては、増加せんとする人口を扶養するだけの余力がなかつたことである。すなわち農業生産力はすでに一定の限界点に到達している。増加せんとする人口を、農村自身において収容するだけの経済力に乏しく、またこれを都市に供出せんとしても、都市の側において、これを受入れるだけの経済力もなかつたのである。

しかるに明治維新以来、農業生産技術および経営方法の改善によつて、農村それ自体における経済力の増大は増加人口を自ら収容しうる余力を生じたのみならず、都市における各種の新興産業も農村より供給せられる人口を受入れることが可能となつたのである。むしろ工業都市は労務源を専ら農村に求めざるをえざることとなつたのである。かくの如き事情の下において、わが國の人口、特に農村人口は次第に増加し、そのうちの少からざる量が労務者として、工業都市に流入したのである。

わが國における近代的重要な産業のうち、主要なものは、最初、國家自ら創設し、その經營に任じたのであつた。民間の企業家は未だ自己の危険において近代産業を經營する能力をもたなかつたからである。そして國家の經營せる各種の産業は一定の利益をあげうるところまで発達するに及んで、その經營を民間の企業家に委ねる方法をとつたのであるが、その後に

おいても、それら近代産業の健全な発展のために、國家は種々なる保護奨励策を講じたのであつた。しかし、これはわが國の資本主義がなお幼稚なる時代のことであつて、その後、自由主義を地盤とする經營が強く要望されるに至つた。自由主義は、統制主義と全く相反する概念であつて、國家の統制を極力排撃するものである。

或種の産業例えれば海運業等に対する補助金制度は依然として存置され、特殊なる生産品例えば米或いは生糸等に対するはすでに早くより價格の統制が加えられ、また工場労務者の保護を対象とする工場法は、大正時代に制定せられ、これらは明かに産業、價格および労務に対する一種の保護又は統制に関する規定であるが、全般的に見て、わが國の資本主義的近代産業は、近年に至るまで、自由主義の原則に準拠して經營され、発展し來たつたものであるといつて差支えないであろう。

わが國の近代産業を長期に亘つて観察すれば、明かに発展的傾向を辿つてゐるが、しかし、その進路は決して平坦なものではなかつた。すなわち自由主義を基盤として經營せられる資本主義的近代産業には、景氣変動の随伴することは、避けがたき現象であつて、好況期には、産業界は著しく活況を呈し、労務需要量は激増したに反し、不況期には、産業界は沈滞し、大量の失業者を簇出せしめたことも稀ではなかつた。

労務者は一般に無産者であつて、その労務を唯一の生活手段となし、これに雇傭主に提供し、その対價として賃金の支拂を受け、日常の生活を営んでいるものである。従つて失業すればその生活手段を失し、經濟的に窮迫せざるをえないのである。労務自由および契約自由の原則の下において発生する、かかる失業者に対して、その責任は、最初、各個人にありと考えられ、社会の責任において、この失業問題を処理するということは全然な

されなかつたのである。そしてその救済は専ら慈善的に行われたにすぎなかつた。

わが國においても、明治時代より大正時代の初期にかけて、失業救済は、主として宗教團体の手によつて、慈善事業として行われたのである。東京市および大阪市の如き大都市においては、これと並んで、若干の失業救済施設をしたが、これとも、救恤的のものであつて、いわゆる労務対策とはその性質を著しく異にしていた。

その後、社会問題特に労働問題が、学問上および政治上、重要な問題として取扱われるに及んで、失業問題の解決は、これを各個人の責任に委ねておくことは無論のこと、また慈善的或いは恩恵的に処理すべきものではなく、いまや社会の責任において、積極的に処理する必要があることが、正當に主張されるに至つたのである。

ここにおいて、わが國においても、労務者保護に関する各種の施設が國家の労務政策として実施せられ、また大正八年にワシントンにおいて開催せられた第一回國際労働総会で採択せられた條約案は重要な一動機となつたのみならず、その当時、わが國の失業問題も漸く重大化し來たつた事情に鑑み、失業対策の一つとして、大正十年に職業紹介法の制定をみたのである。

職業紹介事業は、從來、民間の營利業者又は宗教的或いは慈善的公益團體の手によつて經營され來たつたものであるが、職業紹介法によつて、市町村の經營する公設職業紹介所が創設せられることがとなつた。その後、職業紹介法は累次の改正を経て、昭和十三年には、これを國營に移すと共に、これまで併存していた各種の職業紹介機關の活動を著しく制限し、將來に向つては、原則として、その經營を禁止する方針をとることになつた。

地方公共團体或いは國家が職業紹介事業を經營することによつて、失業者の発生を根本的に防止しうるものとは考えられない。失業者の発生は、自由主義的資本主義經濟制に随伴する景氣変動と密接なる関係にあるものであつて、公設職業紹介所は景氣変動そのものを克服する任務に耐えうるものではない。公設職業紹介所の重要な使命の一つは、発生せる失業者又は未就職者に就職の機会を與えんとするにある。

大量の失業群が簇出するのは、主として、不況期であつて、産業界は著しく沈滯している時期であるから、公設職業紹介所が如何に就職の斡旋に努力しても、効果をあげうる余地は甚だ乏しいではないかといふ議論も成り立つようにおもわれる。確かに、不況期において、失業者又は未就職者に就職の機会を有効に斡旋することは極めて困難なる事業であるにちがいない。

しかし、如何に深刻な不況期においても、産業界はその事業活動をすべて停止してしまふわけのものではない。事業の縮少によつて、それに照應するだけの失業者数の発生がある一面、事業を繼續しているかぎり、労務者の疾病或いはその他個人的事情によつて脱落する労務を補充する必要があり、労務に対する需要は常に存するものである。結果論的な判断になるが、職業紹介統計によれば、如何なる不況期においても、相當に多くの求人數あることは、この事實を裏書きしてゐるもののようにおもわれる。

失業者が個人的に就職口を求めるまつても、容易に適當な就職口を見つけることは困難であり、また求人者が個人的に求職者を探し求めて、適当な求職者を発見することは困難であるが、ここに労務仲介機関が存在していく、斡旋媒介の勞をとるならば、両者の希望は比較的に容易に充され

るにちがいない。従つて職業紹介機関は失業を緩和しうる機能をもつてゐるものといわなければならない。

職業紹介所は、不況期における失業の緩和を、その使命とするものとすれば、平時においては、何らの任務をもたず、これを閉鎖しても差支えないと、いように一應は考えられるであろう。しかし、平時においても、求職者もあり、また求人者もあつて、両者のあいだに立つて、仲介の労をとる機関の存在することは、労務契約を迅速に成立せしむるために必要であることは、いさまでない。職業紹介所の活動は、不況期において、特に重要視されなければならぬが、總じて景氣の好況不況のいずれの時期を問わず、職業紹介機関は迅速かつ円滑に労務の需給関係を調整すべき使命をもつてゐるものといわなければならない。かかる理由よりして、當利職業紹介機関も、また最初は失業緩和の一策として設置せられた公設職業紹介所も常時的に存続し、後章において敍述する如く、公設職業紹介所は、その開設以來、その業績を次第に拡大し來たつたのである。

職業紹介事業がその機能を十分に發揮しうるや否やは、その組織と運用との良否に依存してゐる。単独的に經營せられる職業紹介機関は、當利的になされるものは無論のこと、公益的なものでも、その実績は大したものではありえない。当該職業紹介機関が申込を受けた求職者および求人者の範囲内においてのみ仲介斡旋しうるにすぎないからである。もし職業紹介機関それぞれのあいだで連絡が保たれていたならば、仲介斡旋の範囲は著しく拡大されることとなる。しかし、単独的に經營される職業紹介機関として連絡を保たしめることは、本質的に不可能である。いわゆる職業紹介網をはりめぐらせて、系統的に連絡統一を保つには、職業紹介機関を公設的のものとして、市町村營に、さらに進んで國營に移すこと

は最も効果的でなければならぬ。大正十年に職業紹介法の制定をみ、市町村營による職業紹介所が開設せられ、また昭和十三年には、改正職業紹介法によつて、これを國營に移した理由の一は實にこの点にあつたようにおもわれる。

自由主義的資本主義經濟制の下では、原則として企業經營も、また労務の需給も、殆ど完全に自由放任的であつた。すなわち如何なる種類の産業を、如何なる規模において經營すべきかは、すべて企業家の自由裁量に委ねられ、國家は企業家に対して、如何なる種類の産業を經營し、如何なる種類の産業を經營すべからずといふような指令を発したことはなかつた。また労務についても、如何なる種類の労務に、如何なる條件において服すべきかは、すべて労務者の自由選択に委ねられ、國家は労務者に対して、如何なる種類の労務に服し、如何なる種類の労務に服すべからずといふような指令を発したこととはなかつた。労務能力をもちながら、労務に服する意志なき労務者に労務を強制することすらしなかつたのである。

労務能力あり、かつ労務意志ある労務者と労務の供給を受けんとする雇傭主との自由契約によつて、労務の取引は成立するのである。かかる自由労務市場の存在を前提として、労務の需給関係につき、その斡旋をなすものはすなまち職業紹介機関であつて、これが慈善的に行われようとも、當利的に行われようとも、また公益的に行われようとも、その使命には何らの変りもない。ただ公益的な、或いは公設的な職業紹介機関は、慈善的或いは當利的職業紹介機関に較べて、その組織および運用の点において、遙かに多くの長所をもつてゐるために、より多くの効果を期待しうるのである。

て、次第に顯著なる発展を遂げ來たつたのであつて、このことは否定し難き事実である。しかるに日華事変勃発以來、経済体制の戦時化は旧來の自由主義的資本主義經濟制を根本的に修正せしむるに至つた。

戦争が小規模にして、しかも短期間に終結する場合には、貯蔵せられた軍需品を活用することによつて、戦争を遂行すること必らずしも不可能ではなかつたであろうが、戦争の規模が著しく大きく、そして長期に亘る場合には、貯蔵せられた軍需品のみをもつて、戦争を遂行しうるものではなく、消耗される膨大なる量の軍需品を絶えず補給して、なお余りあるだけの増産が是非とも必要である。

軍需産業の生産力を急速、かつ飛躍的に増大せしむることは、戦時下において、絶対的に必要であろうが、しかし、いすれの國においても、かかること請に即應しうるだけの強大なる軍需工業施設ならびに大量の軍需工業要員を、平時から予備的に準備しているわけではない。必要に應じて、既設の軍需工業施設の生産力拡充を図るとともに、従來の、自由主義的に構成されているあらゆる産業部門に一大改変を加えて、戦時経済力増強の一端に集約するほかない。

これは明かに自由主義から統制主義への轉換を意味する。そしてこの轉換は、好むと好まざるとにかかわらず、戦時經濟体制の確立とその強化のために、絶対的に必要であつた。しかし、戦時經濟体制の編成は、急激にかつ徹底的に行われるものであるから、旧來の産業機構は著しく攪乱されることはいうまでもない。すなわち幾多の平和産業はその活動を抑制され、或いは停止的統制を加えられる一方、軍需産業は強大なる生産増加を強要せられる。

産業機構の戦時体制化は必然的にそれぞれの産業に從属する労務者の勞

務状況にも一大変改をもたらす。まず第一に、犠牲産業に対する活動の抑制又は停止的統制はそれらの犠牲産業に從属していた労務者のうちから、少からざる失業者を発生せしむることは容易に想像し得るところである。景氣変動に伴つて発生する失業者に対しても、政府はすでに、社会政策的観点からして、種々の対策を実施していただほどであるから、犠牲産業に從属していた労務者のうちから発生した失業者に対する救済処置を講ずることは当然のことであつて、昭和十三年に、厚生省に失業対策部の設置せられ、また改正職業紹介法によつて、公設職業紹介所を國営化して、その機能を一段と強化する措置をとつたのである。

第二に、膨大なる軍需品を生産するための既設の軍需産業における生産力の拡充、既設の平和産業より軍需産業への轉換ならびに軍需産業の新設等はいすれも大量の労務者を必要となし、また労務者の技能についても、軍需労務に適應するものが要求せられるにちがいない。平和産業が圧縮せられ、軍需産業が殷賑を極める場合、労働市場を、従來の如く、自由に放任して、職業紹介機関に労務需給の斡旋を行わしめるだけでも、軍需産業は相当に大量の要員を確保することができるであろう。しかし、近代戦においては、膨大なる軍需品を必要とするのであつて、その生産力を維持するに足るだけの産業要員は、彼らが自發的に志望し、或いは職業紹介機関の勧誘によるだけでは、充足されうるものではないのであつて、このことは、わが國においても、日華事変勃発以來、つぶさに体験したところである。

軍需産業の生産力を最高度に發揮せしむる一要素としての軍需労務者の必要量は、自由労働市場の下において、これを確保しえないとすれば、この自由労働市場に対して或種の修正を加える必要がある。すなわち労務能

務の取引を制限すること、また一定の職業教育を授けて、必要なる職域にこれを配置すること、これらの措置は、いすれも労務自由の原則とは根本的に相容れないものである。すなわち從來の自由労働市場における統制せられたる労務の需給は否定せられ、労務の需給は統制せられたる労務を対象として行われることとなる。わが國においても、日華事變勃発以來、労務の需給に関して、次第に統制の強化が行われ、これは實に剝離のことであつたといわなければならない。

しかし、かかる統制せられたる労務の調整およびその配置は、國營職業紹介所といいども、自らの權能によつて、これを行いうるものではない。公設職業紹介所を市町村當から國營に移すことによつて、その組織および運営には著しき改善は加えられたが、しかし、その任務は依然として、自由労働市場における労務需給の斡旋仲介にあり、統制せられたる労務の配置をなすが如きは全く不可能である。國營職業紹介所がこの種の任務を果しめるためには、その背後に別個の法的根拠をもたなければならぬ。

國營職業紹介所は、その後、まず最初に國民職業指導所と改称せられ、つづいて、國民勤労動員署と改称せられたのであるが、これは名稱を形式的に変更したにすぎないというようなものではなくして、取扱事務の範囲は著しく拡大され、從來の職業紹介事業その他職業紹介に関する事項のほかに、職業轉換の指導に関する事項、國民勞務手帳に関する事項、國民職業能力の登録に関する事項、國民徵用に関する事項、労務調整に関する事項、および國民勤労報國協力に関する事項等を担当することとなつたが、その法的根拠は、昭和十三年四月一日に法律第五十五号をもつて公布せられた國家總動員法とこれに基く諸々の關係法規によつている。

國家總動員法の目的は、その第一條に示されてゐる如く、戰爭又は戰爭

に準すべき事變の場合に際して、國防目的達成のため、國の全力を最も有効に發揮せしむるよう人的および物的資源を統制運用するにあつて、昭和十三年五月三日に施行勅令が公布され、同月五日より実施せられた。

同法は、昭和十四年四月五日に法律第六十八号をもつて、さらに昭和十六年三月三日に法律第十九号をもつて、改正されたが、全文は五十條より成り、廣汎な委任立法であつて、政府は必要に應じて、勅令によつて物的および人的資源を動員し得ることになつてゐる。いま、人的資源の動員の対象となるものをあげてみると、戰時又は事變の場合におけるものとしては、（一）國民労務總動員、（二）國民の協力、（三）労務の統制等があり、平戰時における場合のものとしては、（一）國民登錄、（二）技能者の養成等がある。

この總動員法の各條は、それぞれ必要に應じて逐次発動されたのであつて、労務の動員に関しては、第四條（政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員勞務ニ從事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨げズ）關係のものとしては、國民徵用令（昭和十四年七月八日勅令第四五一号）、船員徵用令（昭和十五年十月二十一日勅令第六八七号）、醫療關係者徵用令（昭和十六年十二月十六日勅令第一三一号）、獸醫師等徵用令（昭和十七年一月二十八日勅令第三九号）等がある。

第五條（政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得）關係としては、國民勤労報國協力令（昭和十六年十一月二十二日、勅令第九九五号）がある。第六條（政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料

其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得) 関係としては、労務調整令(昭和十六年十二月八日勅令一〇六三号)、学校卒業者使用制限令(昭和十三年八月二十四日、勅令第九九号)、船員使用等統制令(昭和十五年十一月九日勅令第七四九号)等がある。

第二十一條(政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得) 関係としては、國民職業能力申告令(昭和十四年一月七日、勅令第五号)、医療關係者職業能力申告令(昭和十三年八月二十四日、勅令第六〇〇号)、船員職業能力申告令(昭和十四年一月三十日、勅令第二三号)、獸医師職業能力申告令(昭和十四年一月四日、勅令第二六号)等がある。

第二十二條(政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得) 関係としては、學校技能者養成令(昭和十四年三月三十一日、勅令第一三〇号)、工場事業場技能者養成令(昭和十四年三月三十一日、勅令第二三一號)、船舶運航技能者養成令(昭和十四年十一月二十日、勅令第七八〇号)等がある。

本稿はわが國における労務需給に関する問題を取扱うものであるが、次の順序を追うて敍説しようと思ふ。

第一に、自由労働市場と職業紹介事業の発達を沿革的に説明する。

第二に、自由労働市場における職業紹介事業の成績を統計的に観察する。

第三に、日華事変勃発以來、今次大戦中に、軍需産業の生産力拡充に伴い、統制を加えられたる労務の需給に関して、國家が、労務の調整と配置

とを、如何なる法令に基き、如何に処置したかを敍説する。

第四に、今次大戦中、軍需産業を中心にして、統制を加えられたる労務は如何に配置され、そしてその需給関係は如何なる状態にあつたかを統計的に観察する。

最後に、敗戦後、國家を挙げて混乱の眞ただ中において、軍需産業の全面的倒潰、軍事補償打切、賠償のための産業施設撤去等によつて生じつゝある労務配置の移動状況を統計的に概観する。

第二章 自由労働市場と職業紹介事業の発達

經濟活動は、生産方法或いは生産組織の変化によつて、質的変動を來たし、また生産、賣買および消費を個人の自由に放任してゐる經濟社会においては、量的変動を伴う。量的変動は種々なる形態をとつて現われるであろうが、労務の需給関係からみて、最も重要なものは景氣変動であるとおもわれる。景氣変動によつて、労務の需給関係は著しく攪乱され、不況期において、大群の失業者の簇出することは、われわれのしばしば経験したところであつて、統計的に実証するまでもない。

もとより失業者は必らずしも不況期にのみ存在するものとは限らない。

平時においても、場合によつては、好況期においてさえも、労働能力と労働意志とをもちながら、労働機会を捕え得ざるものも皆無であるとはいひ難い。労働仲介機関の存在せざる場合、或いは存在するもその機能を十分に發揮せざる場合には、求職者は就職口を、また求人者は使用人を探し求めることは甚だ容易でない。

しかるにわが國においては、大正十年に職業紹介法の公布をみるまで、地方自治体の經營による若干の施設を除けば、全國的な公設労働仲介機関

は殆ど全く存在しなかつた。これを明治以後の沿革についてみると、**労働**(職業)紹介事業は、最初すべて私営に委ねられ、それぞれの地方官廳がその監督の任に当つたのである。當利職業紹介事業に対する取締令としては、明治五年十月に公布をみたる東京府令は最初のものであるといわれてゐる。この府令は、その後、再三改正せられている。またその他の府縣においても、これと大同小異の取締令を公布しているが、いま最初に公布された東京府令の内容を示すと、大体左の如くである。

- 一、請宿業者は直ちに保證人となり、償金の責に任するため、その身分の適當なるものに非ざれば許可せず。
 - 二、營業を出願するには保證人を定め上願免許を得たる者には鑑札を交付す。
 - 三、酬勞金は雇人及び雇主より各給金の五分を受くること。
 - 四、傭使期間中解雇の時給金辨償等の方法は豫め約束を定め、雇人の身位は之を審査し、證人を定め逃亡人無籍者等を周旋することをえず。
 - 五、免許をえずして營業し或いは周旋に託して人を宿泊せしめ、或いは婦女の懷孕を隠蔽して雇傭せしむる等の不正を禁ず。
 - 六、本則に違背する者は鑑札を收め、相當の罰に處す。
- 當利職業紹介業に各種の弊害の伴うことは、從來の経験によつて、明かであつて、これらの弊害の発生を防止する必要上、右に示した取締令においても、當利職業紹介業は免許制となし、各種の遜則を列記しているのである。
- 普通、當利職業紹介業の弊害として、(一)求職者および求人者の一方または双方に、直接或いは間接、物質的損害を與えること、(二)求職者に精神的損害を與え、更に労資間の関係を悪化せしむること、(三)婦女および

児童の誘拐の危険多きこと等があげられているが、當利職業紹介業の存置を許すかぎり、その有料であることは認めなければならないし、またこれは法規によつて取締るとしても、効果は殆どあがらなく、弊害は続出するといふので、一九一九年にワシントンにおいて開催せられた第一回國際労働會議では、當利職業紹介業の存置につき、公然と非難を加えたのであつた。

しかし、わが國においては、大正十年に公布をみたる職業紹介法では、當利職業紹介業の存立をも認め、また昭和十三年に公布をみたる職業紹介法では、當利職業紹介業の新設を禁止したが、既存のものについては、命令の定むるところによつて、引き続きその事業を行ひうることとしている。それは兎も角として、わが國では、大正十年に職業紹介法によつて市町村営の職業紹介所が設置せられるまで、當利職業紹介業は、労働の需給調整に十分の機能を發揮したか否かは別問題として、職業紹介上、大なる役割を演じ來たつことは否定できないであろう。

大正十年に職業紹介法が公布せられ、市町村営の職業紹介所が開設せられたのであるが、同年における當利職業紹介業者の取扱い件数をみると、求人數百十二万六千八百八、求職者數八十四万九千六百九十五、就職者數五十四万三千二百八十五となつてゐる。これに対し公設(市町村営)職業紹介所の取扱い件数は、求人數二十八万七千五百六、求職者數二十九万八千三百四十人、就職者數十四万三千二百二十七である。もつともこのほかに日傭労働に対する求人數三十三万二千七十五、求職者數三十五万七千四百二十五、紹介件數三十一万三千九十四があつて、これを合計しても、當利職業紹介業者の取扱い件数には及ばないのである。

てゐるが、しかし、當利職業紹介業はこれと並んで相当の活動を持続している。大正十一年以降、昭和十三年に至る當利職業紹介業の事業成績を示すと、左の第一表の如くである。

第一表 嘗利職業紹介業における事業成績

(自大正十一年至昭和十三年)

| | 営業者数 | 求人數 | 求職者数 | 就職者数 |
|-------|--------|-----------|------------|-----------|
| 大正十一年 | 一 | 一一八、三七〇 | 八六〇、五五〇 | 五五、七九〇 |
| 十二年 | 九、六六〇 | 九七、五〇一 | 五五、〇三〇 | 四六、四〇一 |
| 十三年 | 一〇、〇七〇 | 一、〇四、四二一 | 五八、六八一 | 五〇、四二一 |
| 十四年 | 一〇、〇八〇 | 一、〇四、四七一 | 五九、四一〇 | 五〇、四七一 |
| 十五年 | 九、七三〇 | 一、一〇一、〇九〇 | 一〇、〇六六、六七一 | 六四、六六六 |
| 昭和二年 | 三、五〇六 | 三、一〇一、三九〇 | 三、一〇一、三九〇 | 三、一〇一、三九〇 |
| 三年 | 三、四〇四 | 三、一〇一、四〇〇 | 三、一〇一、四〇〇 | 三、一〇一、四〇〇 |
| 四年 | 三、四〇七 | 三、一〇一、四一七 | 三、一〇一、四一七 | 三、一〇一、四一七 |
| 五年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、四三四 | 三、一〇一、四三四 | 三、一〇一、四三四 |
| 六年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、四五一 | 三、一〇一、四五一 | 三、一〇一、四五一 |
| 七年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、四六八 | 三、一〇一、四六八 | 三、一〇一、四六八 |
| 八年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、四八五 | 三、一〇一、四八五 | 三、一〇一、四八五 |
| 九年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、五〇二 | 三、一〇一、五〇二 | 三、一〇一、五〇二 |
| 十年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、五一九 | 三、一〇一、五一九 | 三、一〇一、五一九 |
| 十一年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、五三六 | 三、一〇一、五三六 | 三、一〇一、五三六 |
| 十二年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、五五三 | 三、一〇一、五五三 | 三、一〇一、五五三 |
| 十三年 | 三、四〇九 | 三、一〇一、五六〇 | 三、一〇一、五六〇 | 三、一〇一、五六〇 |

第一表でみると、當利職業紹介業者は、大正十三年には一万九十七である。これが最高で、昭和二年には激減して三千三百五十八になつてし
つたが、その後も減少の趨勢はつき、昭和十三年には僅か千七百六十二とな
る。その後も減少の趨勢はつき、昭和十三年には僅か千七百六十二とな
り、大正十三年の約六分の一にすぎない。

公設職業紹介所の開設は當業者に甚大なる打撃を與えたことは容易に想像しうるところであるが、しかし、求人數、求職者数および就職者数は、その後も殆ど減少せず、減少しているとしても、甚だ僅少である。これによつてみると、當利職業紹介業を利用する者の絶対数は、公設職業紹介所の開設前と殆ど変化なく、當業者一人当たりの取扱い件数は却つて増加したのである。

昭和十三年以降、新たに當利職業紹介業を認可しないことになつたから、當業者数は今後も減少の一途を辿るものとおもわれるが、公設職業紹介所の開設は當利職業紹介業の經營を全然不可能に陥らしめたのではなく、公設職業紹介所と並んで活動しうる余地があつたのである。

公設職業紹介所の開設せられる遙か以前より存在し、その後においても相當の業績を示しつつある當利職業紹介業は如何にして經營せられているかは、われわれの特に知らんと欲するところであるが、この問題を全國的に取扱つた資料はなきものの如くである。昭和十四年四月、東京府學務部職業課から「當利職業紹介業に関する調査」を、職業問題参考資料として刊行されてゐる。これは東京市における百十二の當利職業紹介業者を対象とする標本的調査にすぎないが、調査結果のうち、重要にして、かつ興味ありと信ぜられるものを、ここに引用したい。

まず當業主を取扱い種別に示すと、左の第二表の如くである。

第二表 取扱い種別による當業主

| | 種別 | 業主数 |
|-------|----|-----|
| 一 | 一般 | 一五 |
| 男女雇人 | | 三一 |
| 店員、女中 | | 二五 |
| 女 | | 三八 |

第二表でみると、當利職業紹介業の取扱つてある職業の種類は殆ど商業用人および家事使用人である。日華事変勃発以来、軍需産業の急激なる拡充強化によつて、当該産業における労務者の需要は著しく増大したにかかわらず、當利職業紹介業においては、取扱い職業「一般」を工業労務者であると仮定しても、その比率は僅かに一五%にすぎない。これによつてみると、當利職業紹介業の取扱う職業の種類は、本質的であるとはいえないまでも、沿革的に、商業使用人および家事使用人に重点があかれているものとおもわれる。

大正十年以來、公設職業紹介所の目覚しき發展にもかかわらず、これと並んで當利職業紹介業は、營業者数において漸減の傾向を示しつつありとはいき、その事業成績において、從來と殆ど変化なきことを述べたのであるが、東京市における當利職業紹介業の事業成績は、近來、求職者数において、特に漸減の傾向を示している。昭和五年乃至十二年における事業成績を示すと、左の第三表の如くである。

第三表 東京市における當利職業紹介業の事業成績

| | 求人數 | 求職者數 | 就職者數 |
|------|---------|---------|--------|
| 昭和五年 | 一六九、五三一 | 一〇四、四四〇 | 五三、七七一 |
| 六年 | 一七一、三二一 | 九四、六六〇 | 五三、六七五 |
| 七年 | 一七四、七三三 | 一〇二、四三七 | 五五、三九一 |
| 八年 | 一七一、一五五 | 八七、六五八 | 四五、二〇二 |
| 九年 | 一四三、四二八 | 六九、五八九 | 四二、一五五 |
| 十年 | 一四三、四二八 | 六九、五八九 | 四二、一五五 |
| 一一 | 一四三、四二八 | 六九、五八九 | 四二、一五五 |
| 一二 | 一四三、四二八 | 六九、五八九 | 四二、一五五 |

第三表でみると、求職者數は、昭和八年以來、相當に大なる減少を示している。准戰時体制下において、すでにかかる傾向が現われていたのであるから、その後の緊迫せる情勢下においては、この傾向は一層強化され

たであろうことは想像に難くない。労務は軍需産業に集中され、商業使用人或いは家事使用人を志望する求職者は減少するものと考えられるからである。しかし、當利者の仲介による就職者数の減小は比較的に僅少であるから、當利職業紹介業の經營は、これを全般的にみるならば、なほ相当に活動しうる余地をもつてゐるものと考えなければならないであろう。

次に當業主の経歴について觀察しよう。まず学歴を示すと、左の第四表の如くである。

第四表 営業主の学歴

| 学歴 | 當業主数 |
|---------|------|
| 尋小卒 | 二三 |
| 高小卒 | 四六 |
| 中等卒 | 三三 |
| 専門学校卒以上 | 六 |
| 不明 | 一五 |
| 不 | 一一二 |
| 計 | 一一二 |

第四表でみると、中等学校卒業者は全体の約二割、専門学校以上の卒業者は全体の約五分四厘にすぎない。そして尋常小学校および高等小学校卒業者は全体の六割二分以上に達しているから、當業主の過半数以上は中等教育も受けていないのである。

當業主の前職を示すと、左の第五表の如くである。

第五表 異業主の前職

當業主数

| 農業 | 工業 | 商業 | 通業 | 交業 |
|----|----|----|----|----|
| 九 | 五 | 三三 | 六 | 一一 |

るようにおもわれる。

第五表でみると、営業者のうち、前職として商業に従事した者が最も多く、三十三名で、全体の約三割を占めている。これについて公務自由業に従事した者が多く、十七名で、全体の約一割五分である。その他の諸職業に従事していた者は遙かに少く、その合計は商業および公務自由業に従事していた者とほぼ均しいか、或いはそれよりもやや少い。

最後に営業主の年齢を示すと、左の第六表の如くである。

第六表 営業主の年齢

| 年齢 | 営業主数 |
|-------|------|
| 二十五歳迄 | 六 |
| 三〇歳迄 | 五 |
| 四〇歳迄 | 一九 |
| 五〇歳迄 | 三二 |
| 六〇歳迄 | 二八 |
| 六〇歳以上 | 一一 |
| 計 | 一二 |

第六表でみると、四十歳未満の営業主は比較的に少し。その合計は三十名であつて、全体の三割弱にすぎない。六十歳以上の営業主は二十二名であつて、全体の約二割、営利職業紹介業の業主は四十歳乃至六十歳までの者で過半数を占めているから、営業主の多くは中年以上の者であるといふ。業務の性質上、中年以上の者が適しているのか、或いは中年以上の者でなければこの種の業務に従事しないのか、これは研究を要する点である。

わが國における近代的産業の初期については、論者の見解は必ずしも一致していないが、わが國の産業は、日清戦争前後から、次第に近代化され、工業労務者の需給関係も追々複雑となり來たことは確かな事実であろう。もつとも、その当時における産業界は、第一次世界大戦を契機として急速なる進展を遂げ來たつた産業界と較べるならば、その規模において、比較にならない程度に小さなものにちがいないが、しかし、労務の需給関係および失業に関する問題は確かに発生していしたものと考えられる。それにもかかわらず、職業紹介事業は専ら民間の営業者の手に委ねられ、國家の労務政策として、何らの考慮も拂われなかつたのである。

社会政策の発達過程をみると、その初期においては、人道主義的色彩が甚だ濃厚であつて、その事業は主として慈善的又は救貧的であつた。これと同様に労務政策においても、これを労務調整の問題として、國家が取上げるに至つたのは極めて最近のこととに属し、最初は失業者に対する救済手段として取上げられたにすぎなかつた。しかもかかる失業者の救済事業はまず民間の慈善事業として經營されたのであつた。すなわち明治三十九年に、救世軍が東京市芝区の同本堂内に救世軍無料宿泊所を設け、無料宿泊および職業紹介事業を開始したのを嚆矢として、同じく救世軍は、明治四十三年に、浅草無料宿泊所、明治四十四年に月島労働宿舎を開設している。また明治三十九年に、大阪婦人ホーム、明治四十二年に、東京キリスト青年会人事相談部、明治四十三年に、大阪キリスト教青年会社会部、明治四十四年に淨土宗労働共済会等が宗教的或いは慈善的立場から労働者の保護救済事業に着手したのである。

また明治四十五年には、大阪市において、八濱徳三郎氏の主唱により、

会員組織をもつて大阪職業紹介所を設立し、その後、これを財團法人となし、職業紹介事業を公益的に經營したほか、明治四十二年以來、職業紹介所設立奨励のために、内務省は六大城市に對してしばしば補助金を下附したのであって、明治四十四年には、浅草区および芝区に東京市立職業紹介所、大正二年には神戸無料職業紹介所、大正八年には大阪市に市立として

大阪市中央職業紹介所ほか数個の職業紹介所、また同年、京都市立職業紹介所等がそれぞれ設立され、失業者の救済に努力するところがあつた。

しかし、これらの事業は、失業者に対する純然たる慈善的行爲として行われ、或いはそうでもないとしても、内務省より補助金を下附せられた都市が個別的に行い、その間に何らの連絡統一もないものであるから、失業対策としての効果についても大して期待をもちえざることは容易に想像せられる。後述する如く、職業紹介事業は、その処理の迅速であると同時に、各職業紹介機関相互の間に完全な連絡統一の保たれていることによつて、その機能を十分に發揮しうるものである。

相互の間に連絡統一の欠けているという点では、右に述べた慈善的或いは公益的職業紹介機関は從來の當利職業紹介業と何ら異なるところはないが、しかし、當利職業紹介業について指摘され來たつた各種の弊害を除去し、特に失業者に取つて經濟的負担となる手数料を全然徴収しないことは著しき長所であるといわなければならぬ。

右に述べた如く、わが國の職業紹介事業は、久しき間、一方においては、當利職業紹介業者の手によつて、また他方においては、若干の公共團體および私立團體の救済的又は慈善的事業として經營され來たつたのであるが、第一次世界大戰も終局に近づくに従つて、失業問題發生の危険は、當時、頻發せる労働争議とともに、重要な労働問題として取扱われること

となり、大正七年六月勅令第二百六十三号をもつて、救済事業調査会官制が制定せられ、大正八年三月、当該調査会は、内務大臣より諮問せられたる失業保護に關する施設につき、「都會ニ於テハ公共團體又ハ公益團體ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ設置並ニ擴張ヲ獎勵シ紹介所相互聯絡ヲ保ツコト」を答申したのであつた。

また内務省は、大正九年一月、東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、三重、岡山の八府縣の主任者および上記各府縣内の公益職業紹介所事務取扱主任者を召集して、(一)紹介所相互の連絡統一の方法、(二)紹介所と他の社會事業との連絡、(三)紹介所と官公署との連絡、(四)紹介所と求職者求人者との連絡、(五)紹介手数料徵收の可否若し徵收するとせばその額、(六)身元保証人の要否、(七)職業紹介營業者との關係、(八)求職申込又は求人申込夥多の場合における措置等につき協議したのであつた。

大正九年四月には、内務次官通牒をもつて、地方長官に對して、前掲の救済事業調査会よりの失業保護に關する施設要綱を掲げ、職業紹介事業に關しては、「公共團體又は公益團體において經營せる職業紹介事業に關しては、(一)公共團體又は公益團體において經營せる職業紹介事業に關しては、(二)當利職業紹介業と何ら異なるところはないが、しかし、當利職業紹介業について指摘され來たつた各種の弊害を除去共、此の際益々之が擴張を奨励して実効を收められる様致度かつ大都市その他必要ある向においては此の際成るべく職業紹介所の設置を奨励し特に紹介所相互の連絡を得せしむる爲、特別の施設を講じて労働の需給調節に便ならしめ、尙紹介事業に關しては官公署及び各般の社會事業に關する施設と連絡を図り実効を期せしむる様御配意相成度」と述べ、職業紹介事業の整備拡充、特に紹介所相互間の連絡の重要性を強調したのであつた。

大正九年五月には、内務省は東京、大阪、京都、兵庫、神奈川、愛知の六府縣並に東京、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋各市の主務課長およ

び各市職業紹介所主任者を召集して、（一）職業紹介所の連絡統一に関する件、（二）諸様式一定に關する件を協議した。そして内務省は、大正九年六月一日より財團法人協調会内に中央職業紹介所を開設し、全國の公益職業紹介所の中央連絡統一を図ることとなり、同年五月二十日付をもつて、添田地方局長から地方長官に対し、次のような依命通牒を発した。

公益職業紹介所相互連絡統一に関する件依命通牒
標記の件については当省においても種々計画中に有之候處失業保護に関する施設は現下の実勢益々その必要を認め既に客月二十八日發地第九八号次官通牒の次第も有之貴官においても種々御配慮中とは被存候得共財團法人協調会においては今般その寄附行爲に基き職業紹介事業に關する施設の計画を立て準備略々相整いたる趣に付此際如斯設備を利用することは最も機宜を得たる措置と相認め候條大要左記要領により一面各地方職業紹介所相互の連絡を図ると共に各地方と中央との連絡に關しても遺憾なきを期する様致度候付ては貴管下公益職業紹介所に対しても前段の趣旨を充分徹底せしめ実効を收むる様御配意相成度

記

一、公益團體又は公益法人その他の方において現に公益職業紹介所を設置し又は將來これを設置したるときは左記の事項を具し内務大臣に報告せしむると共に財團法人協調会に通知せしむること

（一）經營の主体

（二）名 称

（三）位 置

（四）開所年月日

（五）設備の大要

（六）諸規定

（七）経費予算

尙、前記事業計画中のものはその大要を併せて報告のこと
に準ずること

二、同一經營主体に於て二箇以上の職業紹介所を設置したる場合は相互の連絡統一を図るべき機関を設けしめかつ同一道府縣内に經營主体を異にする職業紹介所二箇以上あるときは地方官廳において相互の連絡統一に關する事務を管掌する等適當なる施設を講ずること
本項に依る施設に關しては前項に準じ報告及び通知すること

三、職業の需給に對しては前項の施設に依るの外客月二十八日發地第九八号次官通牒の趣旨に基き職業紹介事業とその他の方面との連絡を図り當に同一府縣のみならず更に職業需給の關係密接なる道府縣との間においても可及的連絡を保ち調節の方法を講ずること

四、前項の方法を講ずるも尙地方において職業の需要を調節すること困難なるときは第二項に依り連絡統一に關する事務を管掌する職業紹介所又は地方官廳は速にその実況を内務大臣に報告すると共に財團法人協調会に通知すること此の場合において財團法人協調会は其の調節の任に當ること

五、職業紹介所は旬報、月報、年報に依り其の事業の状況を財團法人協調会に通知しつ月報、年報は同時に内務大臣に報告すること

六、財團法人協調会においては前項の通知を取纏め地方官廳各職業紹介所其の他必要なる向に通報すること

七、職業紹介所において使用する求人票、求職票ならびに旬報、月報、

年報は別紙様式に準拠せしむること

但し求人票、求職票は旬報、月報、年報等の作製上支障なき限り当分

大正十年六月に至る各月の事業成績を示すと、左の第七表の如くである。

第七表 公益職業紹介所月別取扱数

| | 求人票 | 求職者 | 就職者 | 率 |
|--------|-------|-------|-----|------|
| 大正九年六月 | 二,〇八七 | 二,七〇七 | 八五〇 | ○・四三 |
| 七月 | 一,九〇三 | 一,九〇三 | 六七〇 | ○・三七 |
| 八月 | 一,五三三 | 一,五三三 | 六六一 | ○・四三 |
| 九月 | 一,七九四 | 一,七九四 | 九三九 | ○・五七 |
| 十月 | 一,六四四 | 一,六四四 | 九六八 | ○・五八 |
| 十一月 | 一,六四四 | 一,六四四 | 九三九 | ○・五九 |
| 一二月 | 一,六四四 | 一,六四四 | 九三九 | ○・五九 |
| 大正十年一月 | 一,八五二 | 一,八五二 | 九三九 | ○・五九 |
| 二月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 三月 | 一,三三一 | 一,三三一 | 九三九 | ○・五九 |
| 四月 | 一,三八七 | 一,三八七 | 九三九 | ○・五九 |
| 五月 | 一,三三一 | 一,三三一 | 九三九 | ○・五九 |
| 六月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 七月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 八月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 九月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 十月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 十一月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |
| 一二月 | 一,九〇七 | 一,九〇七 | 九三九 | ○・五九 |

八、前項求人票求職票ならびに旬報、月報、年報等の諸用紙は公共團体以外の經營に係る公益職業紹介所に対しては財團法人協調会より無代配布せらるべきこと

経由せざること

九、第四項及び第五項に依り報告又は通知を爲すべきときは管轄官廳を

経由せざること

十、大正九年三月十三日祕第五五九号警保局長の通牒に係る報告は爾今

地方局長へも報告すること

十一、失業保護其の他社会事業に関する事項に付地方官廳職業紹介所等

に財團法人協調会より照会ありたるべきは迅速回答するのみならず参考資料を送付する等精々便宜を図ること

十二、第五項及び第六項に限り本年六月一日よりこれを実施すること

公益職業紹介所は、財團法人協調会内に中央職業紹介所を開設せる大正九年六月には、僅か五十二ヶ所にすぎなかつたが、右に述べたような内務省の措置と失業の脅威による必要性とに基いて、職業紹介法の実施をみた大正十年七月までに、実に三百九十六ヶ所の激増を示した。

大正九年の恐慌以來、職業紹介所における求人数の減少、求職者の増加は、職業紹介所をして未だかつて経験せざる紹介難に陥らしめたのであるが、しかし、求人の搜索に、就職口の開拓に努力して、職業紹介所の任務の重要は次第に社会一般に認められるところとなり、取扱数は次第に増加の傾向を示すに至つた。試みに大正九年六月から職業紹介法の実施をみた

第七表でみると、求人数においては、大正九年六月から大正十年二月に至る期間、大した増加を示していない。むしろ月によつては前月よりも減少を示している場合もある。これは職業紹介所の求人探索にもかかわらず、經濟界の恐慌によつて、紹介難の深刻さを物語つているものとおもわれる。しかし、大正十年三月以降においては、求職者は次第に増大している。求

人数は大正九年六月の一万一千八十七に対して、大正十年六月には二万九千七百九十四であるから、この一年間に、一・六九倍の増加にあたつてゐる。求職者数においては、月によつて多少の凹凸はあるが、全体の傾向としては次第に増加し、大正九年六月の一万五千七百七に対して、大正十年六月には二万七千九百四十四であるから、この一年間に一・七七倍に増加して

いる。また就職者数は、大正十年一月以来、次第に増加の傾向を示しているが、しかし就職率(求職者数に対する就職者数の割合)は特に増加せず、大正九年に較べて、大正十年にはむしろやや減少している。

わが國の公益職業紹介所は、大正八年六月以降、開設せられた中央職業紹介所の連絡統一の下に、活動をつづけ、右に述べた如き事業成績を示したものであるが、大正十年四月には職業紹介法が法律第五十五号をもつて公布され、職業紹介事業は一段の発展を遂げるに至つた。職業紹介法の制定せられたについては、その後における國內の労務需給関係の調整は從来の制度では不十分であり、機構の改善強化に対する要望が高まり來たつたことも重要な原因をなしてゐるであろうが、この際、第一回國際労働總會において採択せられた失業に関する條約の影響をみ逃してはならないともわれる。

第一回國際労働總會は、大正八年十月、ワシントンにおいて開催せられ、會議事項の第二項目たる「失業に対する予防又は救済の件」に関する提案の採択を決議し、該提案は國際條約の形式によるべきことを決定したのである。この條約は、わが國においては、大正十一年十一月二十三日に、批准されたのであつて、その第二條は左の如くである。

本條約を批准する各締盟國は中央官廳の管理の下に在る公の無料職業紹介所の制度を設くべし右紹介所の經營に関する事項に付意見を提出せしむる爲委員を任命すべく該委員中には使用人の、及び労働者の代表者を

加うべし

公私の無料職業紹介所併存する場合においては、此等紹介所の運用を國の規模において調整する爲の措置を執るべし

べし

なお第一回國際労働總會では次のような勧告案を決議している。

労働總會は料金を徴し又は當利の目的を以て經營する職業紹介所の設立を禁止する措置を執るべきことを國際労働團體の構成員たる各國に対し勧告す尙現に此の種の職業紹介所の存在する場合においては政府の免許あるものに限り之を經營することを許し又成るべく速に此の種職業紹介所の廃止する爲実行し得べき一切の措置を執るべきことを勧告す。

大正十年三月九日、政府は第四十四回帝國議会衆議員に「職業紹介法案」を提出したが、提出理由を、國務大臣は次のように説明した。

公益的職業紹介の事業は、時代の要求に應じ漸次發達して參りましたが、其の効果を擧げるには、公共團体の如き有力なる團体をしてこれを經營せしめ、成るべく廣き地域において能く連絡統一を保ち、施設經營をして行くことが必要と考えます。殊に失業者に対する保護の施設として、益々その必要を感じるのであります。此の法案は市町村をして無料の紹介所を經營せしめ、これが連絡を円滑ならしむるを骨子としております。この趣意は第一回國際労働總會において採択せられた失業に関する條約案趣旨とも合致する次第であります。彼此時勢の要求に應ずるものと考えます。

右の説明によれば、該法案提出の理由は、公益職業紹介所の拡充整備は時代の要求に基くものであること、および該法案の趣意は第一回國際労働總會において採択せられた失業に関する條約案の趣旨とも合致するといふ点である。時代の要求に即應せしむるものであるというかぎり、第一回國際労働總會において採択せられた條約案と無関係に、この法律案は提出されたであらうとも考えられるが、條約案に批准すべき情勢にあり、また

現に批准したわが國としては、その趣旨に順應する措置を執ることは必要であつたから、少くとも條約案は職業紹介法の制定を促進せしめたものと考えて大した誤りはないであろう。

職業紹介法案は左の十五條から成り立つてゐる。

第一條 市町村長は命令の定むる所に依り職業紹介に関する事務を掌る

第二條 市町村は職業紹介所を設置することを得

第三條 内務大臣は勅令の定むる所に依り市町村を指定し、職業紹介所の設置を命ずることを得

第四條 市町村職業紹介所を設置するときは市町村長これを管理す

第五條 市町村に非ざる者職業紹介所を設置せんとするときは、行政官廳の許可を受くべし

第六條 本法に依る職業紹介所の職業紹介はこれを無料とし何等の名義をもつてするに拘らず報償として手数料その他の財物を受くることを不得す

第七條 職業紹介所の事業の連絡統一を図る爲中央及び地方に職業紹介事務局を設く内務大臣これを監督す

職業紹介事務局の管轄区域、組織及び職務権限は勅令をもつてこれを定む

第八條 職業紹介所の事業の經營に關し職業紹介委員会を置く内務大臣これを監督す

職業紹介委員会の組織及び職務権限は勅令をもつてこれを定む

第九條 市町村の設置する職業紹介所に關する経費は市町村の負担とす

第十條 國庫は勅令の定むる所に依り職業紹介所に關する経費の支出を爲す市町村に対し其の支出額の二分の一以内を補助す

第十一條 職業紹介所の設置及び管理並職業紹介所の事業の連絡統一に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十二條 職業紹介事業は内務大臣及び職業紹介事務局の長之を監督する

第十三條 監督官廳は職業紹介事業の監督上必要なる場合に於ては業務に關する諸般の報告を爲さしめ、書類帳簿を徵し及び實地に就き業務又は会計を檢閱することを得

第十四條 有料又は當利を目的とする職業紹介事業については別に命令を以て之を定む

第十五條 本法中市町村又は市町村長とあるは市制町村制を施行せらる地に在りては之に準すべきものとす

本法施行の期日は勅令を以て之を定む但し第七條及び第十二條の規定は勅令を以て他の規定より後に之を施行することを得前項の規定により第七條及び第十二條の規定より後に施行する場合には其の施行に至る迄の間職業紹介事業の監督は内務大臣、地方長官及び郡長之を行ふ

本法施行の際現に存する職業紹介所にして市町村の經營に係るものは本法に依り設置したものと看做す其の市町村に非ざる者の經營に係る無料の職業紹介所に付ては勅令に定むる期間内に行政官廳の許可を受くべし

衆議院議長は、職業紹介法案委員として、安原仁兵衛、土屋興、川口誠三郎、野村治三郎、國重政亮、上塙司、清水笛三郎、太田信次郎、南鼎三の九氏を選定し、互選の結果、安原氏が委員長に、土屋氏が理事になつた。そして三月十一日、職業紹介法案に關し、委員長は「本院に於て可決すべきものと議決致候」と報告し、第二讀会および第三讀会において、原案通り可決せられたのである。

職業紹介法案は衆議院より貴族院に送付せられ、同年三月十二日、貴族院において、第一読会が開かれた。國務大臣は、衆議院においてなしたと全く同様の提出理由を説明した。職業紹介法案特別委員として、花山院親家、吉田清風、大久保武、内田嘉吉、内田正敏、平野長祥、山之内一次、永田秀治郎、高橋隆一の九氏が選定せられ、三月二十二日、特別委員長内田嘉吉氏より、職業紹介法案は可決すべきものであるとの委員会の議決を報告し、第二読会および第三読会において原案通り可決せられ、職業紹介法は、同年四月八日、法律第五十五号をもつて、公布せられた。

この法案が提出せられるや、貴族両院において、議員より質問があり、政府当局はそれぞれ答弁をしてしる。質問のうち、衆議院では、南委員は次のような質問を試みた。すなわち職業紹介所の態度はつねに公平無私でなければならぬのであつて、殊に同盟罷業の行われる場合、職業紹介所は資本家にも労働者にも特別の便宜を供與してはならないものと考えられるが、この法案には、かかる場合、職業紹介所は如何なる態度をとるべきかを明記してないといふのである。この質問に対し、國務大臣は「同盟罷業ト職業紹介所トハ、今日ニ於テハ關係ヲ取ツテ居リマセヌ、ソレ故ニ明記致シマセヌ」と答弁している。この答弁によれば、職業紹介所は資本家および労働者の双方に対して、公平無私の態度をとるべきは自明のこととして、特に法文にこれを明記してないことがわかる。

なおこのほかに職業紹介法案と第一回國際労働総会において採択せられた條約案との関係および職業紹介法案の各條項に關する質疑應答は、すべて当時の議事速記録に轉録されているが、これを逐一紹介するまではない。ただ貴族院における職業紹介法案特別委員会の経過および結果の報告中には、委員と政府当局との質疑應答によつて、職業紹介法の性格を明か

にしてしる点が少くないから、重要な若干の点について記述した。

先ず第一に、社会事業の重要な事項の一つとして、わが國においてもすでに公益職業紹介事業は經營せられてしるにかかわらず、職業紹介法を制定するに至つた理由は、法律を定め、もつてこの事業を一層普及強化せんとするにある。もつとも公益職業紹介所の經營を法律をもつて規定し、その態様を整備することは、第一回國際労働総会において採択せられた條約案を批准せられた場合、その趣旨に合致するものである。

第二に、公益職業紹介所は、市町村が自ら進んでこれを經營するか、又は場合によつては中央政府より指定して、市町村をして經營させることになつてしる。市町村以外の公益團體等において、職業紹介所を設置しようといふ場合には、行政官廳の許可を必要とすることになつてしる。なお當利職業紹介事業の經營者は、大正十年には、全國において約八千六百の多数に上つてゐたのであつて、これを直ちに廢止するわけに行かないところから、市町村其の他において經營せられる公益職業紹介所の普及を待つて適当に措置することになつていた。

第三に、市町村において經營する公益職業紹介所は無料にして全然手数料を徴収しないことになつてしる。ここにおいて問題になるのはその經營費であるが、この経費は市町村において支弁するわけである。しかし、この事業は、元來、國家の行うべき事務であつて、これを市町村が担当するのであるから、國家から経費の二分の一以内を補助することになつてしる。

第四に、職業紹介法によつて取扱われる職業の種類であるが、これには從來の公益職業紹介所において取扱つて來た各種の職業が含まれるが、公益職業紹介所において取扱うことを不適當とする種類の職業、例えば藝娼

妓等は除かれ、また國際條約の規定により、海洋航海に從事する船舶の乗組員も除外されることになつてゐる。

第五に、市町村において經營せられる職業紹介所の事業成績を高めるためには、その連絡統一は最も必要なことであつて、このために中央並に地方に職業紹介事務局を設置することになつてゐるが、職業紹介所の普及するのを待つて中央並に地方に凡そ五ヶ所の事務局を設置する予定になつてゐる。差当り中央事務局の仕事は内務省内の地方局において行い、その一部の仕事を財團法人協調会において取扱うことに予定されてゐた。

第六に、職業紹介所の事業經營に關し職業紹介委員会を設置することになつてゐるが、委員会は労務者、使用者、官吏又は学識経験ある者九人乃至十五人をもつて組織する予定になつてゐた。

職業紹介法は、大正十年四月八日に公布せられたが、その附屬命令は職業紹介事業の實際について規定するものであつて、職業紹介法の運用上、重要なる關係あるために、同年四月十八日より三日間、東京、大阪、京都、横浜、神戸、名古屋の各市職業紹介所主任を財團法人協調会中央職業紹介所に召集し、内務省当局も出席して、協議会を開いた。そして各実務家の意見を參照して、六月二十八日に職業紹介施行令を、同月二十九日に職業紹介法施行規則を公布し、告示をもつて財團法人協調会をして、職業紹介法による連絡統一に關する事務を取扱わしむることとした。もつとも大正十二年四月、勅令百七号をもつて、職業紹介事務局官制の公布をみ、中央および地方事務局が設置せられ、中央職業紹介事務局の仕事は、財團法人協調会より新設の中央職業紹介事務局に移管されたのである。

職業紹介法は、大正十年六月二十八日勅令第二百九十一号により、大正十年七月一日より施行せられたのであつて、昭和十三年に職業紹介法の改

正により、職業紹介事業が國營となるまでの事業成績を概観するにさきだち、公益職業紹介所の機能について略説しておきたい。

公益職業紹介所の設置を法律をもつて規定することを要望されるに至つた最大の理由は、第一回國際労働総会において採択せられた條約案の趣旨および職業紹介法案を第四十四議会に提出せる際における政府の提出理由についてみると、失業対策としての社會事業の擴充強化にあつたことは明かである。しかし公益職業紹介所を經營することによつて、失業問題そのものを根本的に解決することは殆ど全く不可能である。また公益職業紹介所はかかる任務に耐えうるものでもなければ、またそれを期待することも無理であるといわなければならない。失業問題の發生は、從來の資本主義經濟制度の下においては、固有の問題であるさえ考えられ、その機構の下において、失業問題の發生を完全に消滅せしむることは果して可能であるか否かは大いに疑問の存するところであるが、かかる措置が講ぜられるものとしても、それは公益職業紹介所の任務とは全く別個のものであつて、公益職業紹介所は現実に存在する失業者に対して、可及的に失業期間を短縮せしめ、もつて就職の機会を得せしむることを、その任務の一としている。失業者の就職機會を搜索する機關として、公益職業紹介所の存在はきわめて有意義のものである。緣故關係を全くもたないか、或いは緣故關係をもつてゐるとしても、一般にその範圍の狭い失業者にとつて、公益職業紹介所の存立することは甚だ便宜であるといわなければならない。しかし、これによつて失業問題を根本的に解決したとみるとことはできないのであって、失業者の現われるのを待つてといふことが總當でないならば、失業者の現われた場合に、その失業者に就職機會を仲介するにすぎないのである。

大群の失業者が簇出する時期は、一般に經濟界は不況期にあつて、公益職業紹介所は失業者の就職機会の仲介に如何に努力しようとも、それは殆ど無駄な努力ではないかといふ議論も一應は尤もであるようにおもわれる。たしかに不況期においては、労働に対する需要量は極度に減少し、現に就職していた労働者すら解雇される状況にあるのであるから、失業者を雇入れるような余地は全くなかろうとも考えられる。しかし、労働市場の

実際についてみると、不況期において、失業者が就職機会を見出すことは甚だ困難であるにちがいないが、しかし、かかる場合においても、労働に対する需要は決して絶無であるわけではない。例えば職業紹介統計をみると、求人数は、大正十三年には百九万五千余であつたが、その後の不況期には次第に減少して、大正十四年には八十五万九千余、昭和元年には七十二万九千余、昭和二年には六十二万四千余となつてゐる。そしてそののち、求人数は、再び増加の傾向を示しているが、大正十三年とほぼ同数に達したのは昭和六年のことである。すなわち不況期には、求人数は明らかに激減するが、しかし、すべての産業は全面的にその活動を停止するわけではないから、一方において、失業者を放出しつつも、他方において、なお労働に対する需要は依然として存続しているのである。ゆえに不況期においても、公益職業紹介所の活動する余地は全然ないとはいえないと考えられる。

かくの如く、公益職業紹介所の任務は、まず第一に、労働市場における労務の需給関係の不均衡を調節し、特に失業を緩和する点にあるが、第二に、産業を助長し、かつ労働機会を増大することをも任務とするものであるといわれている。その意味するところは、公益職業紹介所が積極的に雇主に働きかけて、適能の労務者を推薦し、その採用を慇懃することによ

つて、事業の拡張を図らしめるのである。たしかに事業家のなかには、適当な労務者をうれば事業を拡張したいと考えているものもあるにちがいない。公益職業紹介所におけるかかる任務に対しても、どの程度まで期待しうるかは簡単に推断を下しえないとても、公益職業紹介所の活躍と、所員の努力とによつて相当の効果をもたらしうるもののがくに考えられる。

公益職業紹介所はその機能を十分に發揮するについて、最も重要な要件と信ぜられるものは、迅速、安價ならびに信用の三点であろう。これら三大要件を充することは、當利職業紹介事業におけるよりも、公益職業紹介所において、一層容易であるようにおもわれる。この点に公益職業紹介所の重要性があり、當利職業紹介業と並んで、否、それを排除しても、公益職業紹介所の拡充強化が要望せられているのである。

労働市場における求職者は、その労働力を提供することによつて、生活資料をえんとしているものであるから、就職機会の速かに與えられんことを希望しているにちがいない。もし職業紹介機関が全く存在しない場合には、一方に適当な求人者があつても、就職を熱望する求職者も容易にこの求人者を探し出すことはできない。職業紹介機関が存在するとしても、それぞれ相互間に連絡統一が保たれていると否とでは、労務仲介の機会ながらに労務仲介に要する時間に大なる差等が生ずるであろう。

當利職業紹介業は個別に独立していく、相互のあいだに何らの連絡もないから、労務仲介の範囲はきわめて狭く、例えば甲職業紹介業における求人者と乙職業紹介業における求職者とが仲介されるならば、雇傭契約が成立する可能性があつても、兩職業紹介業のあいだには何らの連絡もないために、空しく好機会を逸して仕舞うような場合も少くはない。これでは雇

労働契約の成立に多くの時間を費す結果となる。

労務の需給関係を円滑ならしめ、職業紹介事業の機能を十分に發揮するには、各個の職業紹介所相互間の連絡を図る必要がある。この点を考慮して、職業紹介法に基くわが國の公益職業紹介所は全國的に統一ある連絡を保つ仕組みになつてゐる。すなわち職業紹介法の規定によつて、公益職業紹介所は、原則として市町村によつて經營されているが、その相互間の連絡状況をみると、第一次連絡においては、市町村内に数個の職業紹介所がある場合には、市町村長はその一つを指定して相互間の連絡を掌らしめ、第二次連絡においては、地方職業紹介事務局長は区域を定めて、その区域内の職業紹介所の一つを指定して相互の連絡を掌らしめ、第三次連絡においては地方職業紹介事務局はその管内の職業紹介所相互の連絡を掌り、最後に第四次連絡においては、中央職業紹介事務局は全國的連絡を掌つてゐる。従つて例えば甲職業紹介所に求職者があつて、適當なる求人者なき場合には、第一次連絡機関に通告して、指定連絡区域内の各職業紹介所に適當なる求人者を探し、なおその区域内に適當なる求人者なき場合には、さらに第二次連絡機関に同様の通告をして、適當なる求人者を探すことになつてゐる。かくすることによつて、求職者にできるだけ速かに就職口を仲介しようといふのであつて、これは相互のあいだに何らの連絡もなき當利職業紹介所において企て及ぼざる長所であるといわなければならない。

次に當利職業紹介所においては、一定の手数料を徴収しているが、當利事業としての經營を認めるかぎり、これはやむをえざるところであつて、その手数料にして不當に高くない場合、反対すべき何らの理由もない。しかし求職者の大部分、否その全部は、その生計に余裕の乏しき者であるから、職業紹介が無料でなされることは最も望ましいにちがいない。それゆ

えに國家の労務政策として実施せられる公益職業紹介所においては、既述のワシントン國際労働會議の條約案においてもみられる如く、手数料を徴收しないことを原則としているのであつて、わが國においても、公益職業紹介所は無料で職業紹介を行うことになつてゐる。

ある論者は、職業紹介所の手数料を求職者に負担させることの不当なる点については同意しながらも、求人者に少くとも手数料の一部を負担せしむべきであると、論ずるかも知れないが、もし求人者にそれを負担させるごとにすれば、おそらく求人者の公益職業紹介所の利用は減少すべく、これでは求職者を救済することを主眼としている職業紹介所の成績は不良に陥る危険があろう。それゆえに公益職業紹介所では求職者に対しても、また求人者に対しても無料の取扱いをすることになつてゐる。要するに職業紹介事業の実績を高めるには、特に求職者の経済的負担を軽からしめることが最も望ましいのであつて、この目的からいつて、當利職業紹介業よりも、無料主義を原則としている公益職業紹介所わはるかに優れているといわなければならぬ。

職業紹介事業の機能を十分に發揮する手段として、迅速、安價といふことはもとより重要な要件であるが、それにも増して重要なのは信用に関する問題である。當利職業紹介業者は、業務上、熱心ではあるが、しかし信用に関しては遺憾な点がないとはいひない。すなわち當利職業紹介業者は、これを業務として生活しているものであるから、適所に適材を仲介するといふことよりも、雇傭契約の成立によつて、手数料を徴収することを主眼としているから、不適當な職業紹介をなす危険も少くはない。むしろ不適當な職業紹介は短期間に雇傭契約の解消をきたし、重ねて職業紹介の機会を私に期待するような場合さえありうるとおもわれる。手数料

に関する問題を別にするも、當利職業紹介業に対しても、從來とも、その取締規則を嚴重に規定されているのは、信用の点において法的に監督する必要があつたからである。換言すれば職業紹介業は、本來、信用の原則に基いて活動すべき性質のものであり、當利職業紹介業に対しては、取締規則によつて、その信用の原則を維持するよう強制しているのである。

公益職業紹介所においては、かかる取締規則はないが、失業緩和のためにする公益職業紹介所においては、元來、不適當、不確実なる雇傭契約を強いて結ばせることは、求職者ならばに求人者の利益でないばかりか、職業紹介所の事務を徒に繁雑ならしむるにすぎないから、つねに信用に重点をおき、適所適材主義を嚴守することになつてゐる。

第三章 公益職業紹介事業の統計的觀察

公益職業紹介所は、大正十年四月、職業紹介法が公布せられて以來、市

第一表 一般職業紹介（年別）

| | 求人 | | | 求職者 | | | 就職者 | | | 就職率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | |
| 大正十年 | 三八、五〇 | 二〇、五〇 | 五八、〇〇 | 二九、〇〇 | 一七、〇〇 | 四六、〇〇 | 二一、〇〇 | 一〇、〇〇 | 三一、〇〇 | 〇・四六 |
| 大正十一年 | 三九、五〇 | 二一、五〇 | 六〇、〇〇 | 三〇、〇〇 | 一七、〇〇 | 四七、〇〇 | 二二、〇〇 | 一〇、〇〇 | 三二、〇〇 | 〇・五〇 |
| 大正十二年 | 三九、〇〇 | 二一、〇〇 | 六〇、〇〇 | 三〇、〇〇 | 一七、〇〇 | 四七、〇〇 | 二二、〇〇 | 一〇、〇〇 | 三二、〇〇 | 〇・五〇 |
| 大正十三年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 大正十四年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 昭和元年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 昭和二年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 昭和三年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 昭和四年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |
| 昭和五年 | 三九、一〇 | 二一、一〇 | 六〇、二〇 | 三〇、一〇 | 一七、一〇 | 四七、二〇 | 二二、一〇 | 一〇、一〇 | 三二、一〇 | 〇・五〇 |

明村によつて經營せられ、昭和十三年七月に職業紹介法の根本的改正が行なわれて、公益職業紹介所が國營化されるまで、約十八年間、ほぼ同一方針の下に活動をつづけ來たつたのである。

國營化せられた公益職業紹介所は、その機構に如何なる変化をもたらしたか、またその任務に如何なる重要性が加はつたか等を検討するに先き立つて、失業緩和を主眼として創設せられた公益職業紹介所は、支那事變の勃発するまでの期間において、如何なる業績を挙げたかを、統計的に概観することは決して無意義のことではなかろう。

まづ第一に、大正十年以來、昭和十一年に至る職業紹介の一般的状況を観察しよう。ここに示された数字には日傭労働紹介に関する分は除外されることを注意されたい。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|--------|-------|------|------|------|
| 〃 | 六年 | 大正、元年 | 四六、五三 | 二二、五一 | 九六、三四 | 四七、七七 | 一、一七、二六 | 三七、九三 | 二〇〇、三七 | 四八、二三 | 〇・三九 | 〇・四五 | 〇・三一 |
| 〃 | 七年 | 大正、二年 | 四六、六四 | 二二、五五 | 九七、四五 | 四八、四四 | 一、一五、一六 | 三三、三八 | 一九九、四〇 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 〃 | 八年 | 大正、三年 | 四六、六六 | 二二、五六 | 九七、五三 | 四九、四四 | 一、一五、一六 | 三三、三九 | 一〇一、四八 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 〃 | 九年 | 大正、四年 | 四六、六七 | 二二、五七 | 九七、五二 | 四九、四五 | 一、一五、一六 | 三三、三九 | 一〇一、四八 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 〃 | 十年 | 大正、五年 | 四六、六八 | 二二、五八 | 九七、五一 | 四九、四五 | 一、一五、一六 | 三三、三九 | 一〇一、四九 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 〃 | 十一年 | 大正、六年 | 四六、六九 | 二二、五九 | 九七、五〇 | 四九、四五 | 一、一五、一六 | 三三、三九 | 一〇一、四九 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 〃 | 十二年 | 大正、七年 | 四六、七〇 | 二二、六〇 | 九七、五一 | 四九、四五 | 一、一五、一六 | 三三、三九 | 一〇一、四九 | 四九、一四 | 〇・三〇 | 〇・四九 | 〇・三〇 |
| 右の第一表について見ると、求人数は、大正十年には、四月より公益職業紹介所が開設せられたため、僅か三十三万八千余に過ぎなかつた。しかし翌十一年の求人数も四十五万であつて、職業紹介所の創設当時においては、これを利用する雇主は比較的に少なかつたこととおもわれる。大正十二年頃より求人数は次第に増加し、大正十三年には百万を突破している。しかし産業の消長は景氣の変動ときわめて密接なる関係あることはいうまでもないところであつて、不況期には求人数も減退するものであることは昭和元年乃至昭和四年の求人統計が明かにこれを示している。世界的不況は昭和六年において最も甚しかつたことは一般に認められているところであるが、わが國においては、昭和六年にはすでに外國貿易関係の産業は發展の傾向を辿り、殊に満州事變以來、一方では外國貿易が次第に活況を呈すると共に、他方では軍需産業が著しく発展したために、この事實を反映して、昭和八年以来、求人数は大いに増加し、昭和十一年には実に二百三十万に達したのである。 | | | | | | | | | | | | | |

次に求職者数を見ると、求人数の推移とほぼ同一の傾向を示しているのであつて、大正十年には三十一万二千であつたが、逐年増加して大正十三年には約九十八万に達している。それ以後、不況期と共に求職者数は減退したが、昭和五年より再び増加の傾向を示し、昭和十一年には百七十七万以上に達している。また各年次の求人数と求職者数とを対比して見る

と、不況期においては一般に求人数よりも求職者数の方が大であるが、好況期、殊に軍需産業の著しく発展せる昭和九年以降においては求人数が求職者数を遙かに凌駕していることに注目しなければならない。従つてかかる好況期にあつては、求職者の労働條件が求人者の要求を満足しうるものであつたならば就職率は百分に達しえたであろう。

次に就職率を見ると、公益職業紹介の創設せられた数年間においては、その就職率は四割三分乃至四割八分であつた。しかるに大正十四年以來、就職率は次第に低下して、昭和二年には二割七分を示している。そして昭和八年より再び就職率がよくなつて、四割以上に達している。これによつて見れば、不況期に求人数が減少すると共に、就職率も低下するものであるといふことができる。ゆえに不況期における就職は一層の困難を伴うものであると判断することができる。次にこの就職率を男女別に見る場合、いすれの年次においても男子の就職率は女子の就職率よりも不良である。殊に不況期においても、女子の就職率は大して低下しないにかかわらず、男子の就職率は著しく低下するのである。すなわち不況期における就職困難は専ら男子の労務者側に存することを看取することができる。

次に産業別に職業紹介の概況を観察しよう。「職業紹介統計」に示された産業の種類は工業及び鉱業・土木建築・商業・農林業・水産業・通信運輸・戸内使用人・雑業の八種であつて、先ず工業及び鉱業について示せば次の第二表の如くである。

第二表 工業及鉱業における職業紹介

| | 求人數 | | | 求職者數 | | | 就職者數 | | | 就職率 | | |
|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|------|------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 |
| 大正十一年 | 九、七六 | 一五、六 | 一五、三二 | 一〇五、三三 | 七、九九 | 一一二、三 | 五、三九 | 一、八六 | 九、〇五 | 〇・六五 | 〇・六六 | 〇・六六 |
| 十二年 | 一九、六六 | 三一、一〇 | 三一、一〇八 | 一四、九三 | 四、六三 | 一四、九三 | 七、一〇四 | 一、八六 | 八、〇七 | 〇・五五 | 〇・五五 | 〇・五五 |
| 十三年 | 一金、九九 | 四〇、〇三 | 四〇、〇三 | 三八、七四 | 一〇五、〇四 | 一〇五、〇四 | 八、八〇 | 一、八〇六 | 八、〇六 | 〇・五七 | 〇・五七 | 〇・五七 |
| 十四年 | 三五、六一 | 七〇、〇三 | 七〇、〇三 | 三九、四八 | 一五、三三 | 一五、三三 | 八、九三 | 一、八〇六 | 八、九三 | 〇・五九 | 〇・五九 | 〇・五九 |
| 昭和元年 | 三九、三三 | 七五、二四 | 七五、二四 | 三七、三〇 | 一七、一〇 | 一七、一〇 | 七、八三 | 一、七、六八 | 一、七、六八 | 〇・五九 | 〇・五九 | 〇・五九 |
| 二年 | 一〇五、三八 | 一七、一〇 | 一七、一〇 | 一七、一〇 | 一〇五、六 | 一〇五、六 | 七、一九 | 一、七、一九 | 一、七、一九 | 〇・六一 | 〇・六一 | 〇・六一 |
| 三年 | 一四、二九 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、八九 | 一、八、八九 | 一、八、八九 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 四年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 五年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 六年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 七年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 八年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 九年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 十年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |
| 十一年 | 一四、九〇 | 二九、一六 | 二九、一六 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 一九、一〇 | 八、九〇 | 一、八、九〇 | 一、八、九〇 | 〇・五八 | 〇・五八 | 〇・五八 |

右の第二表で、先づ第一に、求人數を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、職業紹介所の開設当初においては十万内外の小数であったが、次第に増加している。しかし不況期には（すなわち昭和二年乃至五年には）減少し、滿州事變以來、再び増加して、昭和十一年には九十七万余に達している。

次に工業及び鉱業の求職者数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、職業紹介所の開設当初においては九万五千余の小数であつたが、次第に増加している。しかし不況期には減少し、滿州事變以來、再び

增加して昭和十一年には六十九万余に達している。そして第一表の求職者数に対する第二表の求職者数の割合を見ると、職業紹介所の開設当初および不況期においては、求人數の場合におけるとほぼ同一の割合を示している。しかるに滿州事變後において、求人數にあつては、工業及び鉱業の求人數は一般的求人數に対して二分の一に達しているにかかわらず、求職者数にあつては、工業及び鉱業の求職者数は一般的求職者数に対して依然として三分の一或ひはそれ以下である。これによつて見れば、工業及び鉱業の求人數は、好況期においては甚しく増加する傾向をもつてゐるにかかわら

す、その求職者数は左程の増加率を示さないのである。これは好況期にあつては、他の産業に比較して、工業及び鉱業においては、求職者——換言すれば失業者が少いことを示しているのではなかろうか。

次に工業及び鉱業の就職率を見ると、大正十年には六割強に達しているが、これは例外的に高率であつて、大正十一年乃至十三年においては四割五分乃至五割強である。しかし不況期には著しく低下して、昭和二年の如きは僅かに二割強に過ぎないのである。満州事変以後は再び上昇して四割以上に達している。次にこの就職率を男女別に見ると、男女の就職率は女子の就職率に比較してつねに不良である、殊に不況期において甚しいことは、一般的就職率の場合と全く同一の傾向を示している。また工業及び鉱業の就職率と一般的就職率とを比較して見ると、大正十年乃至十三年においては、工業及び鉱業の就職率の方が大であり、大正十四年乃至昭和三年においては逆に工業及び鉱業の就職率の方が小さく、さらに昭和四年乃至八年においては工業及び鉱業の就職率が大であり、それ以後の年次においては再び小である。不況期において、工業及び鉱業の就職率が一般的就職率に比較して不良であることは容易に想像しうるところであるが、好況期、特

に昭和九年乃至昭和十一年において工業及び鉱業の就職率が一般的就職率よりも劣つてゐる理由は何によるものであろうか。いま満州事変以後における就職率を男女別に見ると、一般的就職率にあつては、男子の就職率に比較して女子の就職率はつねに大であるが、その差は大して著しくない。これに反して工業及び鉱業の就職率にあつては、男子の就職率に比較して女子の就職率も、一般的就職率における場合と同様、つねに大であるが、しかもその差は著しく大である。この差異は不況期以来、同一の傾向を保つてゐるが、満州事変前後より女子の就職率は甚しく改善せらるべきであるにかかわらず、男子の就職率は大して増加していないのである。従つて満州事変以來、工業及び鉱業の就職率の増大は専ら女子の就職率において著しく現われたものであることが看取できるのである。満州事変以後の好況期においては、専ら繊維工業において、女工の需要が顯著に増大したものとおもわれる。またこれを反面より見れば、満州事変以後、工業および鉱業の就職率は改善せられたとはいえ、未だ重工業或いは軍需工業が特に拡大せられなかつたがために、女子の就職率に対比して男子の就職率が著しく劣つてゐるのではなかろうか。

次に土木建築業における職業紹介の概況を示せば左の第三表の如くである。

第三表 土木建築業における職業紹介

| | 求人 | | | 求職者 | | | 就職者 | | | 率 |
|--------|-------|----|-------|-------|---|-------|-------|---|-------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | |
| 大正十年 | 三〇、八〇 | 一四 | 三一、〇〇 | 三、五九 | 四 | 三、五九 | 二六、金 | 六 | 二六、九三 | 〇・九六 |
| 大正十一年 | 二八、七五 | 一八 | 二九、〇〇 | 二六、七九 | 三 | 二六、七九 | 二八、七六 | 五 | 二八、七六 | 〇・九九 |
| 大正十二年 | 二八、〇四 | 一四 | 二九、〇四 | 二六、七五 | 三 | 二六、七五 | 二八、七五 | 五 | 二八、七五 | 〇・九九 |
| 大正十三年 | 二五、九九 | 一四 | 二九、九九 | 二六、七三 | 三 | 二六、七三 | 二五、九九 | 五 | 二五、九九 | 〇・九九 |
| 大正十四年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正十五年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正十六年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正十七年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正十八年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正十九年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正二十年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正二十一年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正二十二年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正二十三年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |
| 大正二十四年 | 二四、一九 | 一四 | 二九、一九 | 二五、七九 | 三 | 二九、一九 | 二四、一九 | 五 | 二四、一九 | 〇・九九 |

る。もちろん不況期においては土木建築業の就職率も低下する事実を見逃すわけには行かないが、一般的就職率に比較すれば、土木建築業の就職

率の方がつねに高いのである。

次に商業における職業紹介の概況を示せば左の第四表の如くである。

第四表 商業における職業紹介

| | 求人 | | | 求職者 | | | 就職者 | | | 就職率 | | |
|-------|--------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 |
| 大正十年 | 金六〇八 | 一九六四 | 合七五〇 | 三七二〇 | 五二三 | 一九〇 | 三六三〇 | 九一四〇 | 四一四〇 | 一六三〇 | 二六一〇 | 〇・四四 |
| 大正十一年 | 三一六一 | 五二三 | 一九〇 | 八〇八〇 | 一三三 | 一九〇 | 二九一〇 | 九一四〇 | 三〇一〇 | 一六一〇 | 二六一〇 | 〇・四五 |
| 大正十二年 | 三四一六 | 一三九 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 二三三 | 一三三 | 一九〇 | 一六一〇 | 二六一〇 | 〇・四五 |
| 大正十三年 | 三四一六 | 一三九 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 二三三 | 一三三 | 一九〇 | 一六一〇 | 二六一〇 | 〇・四五 |
| 大正十四年 | 三〇六、九七 | 一八五三 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一〇一 | 六二三 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和元年 | 一五五、九八 | 一八五三 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一〇一 | 六二三 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四一 |
| 昭和二年 | 一五五、九八 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一〇一 | 六二三 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四一 |
| 昭和三年 | 一五五、九八 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一〇一 | 六二三 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四一 |
| 昭和四年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和五年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和六年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和七年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和八年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和九年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和十年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |
| 昭和十一年 | 一五〇、三〇 | 一五五 | 一九〇 | 七〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 九〇 | 六〇九 | 一九〇 | 一九〇 | 一九〇 | 〇・四〇 |

右の第四表で、まず第一に求人数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、大正十年には僅か八万六千余であつたが、次第に増加して大正十三年には二十七万余に激増している。しかし大正十四年より遞減して、昭和四年には十八万となつてゐる。しかるにそれ以後、再び増加の傾向を示して、昭和十一年には三十六万余に達している。そして男子に対する

求人数と女子に対する求人数とを比較すれば、職業紹介所開設当初にあつては男子一人に対して女子は二十分の一乃至三十分の一に過ぎなかつたのであるが、大正十四年ごろより、男子に対比して女子に対する求人数は、十分の一程度まで増加してゐる。この増加傾向は、次第に大きくなり、最近では四分の一程度に達してゐる。要するに商業においては、女子

に対する求人件数は、近來著しく増加し來たつたのであつて、この増加割合は、第一表における該事實に比較して、注目すべき特色を示している。

おいては、商業よりも他の産業特に工業界において就職口を求めるとする者が増加したために、商業における就職者数がやや減少したのではなかろうか。

次に商業における求職者数を見ると、求人數の場合におけると同様に、大正十年には五万四千余に過ぎなかつたが、逐次増加して大正十三年には二十万を越えた。そののち、多少の減少を示したが、昭和五年より再び増加して、昭和十一年には二十七万以上に達している。求職者数は求人数とほぼ同一の傾向を示してゐるとはいゝ、両者のあいだにおける特異点をあげるならば、第一に求職者数は不況期においても余りに減少しないことである。第二に、満州事變當時には、最高数を示し、それ以後においてはやや減少の傾向を示してゐることである。第一の点については、不況期においては、商業界も亦その活動を縮少し、少くとも活動範囲を拡大しないために、求人數は著しく減少したにかかわらず、求職者の数は殆ど減少しなかつたのである。第二の点については、商業界の活動範囲の拡大に應じて、昭和八、九年ごろまではその求職者数も次第に増加したのであるが、それ以後に

次に商業における就職率を見ると、職業紹介所の開設当初から大正十三年までは、約五割見当の就職率を示しているのであるが、不況期に入つてからの就職率は次第に低下し、昭和六年には僅か二割四分である。そののち就職率は僅かながら増大はしているものの、昭和十一年においても三割四分に過ぎない。満州事変後、一般産業界特に工業における就職率は著しく増大しているのに反して、商業における就職率は大した増加を示していないのである。さらにその就職率を男女別に見ると、職業紹介所開設以来、男子の就職率に比較して女子の就職率はつねに優位を占めていたのであるが、昭和四年以來、その地位は逆になつて、女子の就職率は男子の就職率よりも低くなつてゐる。これは不況期のみの現象ではなくして、満州事変以後においても同一の傾向を示してゐる。満州事変以後、求人者においても、また求職者においても、女子は次第に増加してゐるにかかわらず、女子の就職率が比較的に低いということは、商業における女子の就職機会が次第に困難を加えつたることを物語つてゐる。

第五表 農林業における職業紹介

右の第五表で、まず第一に求人を見ると、第一表またはすでに述べたる各種の産業における求人数とは異なる傾向を示し、職業紹介所開設以来、逐年増加の傾向を辿り、不況期においても求人数は減少していない。ただ不況期においては求人数は余りに大した増加を來たさなかつたといふに止まる。昭和六年における求人数は約七千に過ぎなかつたが、昭和七年以來、急激に増加して、昭和十一年には二万六千余に達している。そして

て女子は十五分の一見当(大正十年は例外)であつたが、次第にその比率は改善せられ、大正十四年乃至昭和四年ごろには十分の一に、それ以後は七分の一定程度まで増加している。

次に農林業の求職者数を見ると、求人件数の場合におけると同様に、求職者数は、逐年増加の傾向を示している。但し昭和十一年にはその前年より僅少ながら減少している。そして職業紹介所の開設せられた大正十年には僅か六百に過ぎなかつたのであるが、次第に増加して、大正十四年には四千以上に達した。その後の増加数は極めて僅少である。しかし昭和五年以

次に農林業の就職率を見ると、就職率は、職業紹介所開設当初においては、四割乃至四割五分見当であつたが、そののち、不況期にもかかわらず、爾余の産業における就職率とは異なり、やや増大の傾向を示し、満州事變以後においてはますます良好であつて、昭和十一年には実に九割弱に達している。ゆえに最近においては求職者の約九割が就職しうる好成績をあげている。さらにその就職率を男女別に見ると、男子就職率に対比して女子就職率はつねに大である。殊に職業紹介所開設以来、満州事變までは、男子の就職率に比較して女子の就職率は遙かに良好であつた。満州事變以來、男子の就職率が著しく女子の就職率に接近して來たのは、女子の就職

率が改善せられたよりも、男子の就職率が一層より多く改善せられたことに原因している。

次に通信運輸業における職業紹介の概況を示せば左の第六表の如くである。

| | 第六表 通 信 運 輸 | | | 就職者数 | 就職率 |
|-------|-------------|------|-------|------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | | |
| 大正十一年 | 元、九〇 | 三〇 | 一〇、一五 | 四、八三 | 0・七六 |
| 大正十二年 | 二、八三 | 一〇 | 三、一〇 | 二、四七 | 0・三八 |
| 大正十三年 | 四、五〇 | 一、八三 | 五、三三 | 二、四九 | 0・七七 |
| 大正十四年 | 七、七〇 | 一、七〇 | 八、四〇 | 三、六八 | 0・六七 |
| 昭和元年 | 八、九〇 | 一、六〇 | 九、五〇 | 三、八九 | 0・五〇 |
| 昭和二年 | 九、一〇 | 一、五〇 | 一〇、六〇 | 三、八八 | 0・三三 |
| 昭和三年 | 九、三〇 | 一、三〇 | 一〇、六〇 | 三、八八 | 0・三三 |
| 昭和四年 | 九、五〇 | 一、三〇 | 一〇、八〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和五年 | 九、七〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和六年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和七年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和八年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和九年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和十年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |
| 昭和十一年 | 九、九〇 | 一、三〇 | 一〇、九〇 | 三、九〇 | 0・三〇 |

右の第六表で、まず第一に求人數を見ると、大正十年には約二万であつたが、次第に増加して大正十三年には四万九千に達している。しかしその後においては逐次、減少して昭和六年には僅か一万三千未満に過ぎない。この不況期においては、通信運輸業の活動範囲は大いに縮少せられ、或いは活動範囲の拡大が阻止せられて、新らしき労務の需要は停止したこと

暗示している。しかし昭和七年以來、求人數は徐々に増加して、昭和十一年には再び四万人に達しているが、未だ大正十三年の四万九千には遙かに及ばないのである。さらに求人數を男女別に見ると、職業紹介所開設当初の女子求人數は極めて少數であつて、男子求人數の約八十分の一にも達しなかつたのであるが、昭和三年以來、十分の一に、最近では七分の一見当

まで増加している。

次に通信運輸業の求職者数を見ると、求人數の場合におけると同様に、求職者数は、大正十年には一万五千であつたが、次第に増加して大正十三年には四万八千に達している。しかるに、そのち次第に減少して昭和三年には二万七千余となつていて、求人数の場合に比較すれば、求職者数はすでに昭和四年より再び増加の傾向を示し、昭和十一年には五万八千以上に達している。また求職者数の男女別を見ると、男子の就職者数は男女合計の就職者数と全く同一の傾向を示しているが、女子の就職者数に達しているのである。また求職者数の男女別を見ると、男子の就職者数は男女合計の就職者数と全く同一の傾向を示しているが、女子の就職者数に達しては、これとは全く別個の傾向を示し、逐年つねに増加しているのであつて、不況期においても減少していない。しかし、男子の就職者数に比較すれば、女子の就職者数はその比率において極めて小さく、大正十一年には二百分の一以下であつた。昭和四年に至つて十分の一まで増加し、さらに昭和十一年に至つて約七分の一に増加している。従つて男子の就職者数に対する女子の就職者数の割合は小であるといふべきである。

次に通信運輸業の就職率を見ると、大正十年においては七割七分の就職

第七表 戸内使用人

| 大正十 年 | 求 人 数 | | | 求 職 者 数 | | | 就 職 者 数 | | | 就 職 率 | | |
|----------|-------------|------|--------|------------------|---------|--------|------------------|--------|--------|-------------|------|--------|
| | 男 | 女 | 総 計 | 男 | 女 | 総 計 | 男 | 女 | 総 計 | 男 | 女 | 総 計 |
| 大正十 年 | 三、四七 | 一、〇九 | 四、四六 | 三、六五 | 六、六三 | 九、二八 | 八、五四 | 四、〇九 | 三、五三 | 〇・三三 | 〇・九九 | 〇・六八 |
| 十一 年 | 七、九九 | 二、〇三 | 九、九二 | 五、七一 | 一〇、九一 | 十五、六二 | 一、九二 | 五、八一 | 七、七六 | 〇・三九 | 〇・九五 | 〇・六三 |
| 十二 年 | 五、三一 | 六、七一 | 十一、〇二 | 三、七九 | 五、四九 | 八、二八 | 一、七六 | 三、六一 | 五、六〇 | 〇・三四 | 〇・九四 | 〇・六〇 |
| 十三 年 | 六、三一 | 六、三四 | 十二、六五 | 四、三八 | 六、三一 | 十、七一 | 一、七六 | 三、六一 | 五、六〇 | 〇・三四 | 〇・九三 | 〇・六〇 |
| 十四 年 | 元、九九 | 六、六五 | 一、六、六四 | 一、七、九六 | 六、八三 | 一、六、六四 | 一、〇八、四四 | 一、一、〇四 | 一、一、〇四 | 〇・一〇 | 〇・九九 | 〇・三三 |
| 昭和元 年 | 八、〇八 | 三、四五 | 一一、四三 | 一、〇八、四四 | 一、〇八、四四 | 一一、四三 | 一、一、〇四 | 一、一、〇四 | 一、一、〇四 | 〇・一〇 | 〇・九九 | 〇・三三 |

率を示したが、逐年、次第に低下して、昭和五年には僅か一割八分弱である。そのうち、幾分の増加を示しているが、しかし、昭和十一年においてもなお三割三分強に過ぎない。これは大正十年における就職率の半分にも達していない。ゆえに通信運輸業においては、不況期にはもちろん、満州事変以後においても、その就職は、爾余の産業における就職に比較すれば甚だ困難である。さらにこの就職率を男女別に見ると、男女共に就職率は次第に低下し、殊に不況期において甚しいが、その低下の割合は、女子におけるよりも男子において特に大である。職業紹介所開設当初および満州事変以後においては、女子の就職率は男子の就職率よりも遙かに低いが、不況期においては両者の就職率はほぼ同一であり、年によつては女子の就職率は男子の就職率よりも却つて大なる場合さえある。要するに、通信運輸業においては、不況期においては男子の就職は特に困難なる傾向を示しているものといわなければならない。

最後に、戸内使用人における職業紹介の概況を示せば左の第七表の如くである。

最後に、戸内使用人における職業紹介の概況を示せば左の第七表の如くである。

右の第七表で、まず第一に、求人數を見ると、大正十年には四万であるが、逐年、増加の傾向を示し、不況期においても減少せず、昭和十一年には三十八万余に達している。さらにこの求人數を男女別に見ると、逐年、増加の傾向を示している点においては、男女ともに全く同一である。

なむち男子においては大正十年の一万三千に対して昭和十一年は二万二千であるから、九割強の増加に過ぎないが、女子においては大正十年の二万七千に比較して三十五万余であるから、實に百三十割の激増である。ゆゑに戸内使用人に対する求人件数は景氣の如何に關係なく、逐年、増加の傾向を示し、しかもその傾向は女子の側において顯著である。また爾余の産業における場合とは異なつて、戸内使用人においては、男子の戸内使用人に

いのである。

| | | | |
|-------|---------|-------|-------|
| 昭和十五年 | 三万三千人 | 0.110 | 0.110 |
| 昭和十四年 | 二十九万一千人 | 0.111 | 0.111 |
| 昭和十三年 | 二十六万九千人 | 0.112 | 0.112 |
| 昭和十二年 | 二十二万九千人 | 0.113 | 0.113 |
| 昭和十一年 | 二十一万九千人 | 0.114 | 0.114 |
| 昭和十年 | 二十一万九千人 | 0.115 | 0.115 |
| 大正九年 | 二十一万九千人 | 0.116 | 0.116 |
| 大正八年 | 二十一万九千人 | 0.117 | 0.117 |
| 大正七年 | 二十一万九千人 | 0.118 | 0.118 |
| 大正六年 | 二十一万九千人 | 0.119 | 0.119 |
| 大正五年 | 二十一万九千人 | 0.120 | 0.120 |
| 大正四年 | 二十一万九千人 | 0.121 | 0.121 |
| 大正三年 | 二十一万九千人 | 0.122 | 0.122 |
| 大正二年 | 二十一万九千人 | 0.123 | 0.123 |
| 大正一年 | 二十一万九千人 | 0.124 | 0.124 |
| 大正十年 | 三万三千人 | 0.110 | 0.110 |
| 大正九年 | 三万三千人 | 0.111 | 0.111 |
| 大正八年 | 三万三千人 | 0.112 | 0.112 |
| 大正七年 | 三万三千人 | 0.113 | 0.113 |
| 大正六年 | 三万三千人 | 0.114 | 0.114 |
| 大正五年 | 三万三千人 | 0.115 | 0.115 |
| 大正四年 | 三万三千人 | 0.116 | 0.116 |
| 大正三年 | 三万三千人 | 0.117 | 0.117 |
| 大正二年 | 三万三千人 | 0.118 | 0.118 |
| 大正一年 | 三万三千人 | 0.119 | 0.119 |
| 昭和十五年 | 三万三千人 | 0.110 | 0.110 |
| 昭和十四年 | 三万三千人 | 0.111 | 0.111 |
| 昭和十三年 | 三万三千人 | 0.112 | 0.112 |
| 昭和十二年 | 三万三千人 | 0.113 | 0.113 |
| 昭和十一年 | 三万三千人 | 0.114 | 0.114 |
| 昭和十年 | 三万三千人 | 0.115 | 0.115 |
| 昭和九年 | 三万三千人 | 0.116 | 0.116 |
| 昭和八年 | 三万三千人 | 0.117 | 0.117 |
| 昭和七年 | 三万三千人 | 0.118 | 0.118 |
| 昭和六年 | 三万三千人 | 0.119 | 0.119 |
| 昭和五年 | 三万三千人 | 0.120 | 0.120 |
| 昭和四年 | 三万三千人 | 0.121 | 0.121 |
| 昭和三年 | 三万三千人 | 0.122 | 0.122 |
| 昭和二年 | 三万三千人 | 0.123 | 0.123 |
| 昭和一年 | 三万三千人 | 0.124 | 0.124 |

次に戸内使用人の就職率を見ると、大正十年には三割九分であつたが、僅少ながら次第に増加して、大正十三年には四割強を示している。しかるに、大正十四年より減少し、この傾向は昭和五年まで持続した。しかし、昭和六年より再び増加して、昭和十一年には四割三分に達している。ゆえ

に戸内使用人につては、その求人数も、また求職者数も、景氣の如何に
関係なく、逐年、増加の傾向を示しているが、その就職率は、不況期にお
いてはやや低下している。さらにつてこの就職率を男女別に見ると、いずれの
年次においても、女子の就職率に對して男子の就職率は著しく不良であ
る。ゆえに戸内使用人につては、男子の就職は、景氣の如何に關係な
く、女子の就職よりも遙かに困難であるといふことができる。また女子の
就職率は不況期においてはやや低下しているが、大体において、いずれの
年次においても五割以上の就職率を示している。これに反して男子の就職
率は、不況期においても著しく低下しているのみならず、満州事變以後に
おいても大して増大していない。これによつて見れば、男子の戸内使用人

第八表 産業別による職業紹介（昭和十一年）

| 求 人 数 | 求 職 者 数 | | | 就 職 者 数 | | | 就 職 率 |
|-------------|------------------|-------|-------|------------------|-------|-------|-------------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | |
| 工業及鉱業 | 三四四二 | 五六四七 | 九〇一八 | 五九一八 | 一七、七〇 | 三六、四五 | 0.73 |
| 土木建築 | 三五、九七 | 四四、六六 | 七九、六三 | 一七、四五 | 二、三六 | 三、三九 | 0.44 |
| 商業 | 三〇、〇六 | 五〇、〇六 | 八〇、一〇 | 三七、五三 | 七、一四 | 四、一四 | 0.50 |
| 農林業 | 三一、〇〇 | 三〇、〇〇 | 六一、〇〇 | 二七、三三 | 五、一七 | 一、一七 | 0.30 |
| 通信運輸 | 三、三四 | 五、三五 | 八、七〇 | 四、一九 | 一、〇九 | 一、一〇 | 0.49 |
| 戸内使用人 | 三、四六 | 五、三九 | 八〇、四三 | 二、七九 | 一、〇九 | 二、一〇 | 0.26 |

右の第八表で、まず第一に、求人数を見ると、工業及鉱業の九十七万が
最も多く、これについで戸内使用人の三十八万、商業の三十万が多いが、
この両者を合計しても工業及び鉱業の九十七万には遙かに及ばないのであ
る。ゆえに職業紹介所に持ち込まれる求人数は、工業及び鉱業において断
然多いといふことができるであろう。さらにこの求人数を男女別に見る場
合、男子の求人数においては、工業及び鉱業の五十一万が依然として第一

の就職機会は、近來一般に困難を加えつつあるものと考へられる。

以上、産業別による職業紹介の概況を、時間の経過との関係において観
察した。（水産業は比較的にその数量が少いために、また雑業は雑多の產
業を包括しているために、これを除外した）。しかしこの觀察は産業別に
個別に行つたものであつて、各種産業相互間の関係を比較対照するには
不十分であるから、さらに各種の産業間における職業紹介の概況を、比較
対照するために、昭和十一年の事實について説明しようとおもう。昭和十
一年における産業別による職業紹介の概況を示せば左の第八表の如くであ
る。

まれる求人数は、男女の合計のみならず、男女別に見る場合も、工業及び鉱業において最も多いのである。

次に求職者数について見ると、工業及び鉱業の六十九万が第一位を占め、商業の二十七万余、戸内使用人の二十六万がこれについて多い。さらにこの求職者数を男女別に見ると、男子においては、工業及び鉱業の五十三万が第一位を占め、商業の十八万余、土木建築業の九万余がこれについて多い。しかるに女子においては、戸内使用人の十八万余が第一位を占め、工業及び鉱業の十六万余、商業の九万がこれについて多い。ゆえに工業及鉱業における求職者数は男女ともに多く、戸内使用人においては女子が著しく多く、男子が著しく少ない。

さらに求人数と求職者数との関係を見ると、通信運輸業を除けば、いずれの産業においても、求人数は求職者数を超過している。もつともこの関係を男女別に見ると、工業及び鉱業においては、男子求職者数は男子に対する求人数よりもやや多いが、女子にあつては、求職者数に対して求人数は約三倍に達している。ゆえに工業及鉱業においては、男子の求人数と、求職者数とはほぼ均合つているが、女子の供給量は著しく不足している。次に土木建築業においては求職者数よりも求人数の方が遙かに多く、これを男女別に分けて観察しても同様の結果を示している。商業においても求人数は求職者数よりも多いが、女子においては求人数よりも求職者数の方が遙かに多い。ゆえに商業においては、女子に対する需要量よりも供給量の

| 道府県 | 求人數 | | | 就職者數 | | | 就職率 | | |
|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|
| | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 | 男 | 女 | 総計 |
| 北海道 | 二三、四 | 一六、七 | 三三、一 | 六、九 | 七、五 | 一二、四 | 八、零 | 一〇、九 | 一〇、九 |
| 青森県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 岩手県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 福島県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 宮城県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 秋田県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 山形県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 福井県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 岐阜県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 愛知県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 三重県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 滋賀県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 京都府 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 大阪府 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 兵庫県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 奈良県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 和歌県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 京都府 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 福岡県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 大分県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 熊本県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 鹿児島県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |
| 沖縄県 | 一〇、九 | 一〇、九 | 二一、七 | 一、七 | 一、七 | 二、七 | 一、七 | 一、七 | 一、七 |

第九表 府縣別による職業紹介（昭和十一年）

方が多く、職業戦線に活動せんとする女子が比較的に多いことを示している。農林業においては求職者数よりも求人数の方が多く、これを男女別に見ても同一の傾向をもつてゐる。しかるに、通信運輸においては、農林業の場合は反対に、全体においても、また男女別においても、求人数よりも求職者数の方が多い。最後に、戸内使用人は求人数よりも求職者数の方が少いが、しかし男子の求職者数は男子に対する求人数の三倍以上に達しているにかかわらず、女子の求職者数は女子に対する求人数の半数に過ぎないものである。

最後に、就職率を見ると、農林業の八割七分が第一位を占め、土木建築業の八分一厘がこれについて多い。そして工業及び鉱業或ひは戸内使用人の就職率は四割見当、商業及び通信運輸業においては三割四分見當に過ぎない。さらにこの就職率を男子別に見ると、就職率の最も悪いのは男子戸内使用人の一割六分、男子通信運輸業の二割二分、男子商業の二割七分である。反対に就職率の最も良いのは女子農林業の九割三分、男子農林業の八割六分、男子土木建築業の八割一分、女子土木建築業の八割、女子工業及び鉱業の八割二分である。

職業紹介の概況を全國的に観察し來たつたが、さらに府縣別に職業紹介の概況を観察しようとおもう。昭和十一年の府縣別による職業紹介の概況を示せば左の第九表の如くである。

和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群柵茨福山秋宮岩青
歌

山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山鴻川京葉玉馬木城島形田城手森

次に求職者数を見ると、東京府の四十六万が断然多く、これについで大阪府の二十五万、兵庫県の十四万、北海道の八万六千、愛知県の七万五千、新潟県の六万六千、福岡県の五万、神奈川県および京都府の四万八千、長野県の四万四千等が多い。ゆえに大体において、求人数の多い地方では求職者数も多いのである。またこの求職者数を男子別に見ると、男子求職者数は東京府の三十万が第一位を占め、大阪の十九万、兵庫県の十一万、北海道の七万、愛知県の五万、新潟県の四万等がこれについて多く、女子求職者数は、東京府の十六万が第一位を占め、これについて大阪府の六万、長野県の三万三千、兵庫県の二万八千、愛知県の二万三千、新潟県の二万、福岡県の一万九千等が多い。また各府県共に女子求職者数に対比して男子求職者数は遙かに多いが、山梨県および長野県においては反対に男子求職者数よりも女子求職者数の方が多い。さらに求職者数の最も少い地方は、求人數の場合におけると同様、沖縄県、島根県、奈良県、和歌山県および鳥取県等である。

最後に、就職率を見ると、青森県の九割が第一位を占め、新潟県の八割九分、秋田県の八割八分、岩手県の八割六分、山形県の八割五分、福井県の八割三分、山形県および富山県の八割一分等がこれについて高い。そして東京府或は、大阪府においては求人數も求職者数も大なる地方であるが、就職率に到つては、上述の諸地方よりも遙かに下にあつて、東京府は二割七分、大阪府は二割五分に過ぎない。就職率を男女別に見ると、一般的には、男子就職率の高い地方は、女子就職率も高いのであるが、例外としては群馬県、山梨県、岐阜県等においては男子就職率よりも女子就職率は著しく高い。ゆえに就職率の大小は、求人數または求職者数の大小によつて決定するものではなくして、むしろ職業の種類、体性、年齢、教育等の諸條

件の綜合によつて決定するものであるといわなければならない。ゆえに就職率を分析的に検討するためには、職業の種類はもちろん、さらに体性、年齢、教育等に関する資料を必要と考えられる。しかしながら國には未だこの種の統計資料は全然存在していないのであって、これは甚だ遺憾のことであるといわなければならない。

子女数別子女扶養費に就いて

—第三次育児費調査結果に関する研究(その二)—

三 國 一 義

曩の年齢別子女扶養費においては子女の年齢的成長に伴う育児費の推移を観たのであるが、此處では子女数の増加に従つて育児費及び之と関連する世帯の一般家計が如何に推移するかを観察せんとするものである。

集計世帯総数は一二九二にして、これを子女数別に、更に地域別即ち、六大都市、市部及町部別に集計した。但し、六子以上の世帯は事例数の過少のため六子以上の世帯として一括集計した。

第一 世帯の子女数別分布

世帯の子女数別分布は第一表の示す如くである。

第一表 子女別世帯数

| ○ 子 世 带 | 総 数 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 |
|---------|-----|---------|-----|-----|
| 二三 | 八 | 四 | 一 | 一 |
| 三七 | 四 | 一 | 一 | 一 |

但し、純育児費とは年齢別子女扶養費の所で示した如き内訳をもつものにして、その内訳の変化は年齢別に観て意味をもつものであるから年齢別に集計せざることでは総額のみを採つた。

その推移は次の第二表の示す如くである。

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 一子世帯 | 二子世帯 | 三子世帯 | 四子世帯 | 五子世帯 | 六子以上世帯 |
| 三 金 三 金 三 金 | 三 元 三 元 三 元 | 二 元 三 元 三 元 | 一 元 三 元 三 元 | 〇 子 世 帶 | 計 |
| 同上構成比 | | | | | |

即ち、第一表の示す如く、最頻値は平均では三子（より精確には二・八子）の所にあり、又これを地域別みると、市部及町部は何れも大凡三子の所にあるが、六大都市においては二子の所にある。なお子女数別世帯分布関係は構成比でみるとより明確である。

斯く子女数別世帯分布の型が地域的に異つてゐるのであるが、寧ろ、この地域差の中にこそ社会的集團としてのこの集團の本質（安定性）が見受けられるものといいよう。

第二 子女数別純育児費

次に右の世帯における純育児費は子女数が増すに従い如何に推移するかを觀察する。

更にこれを「子基準指數」としてみると第二表の一の如く、平均では六子世帯では約二・七倍にして、地域的にみると六大都市は三倍半、市部二・七倍、町部二・五倍にして、六大都市の増加が特に顯著である。

先づ、絶体数の推移をみると、一子増す毎に平均一〇円一六錢である。これを地域別みると、六大都市は一四円八六錢、市部一〇円九三錢、町部八円八五錢の順位となり、六大都市の開きが特に目立つ。

純育児費総額の推移は右の如くであるが、これを更に子女一人当たりにしてみると次の第二表の二の示す如く、その性質上の低下の程度（節約度をも含めて）が明らかになり、更に地域による慣習の相違がより明確にみられる。

第二表の二 子女一人当たり純育児費

| 世帯別 | 平 | 均 | 六 大 都 市 | 市 | 部 | 町 | 部 | 世 帶 別 | 平 | 均 | 六 大 都 市 | 市 | 部 | 町 | 部 |
|----------|-------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|------|------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 一子 | 三〇・〇一 | 三〇・〇一 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一子 | 一九・〇 | 一九・〇 | 一元・八〇 | 一元・七六 | 一元・六五 | 一元・六五 | 一元・六五 |
| 二子 | 二九・七〇 | 二九・七〇 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 二子 | 三一・六 | 三一・六 | 二元・六一 | 二元・五七 | 二元・四六 | 二元・四六 | 二元・四六 |
| 三子 | 二五・二〇 | 二五・二〇 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 三子 | 三一・五 | 三一・五 | 二元・五八 | 二元・五四 | 二元・四七 | 二元・四七 | 二元・四七 |
| 四子 | 二三・五〇 | 二三・五〇 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 四子 | 三一・四 | 三一・四 | 二元・五七 | 二元・五三 | 二元・四六 | 二元・四六 | 二元・四六 |
| 五子 | 二一・八〇 | 二一・八〇 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 五子 | 三一・三 | 三一・三 | 二元・五九 | 二元・五五 | 二元・四九 | 二元・四九 | 二元・四九 |
| 六子以上 | 二〇・一〇 | 二〇・一〇 | 一元・七〇 | 一元・六六 | 一元・五五 | 一元・五五 | 一元・五五 | 六子以上 | 二七・六 | 二七・六 | 二元・六一 | 二元・五七 | 二元・五二 | 二元・五二 | 二元・五二 |
| 同上一子基準指数 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 同上一子基準指数 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 一子 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 二子 | 一九・〇 | 一九・〇 | 一五・八 | 一五・八 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 |
| 二子 | 一八・六 | 一八・六 | 一八・六 | 一八・六 | 一八・六 | 一八・六 | 一八・六 | 三子 | 三一・六 | 三一・六 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 |
| 三子 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・五 | 四子 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 |
| 四子 | 一六・四 | 一六・四 | 一六・四 | 一六・四 | 一六・四 | 一六・四 | 一六・四 | 五子 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 |
| 五子 | 一五・三 | 一五・三 | 一五・三 | 一五・三 | 一五・三 | 一五・三 | 一五・三 | 六子以上 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 |
| 六子以上 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 同上一子基準指数 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |

即ち、一般的には子女数の増加と共に規則的な遞減傾向を示して平均六子世帯迄に四五%の低下を示しているが、唯一子及五子世帯において子女の年齢別分布の影響で特に高いことが目立つてゐる。

更に地域別みると、町部、市部、六大城市の順位で低下しており、六大城市の低下の小さいことは注意すべき事柄である。

以上においては純育児費をその孤立的、絶体的な姿においてその推移を

観察したのであるが、更に関係的、相対的に観察して純育児費の家計に

おいて占める地位を明らかにする必要がある。又特に地域別に比較するには、地域により物價水準が異つてゐるため同一貨幣價值の支出は必ずしも同一程度の満足が保障され得ないと、この意味においてこの相対的観察は重要性をもつ。この意味で相対総支出百分比でみると次表の示す如くである。

第二表の三 純育児費(対総支出百分比)

| 世 帶 別 | 平 | 均 | 六 大 都 市 | 市 | 部 | 町 | 部 | 世 帶 別 | 平 | 均 | 六 大 都 市 | 市 | 部 | 町 | 部 |
|-------------|------|------|------------------|------|------|------|------|-------------|------|------|------------------|------|------|------|------|
| 一子 | 一九・〇 | 一九・〇 | 一五・八 | 一五・八 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 二子 | 三一・六 | 三一・六 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 |
| 三子 | 三一・六 | 三一・六 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 四子 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 |
| 四子 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 五子 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 |
| 六子以上 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・一 | 三一・一 | 三一・一 | 同上一子基準指数 | 三一・一 | 三一・一 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 |
| 同上一子基準指数 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一子 | 一九・〇 | 一九・〇 | 一五・八 | 一五・八 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 |
| 一子 | 一九・〇 | 一九・〇 | 一五・八 | 一五・八 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 二子 | 三一・六 | 三一・六 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・五 |
| 三子 | 三一・六 | 三一・六 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 四子 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・四 |
| 五子 | 三一・五 | 三一・五 | 三一・四 | 三一・四 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・三 | 六子以上 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・二 |
| 六子以上 | 三一・三 | 三一・三 | 三一・二 | 三一・二 | 三一・一 | 三一・一 | 三一・一 | 同上一子基準指数 | 三一・一 | 三一・一 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 | 三一・〇 |

即ち、第二表の三の示す如く、後段のべる諸支出は相対的には何れも子女数の増加に従い遞減しているのであるが、この純育児費のみは相対的にも増加していることは注目すべきである。

又大凡規則的遞増を示しているか、右のべた如き理由から特に五子以上の世帯では飛躍的な増大が見受けられ六大城市において特に顯著である。

なお各世帯平均からみると、その大きさは六大城市、市部、町部の順位を示すが、六大城市が特に大きい。

なお、又第二表の一及二の絶体額及百分比の各世帯平均は三子世帯のものに、六大城市では二子世帯のものに略々一致している。

更に、前表から平均と地域別の数値との比を子女数別に作つてみると次の第三表の如くになる。

第三表

| 世 帯 別 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 | 平 均 |
|------------------|------------------|--------|--------|--------|
| 一 子 | 0・全 | 1・0 | 1・00 | 1・00 |
| 二 子 | 1・4 | 0・丸 | 0・丸 | 0・丸 |
| 三 子 | 1・0 | 1・0 | 1・00 | 1・00 |
| 四 子 | 1・8 | 0・丸 | 0・丸 | 1・00 |
| 五 子 | 1・0 | 1・0 | 0・丸 | 1・00 |
| 六 子 以 上 | 1・00 | 1・00 | 0・丸 | 1・00 |
| 平 均 | 0・丸 | 0・丸 | 0・丸 | 0・丸 |

であり。(註)六大都市は著しく高い。
(註)子女数(X)を変数として純育児費(Y)の直線傾向線を作れば夫々次の如くになる。

$$\begin{aligned} \text{Y} &= 0.5 + 0.36X \\ Y &= 0.5 + 0.53X \\ Y &= 0.55 + 0.32X \\ Y &= 0.67 + 0.31X \end{aligned}$$

第三表 基本的生計費及其他の生計費

此處で基本的生計費とは第四表の示す如く所謂衣食住(光熱費をも含む)の経費を指すのであるが、之は本調査においては衣服費を別として子女の消費分をも含んでゐるから、廣義の育児費が含まれてゐる。この生計費が子女数の増加に従い如何に推移するかを観察する。

第四表の一 基本的生計費

| 子 数 | 世 帯 別 | 平 均 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 | 平 均 |
|--------|------------------|--------|------------------|--------|--------|--------|
| ○ | 一 子 | 101・三 | 101・三 | 101・三 | 101・三 | 101・三 |
| ○ | 二 子 | 115・三 | 115・三 | 115・三 | 115・三 | 115・三 |
| ○ | 三 子 | 123・六 | 123・六 | 123・六 | 123・六 | 123・六 |
| ○ | 四 子 | 131・九 | 131・九 | 131・九 | 131・九 | 131・九 |
| ○ | 五 子 | 139・三 | 139・三 | 139・三 | 139・三 | 139・三 |
| ○ | 六 子 以 上 | 147・六 | 147・六 | 147・六 | 147・六 | 147・六 |
| 平均 | 110・四 | 110・四 | 110・四 | 110・四 | 110・四 | 110・四 |

即ち、市部は町部より若干高く、又多子世帯(五子及六子以上の世帯)が高い。六大都市は平均においても、一子世帯を除き、何れの世帯においても最も高く、更に多子世帯において特に高いことが明瞭に示される。

なお一言説明を要することは、以上においてみた如く絶体額においても、相対的にも、多子家庭の育児費が特に高く、又六大都市において特に然うである現象である。之は育児費は眞に年齢別の分析においてみた所によると子女の年齢が進むに従い育児費は増加するのであるが、特に、生徒の年齢に達すると急激に増加するので、多子家庭にはこの生徒の年齢の子女の分布割合がより高くなつてゐることに因ると考えられる。又六大都市においては更に第三表でみた如く生徒の子女に対する育児関心が特に高いために育児費がとりわけ高くなると考えられる。

最後に、第二表から一子増す毎の育児費の平均増加率を計算してみると、一子毎に○・三六単位増加する。

又、これを地域別に作つてみると、

六 大 都 市 ○・五三

市 部 ○・三三

同上対総支出百分比

| | | | | |
|-------|---|-----|-----|-----|
| ○一子以上 | 子 | 六・三 | 六・四 | 六・五 |
| ○二子以上 | 子 | 六・二 | 六・三 | 六・四 |
| ○三子以上 | 子 | 六・一 | 六・二 | 六・三 |
| ○四子以上 | 子 | 六・〇 | 六・一 | 六・二 |
| ○五子以上 | 子 | 五・九 | 六・〇 | 六・一 |
| ○六子以上 | 子 | 五・八 | 六・〇 | 六・一 |

先づ、平均においては、第四表の一の示す如く絶体的には当然増加するのであるが、相対的には、純育児費が遞増しているのに対し、遞減傾向を示している。又零子世帯が有子世帯に比して相対的に著しく高いことが目立つてゐる。

これを地域別にみると市部、町部、六大都市の順位の高さを示すのであるが、更にこの関係をより明瞭に把握するために前段の如く平均との比を作つてみると第四表の二の如くなる。

第四表の二

| 世帯別 | 六大都市 | 市 部 | 町 部 | 平 均 | ○一子以上 | ○二子以上 | ○三子以上 | ○四子以上 | ○五子以上 | ○六子以上 |
|-----|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | ○・九九 | 一・〇二 | ○・九九 | 一・〇五 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇二 | 一・〇二 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九五 | 一・〇二 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| | ○・九七 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| | ○・九七 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |
| | ○・九九 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 |

第四表の三 基本的生計費内訳(平均)

| 世帯別 | 住居費 | 食 費 | 被服費 | 光熱費 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|
| ○一子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |
| ○二子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |
| ○三子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |
| ○四子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |
| ○五子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |
| ○六子以上 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 一・〇一 | 三・〇一 |

| | | | | |
|-------|---|-----|-----|-----|
| ○一子以上 | 子 | 六・三 | 六・四 | 六・五 |
| ○二子以上 | 子 | 六・二 | 六・三 | 六・四 |
| ○三子以上 | 子 | 六・一 | 六・二 | 六・三 |
| ○四子以上 | 子 | 六・〇 | 六・一 | 六・二 |
| ○五子以上 | 子 | 五・九 | 六・〇 | 六・一 |
| ○六子以上 | 子 | 五・八 | 六・〇 | 六・一 |

即ち、平均では市部が高いが、六大都市の低いことは特に注目すべきである。又子女数別みると、前表からも窺える如く、「一子世帯を除き六大都市は概して低位にあり、特に、多子世帯において著しく低いことが注目されよう。

なお、各世帯平均は絶体的にも相対的にも大凡三子世帯のものと一致している。

次に、之をその内訳についてみると第四表の三乃至八の示す如くである。

第四表の四 食費内訳(平均)

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 二・七・八九 | 一・九・五八 | 一・九・一五 | 六・一〇 | 七・〇〇 | 八・〇六 |
| 二・三・七一 | 二・三・九〇 | 二・一・九六 | 五 | 子 | 子 |
| 二・三・四三 | 二・〇・九二 | 二・〇・六七 | 五 | 五・三六 | 五・三六 |
| 二・三・七三 | 二・三・四九 | 二・六・二一 | 九 | 四・九一 | 七・〇八 |
| 二・七・一三 | 二・六・五七 | 二・三・九六 | 六 | 五・五六 | 七・〇七 |
| 一・四・二四 | 一・四・一四 | 一・二・一四 | 一 | 子 | 子 |
| 同上対総支出百分比 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 子以上 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 世帯別 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 第四表の八光熱費 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 六大都市 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 一・四・三四 | 一・三・八三 | 一・二・六八 | 九・九七 | 一・九・一 | 一・九・一 |
| 一・〇・六四 | 一・一・〇三 | 一・二・六一 | 九・九三 | 一・〇・八五 | 一・〇・八五 |
| 一・三・九四 | 一・二・七六 | 一・二・三四 | 九・八三 | 一・一・一四 | 一・一・一四 |
| 一・七・九〇 | 一・四・二二 | 一・一・八七 | 九・四四 | 一・一・四二 | 一・一・四二 |
| 一・五・五七 | 一・四・七七 | 一・五・八九 | 九・四四 | 一・〇・六六 | 一・〇・六六 |
| 一・六・七五 | 一・四・八七 | 一・一・八七 | 九・四四 | 一・一・〇七 | 一・一・〇七 |
| 一・二・六五 | 一・五・五三 | 一・五・八九 | 九・四四 | 一・〇・八五 | 一・〇・八五 |
| 同上対総支出百分比 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 子以上 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 第五表 家族一人当たり基本的生計費 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 世帯別 | 平 | 均 | 六大都市 | 市 | 町 |
| ○ | 四・四・九三 | 五・一・二六 | 四・九・七七 | 三・八・八二 | 二・七・四五 |
| 一 | 三・三・一〇 | 三・九・九八 | 三・三・六二 | 三・一・二五 | 二・七・四五 |
| 二 | 二・八・四一 | 三・〇・四二 | 二・八・九九 | 二・三・六一 | 二・三・六一 |
| 三 | 二・三・九四 | 二・七・二五 | 二・三・六一 | 二・三・八五 | 二・三・八五 |
| 四 | 二・二・九八 | 二・六・五三 | 二・一・四五 | 二・一・八一 | 二・一・八一 |
| 子 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 八・四四 | 八・九三 | 八・九三 | 八・九三 | 八・九三 | 八・九三 |
| 七・五八 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 |
| 八・二九 | 八・五七 | 八・五七 | 八・五七 | 八・五七 | 八・五七 |
| 九・一八 | 九・三七 | 九・三七 | 九・三七 | 九・三七 | 九・三七 |
| 五・七五 | 六・九七 | 六・九七 | 六・九七 | 六・九七 | 六・九七 |
| 六・八〇 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 | 七・〇三 |
| 八・二九 | 七・五八 | 七・五八 | 七・五八 | 七・五八 | 七・五八 |
| 同上対総支出百分比 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 子女数別子女扶養費に就いて 第三次育児費調査結果に関する研究(その二) | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |

即ち、夫々の費目の性質に應じて相對的には、光熱費、住居費、被服費の順位で何れも極めて規則的な遞減傾向を示しており、子女数の増すと共に消費水準の低下を思はせるものがある。之に対し唯食費のみは遞増傾向を示している。然し多子世帯では反つて減少しているので、更にこの内訳を第四表の四によりみると右の多子世帯における食費の減少は副食物費の減少に基くものであり、つまり、生活の切り下げがなされていることが看取される。

又右の関係を地域別にみると第四表の五乃至八の示す如く、右の傾向は六大都市において特に顯著に表はれている。要するに、六大都市においては相對的には奢侈的要素をもつ住居費、被服費において本來高い支出水準をもつてゐるが、子女数の増加に従いその低下割合も高いことが看取される。又他方相對的に食費、光熱費においては支出水準が低い傾向にある。

更に、この基本的生計費を家族一人当たりについてみると次の第五表の示す如くである。

なお、この生計費目の每一子増の平均増加率は〇・〇九七単位である。
其の他の生計費

| 子 | 二九・四一 | 二四・三三 | 二五・八一 | 三三・四九 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 子 | 三〇・七〇 | 二八・七七 | 三三・四二 | 二九・六〇 |
| 子 | 三三・〇一 | 二八・二四 | 二八・六四 | 三五・六〇 |
| 子 | 三七・七九 | 二九・八一 | 三三・四四 | 四二・三六 |
| 同上総支出中の百分比 | | | | |
| 子 | 三三・九〇 | 三四・五三 | 三三・四九 | 三四・〇一 |
| 子 | 一七・八〇 | 一九・三八 | 一六・三〇 | 一八・八〇 |
| 子 | 一五・七〇 | 一五・一〇 | 一四・六六 | 一六・八〇 |
| 子 | 一五・一〇 | 一一・二六 | 一三・七一 | 一六・八〇 |
| 子 | 一四・二〇 | 一一・二八 | 一五・八四 | 一三・九〇 |
| 子 | 一二・四〇 | 九・〇五 | 一一・九〇 | 一四・〇〇 |
| 子 | 六子以上 | 一四・九〇 | 一一・三〇 | 一二・四七 |
| 子 | | | 一六・六〇 | |

第七表

| 第六表 其他の生計費 | | | | | |
|------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 子 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| 二八・五八 | 四六・〇一 | 平均 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 |
| 三〇・九九 | 五三・九七 | 円 | 五〇・二三 | 五〇・二 | 四〇・二 |
| 二六・六一 | 三五・八四 | 二五・七八 | 二八・二八 | 二九・九九 | 二九・九九 |
| 四三二一〇 | | | | | |
| 子 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 |
| ○・七九 | ○・七四 | ○・九六 | 一・〇八 | 一・〇二 | 一・〇一 |
| 一・二一 | ○・九〇 | ○・九三 | ○・九一 | ○・九九 | ○・九九 |
| ○・九八 | 一・一二 | 一・〇七 | 一・〇五 | 一・〇五 | 一・〇五 |

五 子 ○・七三 ○・九六 一・一三
 六 子 以 上 ○・七五 ○・八三 一・一一
 平 均 ○・九三 ○・九六 一・〇五

即ち、六大都市は無子及一子世帯では最も大であるが、三子以上の世帯においては著しく低位にあり、前表によると絶体額においてすら減少していることは注目すべきである。又各世帯平均も最も低位にあることを示している。

更にこれを家族一人当たりについてみると第八表の示す如くである。

第八表 家族一人当たり其の他の生計費

| 世帯別 | 平 均 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 | 部 |
|----------|--------|---------|--------|--------|---|
| ○ 一 子 | 二三〇〇 円 | 二六九八 円 | 二五〇六 円 | 二〇〇一 円 | |
| 二 子 | 九・三五 | 一・九五 | 八・五九 | 九・四三 | |
| 三 子 | 七・一四 | 七・七五 | 六・六五 | 七・四九 | |
| 四 子 | 五・八八 | 四・八七 | 五・一六 | 六・七〇 | |
| 五 子 | 五・一 | 四・八〇 | 五・五七 | 四・九三 | |
| 六 子 以 上 | 四・五七 | 四・〇三 | 四・〇九 | 六・〇五 | |
| 同上一子基準指数 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 一 子 | 七六 | 六五 | 七一 | 七九 | |
| 二 子 | 六三 | 四〇 | 六〇 | 七一 | |
| 三 子 | 五四 | 三四 | 五四 | 五二 | |
| 四 子 | 四九 | 三一 | 四八 | 六四 | |
| 五 子 | 四五 | 四〇 | 四五 | 六四 | |
| 六 子 以 上 | 四九 | 三四 | 四八 | 四三 | |

即ち、子女数の増すと共に遞減しているのであるが、その限界は一子の四〇%程度迄押し下げられている。殊に六大都市においては三分の一の低下を示している。

なお、この費目の每一子増の平均増加率は〇・〇一単位にして前段の純育児費及基本的生計費に比し遙かに小さい。

以上の結果を要約すれば、子女数の増加に従い生ずる各費目の平均増加率は、純育児費〇・三三、基本的生計費〇・〇九六、其他の生計費〇・〇二単位であり又上段のべた如き地域差をもち、他方、右の各費目一人当たり低下の最低限は、その費目の性質に應じて、夫々純育児費四五%、基本的生計費五四%，其の他の生計費四九%であり、更にこの地域差をみると、市部、町部は略々右の平均に近いが、六大都市では、夫々純育児費四九%，基本的生計費三九%，其の他の生計費三一%の低下を示している。これは要するにこの集團の慣習的消費水準及その地域差を示すものである。

第四 総支出と所得

本調査の客体は扶養者と子女のみの世帯にして扶養者の消費分は各世帯を通じて同一であるから、総支出の大きさは子女数と消費慣習如何によつて規定される。従つて上段のべた事柄の云わば合計というに帰着するが若干の分析を試みることとする。

先ずその数字は第九表の示す如くである。

第九表 総 支 出

| 世帯別 | 平 均 | 六 大 都 市 | 市 部 | 町 部 | 部 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---|
| ○ 一 子 | 一三五・八八 円 | 一五六・三〇 円 | 一四九・六七 円 | 一一七・六六 円 | |
| 二 子 | 一五七・三八 | 一八五・〇五 | 一五八・一七 | 一五〇・九八 | |
| 三 子 | 一八二・〇一 | 二〇五・〇二 | 一八一・五七 | 一七七・九〇 | |
| 四 子 | 一九四・四三 | 二二五・九六 | 一八七・七一 | 一九八・三〇 | |
| 五 子 | 二一五・五七 | 二五五・四二 | 二一〇・九八 | 二二三・四五 | |
| 六 子 以 上 | 二五八・〇六 | 三一二・二九 | 二四一・五七 | 二五二・九九 | |

六子以上 二五九・六四 一五七・四二 一六七・五一 二五三・九一

平均(一一六子) 一九六・一三 二三九・五六 一九一・四七 一九三・九六

即ち、子女数の増すに従い規則的に递増しており、一子増す毎に約二〇円増であるが、唯、五子世帯において急激に増加し、六子世帯においては停滞しているのが目立つ。五子世帯の急激な増加は右の事情から純育児費の増加に因るものであることは容易に推測される。

又有子世帯の平均支出は一九六四一二錢にして略々三子世帯の支出に等しい。

これを地域別にみても前記の傾向は窺はれるが、六大都市においてはこの傾向が特に強く見受けられる。

なお、家族一人当たりについてみると次の第一〇表の示す如く極めて規則的な遞減傾向を示すのであるが、五子世帯が増加し、六子世帯で急激に減少する前記傾向はより明確に見受けられる。又この傾向は六大都市において特に著しい。

第一〇表 家族一人当たり総支出

| 世帯別 | 平均数 | 六大都市 | | | | | |
|-----|----------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 市部 | 町部 | 町部 | 市部 | 市部 | 市部 |
| ○ | 子 | 六七・九四 | 七八・一五 | 七四・八三 | 五八・八三 | 五〇・三三 | 一九三・四五 |
| 一 | 子 | 五一・四六 | 六一・六八 | 五一・七二 | 五一・七二 | 一八二・九六 | 一六九・四一 |
| 二 | 子 | 四五・五〇 | 五一・二五 | 四五・三八 | 四五・三八 | 二一六・三七 | 二四三・二〇 |
| 三 | 子 | 三八・八九 | 四三・一九 | 三七・五四 | 三九・六六 | 二四三・二一 | 一五七・四八 |
| 四 | 子 | 三五・九三 | 四二・五七 | 三五・一六 | 三五・五七 | 二四三・二二 | 一五五・六八 |
| 五 | 子 | 三六・八七 | 四四・六一 | 三四・五一 | 三五・一六 | 二三九・一四 | 一五五・三一 |
| 六 | 子 | 三三・二六 | 三三・一八 | 三三・四四 | 三一・七四 | 二三八・九三 | 二三八・九三 |
| 子 | 一一六子 | 一九一・一二 | 一三三〇・六八 | 一八七・九三 | 一八六・五二 | 二三一・六九 | 二三一・六九 |
| 子 | 平均(一一六子) | 一九一・四七 | 一九三・九六 | 一八七・九三 | 一八六・五二 | 二〇七・九八 | 二〇七・九八 |

一子基準指數
子 100 100 100 100

二子 86 83 87 87
三子 74 70 71 71
四子 68 69 66 70
五子 61 52 65 61
六子 72 55 65 61
七子 70 65 71 61
八子 74 70 71 71
九子 86 83 87 87
十子 86 83 87 87
十一子 86 83 87 87
十二子 86 83 87 87
十三子 86 83 87 87
十四子 86 83 87 87
十五子 86 83 87 87
十六子 86 83 87 87
十七子 86 83 87 87
十八子 86 83 87 87
十九子 86 83 87 87
二十子 86 83 87 87
二十一子 86 83 87 87
二十二子 86 83 87 87
二十三子 86 83 87 87
二十四子 86 83 87 87
二十五子 86 83 87 87
二十六子 86 83 87 87
二十七子 86 83 87 87
二十八子 86 83 87 87
二十九子 86 83 87 87
三十子 86 83 87 87
三十一子 86 83 87 87
三十二子 86 83 87 87
三十三子 86 83 87 87
三十四子 86 83 87 87
三十五子 86 83 87 87
三十六子 86 83 87 87
三十七子 86 83 87 87
三十八子 86 83 87 87
三十九子 86 83 87 87
四十子 86 83 87 87
四十一子 86 83 87 87
四十二子 86 83 87 87
四十三子 86 83 87 87
四十四子 86 83 87 87
四十五子 86 83 87 87
四十六子 86 83 87 87
四十七子 86 83 87 87
四十八子 86 83 87 87
四十九子 86 83 87 87
五十子 86 83 87 87
五十一子 86 83 87 87
五十二子 86 83 87 87
五十三子 86 83 87 87
五十四子 86 83 87 87
五十五子 86 83 87 87
五十六子 86 83 87 87
五十七子 86 83 87 87
五十八子 86 83 87 87
五十九子 86 83 87 87
六十子 86 83 87 87
六十一子 86 83 87 87
六十二子 86 83 87 87
六十三子 86 83 87 87
六十四子 86 83 87 87
六十五子 86 83 87 87
六十六子 86 83 87 87
六十七子 86 83 87 87
六十八子 86 83 87 87
六十九子 86 83 87 87
七十子 86 83 87 87
七十一子 86 83 87 87
七十二子 86 83 87 87
七十三子 86 83 87 87
七十四子 86 83 87 87
七十五子 86 83 87 87
七十六子 86 83 87 87
七十七子 86 83 87 87
七十八子 86 83 87 87
七十九子 86 83 87 87
八十子 86 83 87 87
八十一子 86 83 87 87
八十二子 86 83 87 87
八十三子 86 83 87 87
八十四子 86 83 87 87
八十五子 86 83 87 87
八十六子 86 83 87 87
八十七子 86 83 87 87
八十八子 86 83 87 87
八十九子 86 83 87 87
九十子 86 83 87 87
九十一子 86 83 87 87
九十二子 86 83 87 87
九十三子 86 83 87 87
九十四子 86 83 87 87
九十五子 86 83 87 87
九十六子 86 83 87 87
九十七子 86 83 87 87
九十八子 86 83 87 87
九十九子 86 83 87 87
一百子 86 83 87 87

次に、右の支出を賄うべき所得についてみるのであるが、上段述べた諸支出の推移傾向は、一般に勤労者階級の支出はその所得だけのものであるとの原則に基いて行はれているものとみるべきである。この社会的所得の推移は第一一表の示す如くである。

第一一表 所得(平均月収)

| 世帯別 | 平均数 | 六大都市 | 市部 | 町部 | 市部 | 町部 | 市部 |
|-----|----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| ○ | 子 | 一五五・六八 | 一八一・四六 | 一五七・四八 | 一四六・六九 | 一四六・六九 | 一四六・六九 |
| 一 | 子 | 一六九・四一 | 二四三・二〇 | 一五七・四八 | 一六三・七八 | 一六三・七八 | 一六三・七八 |
| 二 | 子 | 一八二・九六 | 二一六・三七 | 一七五・七二 | 一八三・三三 | 一八三・三三 | 一八三・三三 |
| 三 | 子 | 一九三・四五 | 二〇八・七六 | 一九四・八四 | 一九〇・三一 | 一九〇・三一 | 一九〇・三一 |
| 四 | 子 | 二〇二・九二 | 二四三・二一 | 一五〇・五八 | 一九五・六九 | 一九五・六九 | 一九五・六九 |
| 五 | 子 | 二一三〇・一九 | 二四三・二二 | 一三三六・七三 | 二〇八・四三 | 二〇八・四三 | 二〇八・四三 |
| 六 | 子 | 二二九・一四 | 二三八・九三 | 二三一・六九 | 二〇七・九八 | 二〇七・九八 | 二〇七・九八 |
| 子 | 平均(一一六子) | 一九一・一二 | 一三三〇・六八 | 一八七・九三 | 一八六・五二 | 一八六・五二 | 一八六・五二 |

即ち、大体において五子世帯迄は遞減傾向が見受けられるのであるが六子世帯では停滞している。而してこの集團の所得の社会的な上限の枠は大凡二三〇円の所にある。この社会的な枠から上段みた六子世帯の諸支出水準の低下、特に六大都市のそれ(一人当りの基本的生計水準で三九%)其の他の生計水準で三一%への低下)は説明される。

更にこれを一子基準指數でみると次表の如く右に述べた関係はより明瞭に示されている。

第二表 一子基準所得増加指數

| 世帯別 | 平均 | 六大都市 | 市部 | 町部 | 一部 |
|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 一子 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 二子 | 一〇七 | 九〇 | 一一一 | 一一一 | 一二二 |
| 三子 | 一二四 | 八六 | 一二三 | 一二三 | 一三一 |
| 四子 | 一二九 | 一一〇 | 一二八 | 一二八 | 一三〇 |
| 五子 | 二三〇 | 一〇〇 | 一四三 | 一四三 | 一四七 |
| 六子以上 | 一三〇 | 九四 | 一四七 | 一四七 | 二七 |

更にこれを家族一人当たりについてみると次表の示す如くである。

第一三表 家族一人当たり所得

| 世帯別 | 平均 | 六大都市 | 市部 | 町部 | 一部 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 一子 | 七七・八四 | 九〇・七三 | 七八・六二 | 七三・三四 | 一・一四 |
| 二子 | 五六・四七 | 八一・〇七 | 五一・四九 | 五四・五九 | 一・〇七 |
| 三子 | 四五・七四 | 五四・一〇 | 四三・九三 | 四五・八一 | 一・〇五 |
| 四子 | 三八・六九 | 四一・七五 | 三八・九七 | 三八・〇六 | 一・一六 |
| 五子 | 三三・八二 | 四〇・五二 | 三三・七六 | 三三・四〇 | 一・一三 |
| 六子 | 三一・四六 | 三四・七五 | 三三・四〇 | 二九・七八 | 一・〇五 |
| 七子 | 二七・四〇 | 二八・六一 | 二八・九六 | 二五・九九 | 一・〇五 |
| 八子以上 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一・二五 |

一子基準指數

即ち、子女数の増す毎に規則的な遞減傾向を示し、三子世帯で大約一・〇〇となつてゐる。

なほ、每一子増の支出及所得の平均増加率を算出してみると次の如くで、その地域的相違が明瞭に認められる。(註)

| 平 | 均 | 総支出 | 所 得 |
|------|------|-------|-----|
| 六大都市 | 〇・一五 | 〇・〇七〇 | |
| 市部 | 〇・一 | 〇・〇〇四 | |
| 町部 | 〇・一四 | 〇・〇九六 | |
| 一部 | 〇・一三 | 〇・〇五一 | |

即ち、上段支出でみた関係に対応して無子世帯が特に大であるが、子女数の増すと共に大凡規則的な遞減傾向を示している。地域別では一子基準指數でみると明らかなる如く六大都市の低下が特に著しい。

而してこの遞減傾向は上段のべた諸支出の遞減傾向を振り返つてみると、大体において夫々相対應していることが分かる。

更に、総支出と所得の関係を見るに、既に前掲第八表、第一〇表からも見られる如く平均に市部、町部では三子世帯で收支が均衡し、六大都市では二子世帯で赤字が現はれている。この関係を更に明瞭に把握するために支出と所得の比を作つてみると次の第一四表の示す如くである。

第一四表

| 世帯別 | 平均 | 六大都市 | 市部 | 町部 | 一部 |
|------|------|------|------|------|------|
| 一子 | 〇・九四 | 〇・九七 | 〇・九九 | 一・〇八 | 一・〇八 |
| 二子 | 一・〇五 | 一・〇七 | 一・〇九 | 一・〇三 | 一・〇三 |
| 三子 | 一・〇七 | 一・〇九 | 一・〇九 | 一・〇六 | 一・〇六 |
| 四子 | 一・〇五 | 一・〇九 | 一・〇九 | 一・〇九 | 一・〇九 |
| 五子 | 〇・九四 | 〇・九五 | 〇・九六 | 〇・九二 | 〇・九二 |
| 六子以上 | 〇・八五 | 〇・七八 | 〇・九三 | 〇・八三 | 〇・八三 |

以上の観察から、子女数別に費目別支出及総支出をみると大体において夫々の所得に順應してなされていると云えるが、多子世帯で赤字支出を生じる

じてゐるのはこの集團の慣習的消費水準と所得増加率の低位性によるが、上段みた如く、特に純育児費支出が高いことに基くものであり、これはこの集團の消費慣習を示すもので注目すべき事柄である。

(註) 上段同様、その直線傾向線は夫々次の如くになる。但、支出Y、所得Zとする。

平均
総支
出

$$\begin{aligned} Y &= 0.83 + 0.15x \\ Z &= 0.93 + 0.07x \end{aligned}$$

六大都市
総支
出

$$\begin{aligned} Y &= 0.9 + 0.11x \\ Z &= 0.95 + 0.004x \end{aligned}$$

市總所
支
出

$$\begin{aligned} Y &= 0.81 + 0.14x \\ Z &= 0.91 + 0.096x \end{aligned}$$

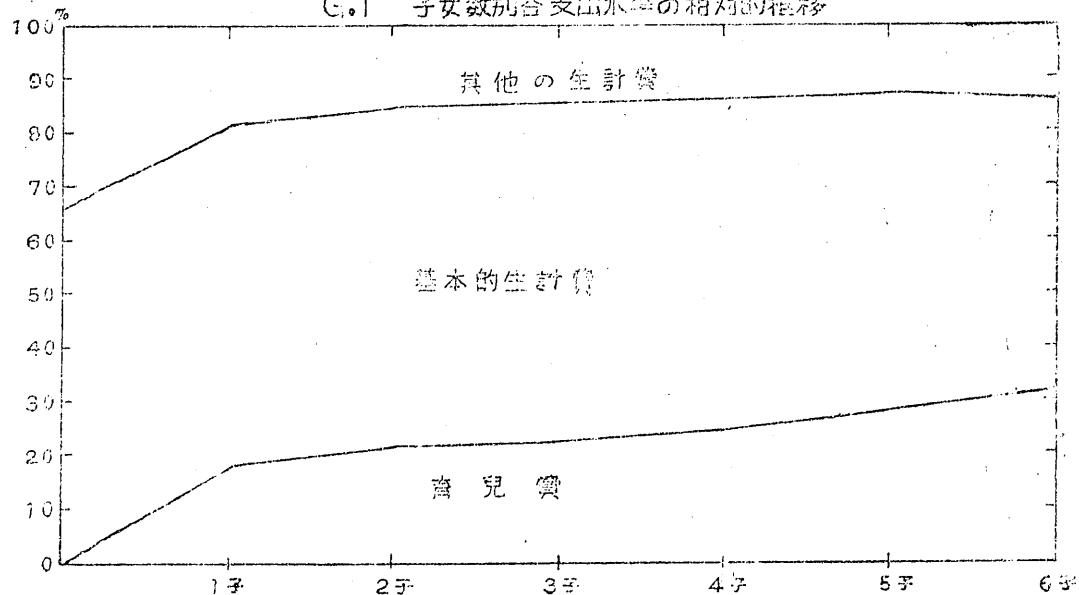
町總所
支
出

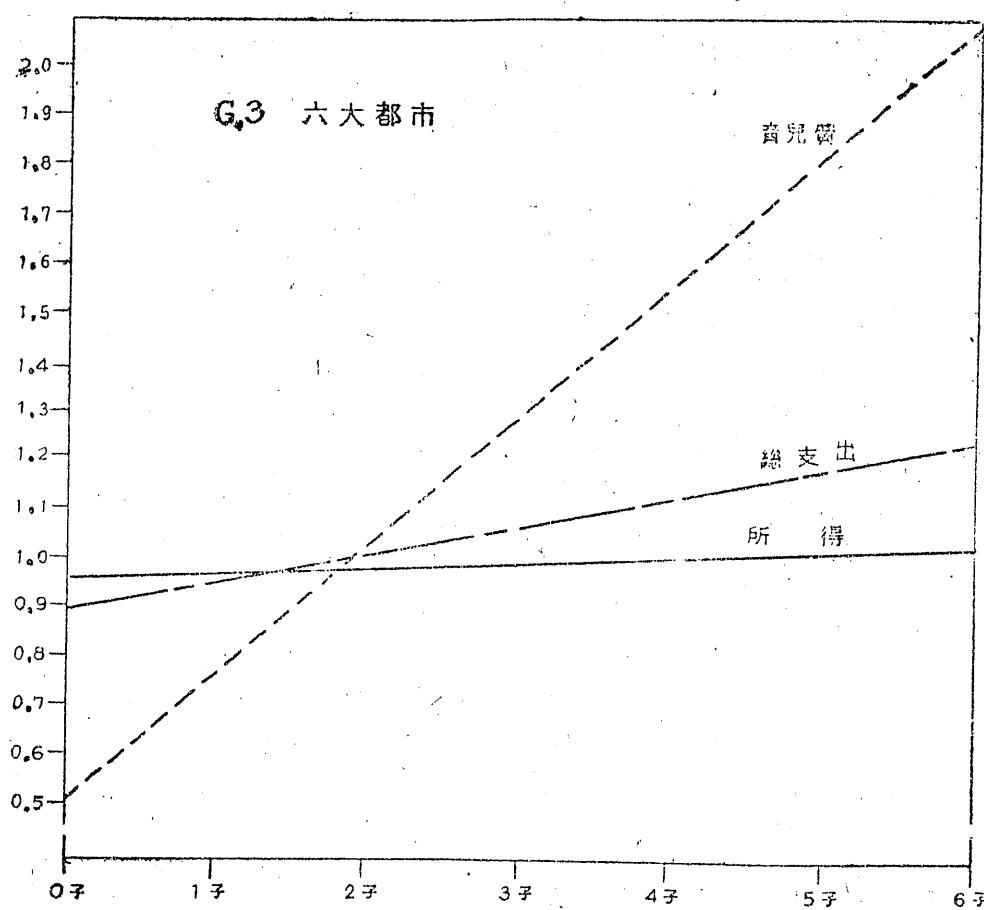
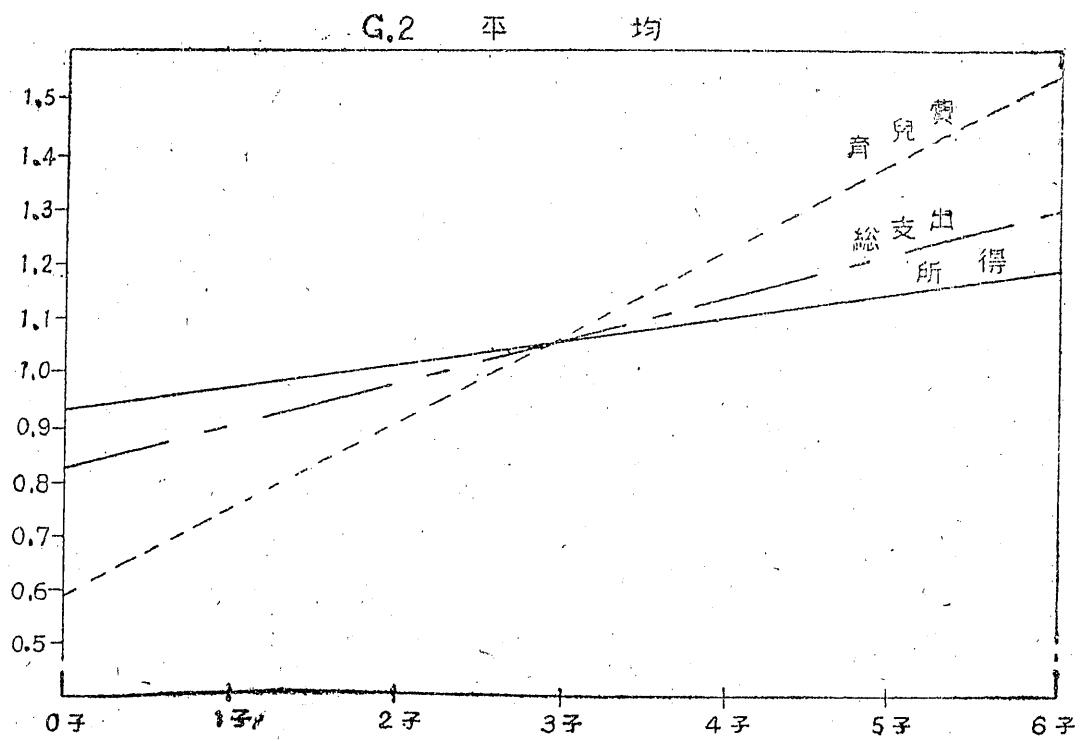
$$\begin{aligned} Y &= 0.88 + 0.14x \\ Z &= 0.98 + 0.052x \end{aligned}$$

第五 総括的観察

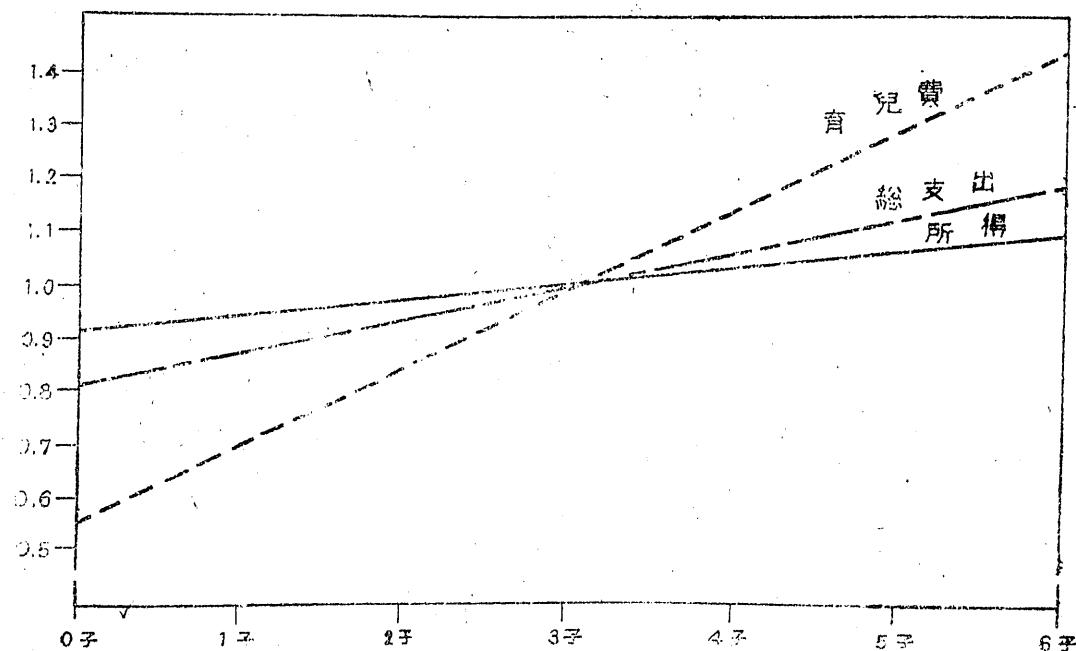
先づ、以上において分析せる支出の配分関係並に純育児費、総支出及び所得の量的関係を端的に、謂はば模型的に、表現すれば次の諸図の如くになる。

C.1 子女数別各支出水準の相対的推移

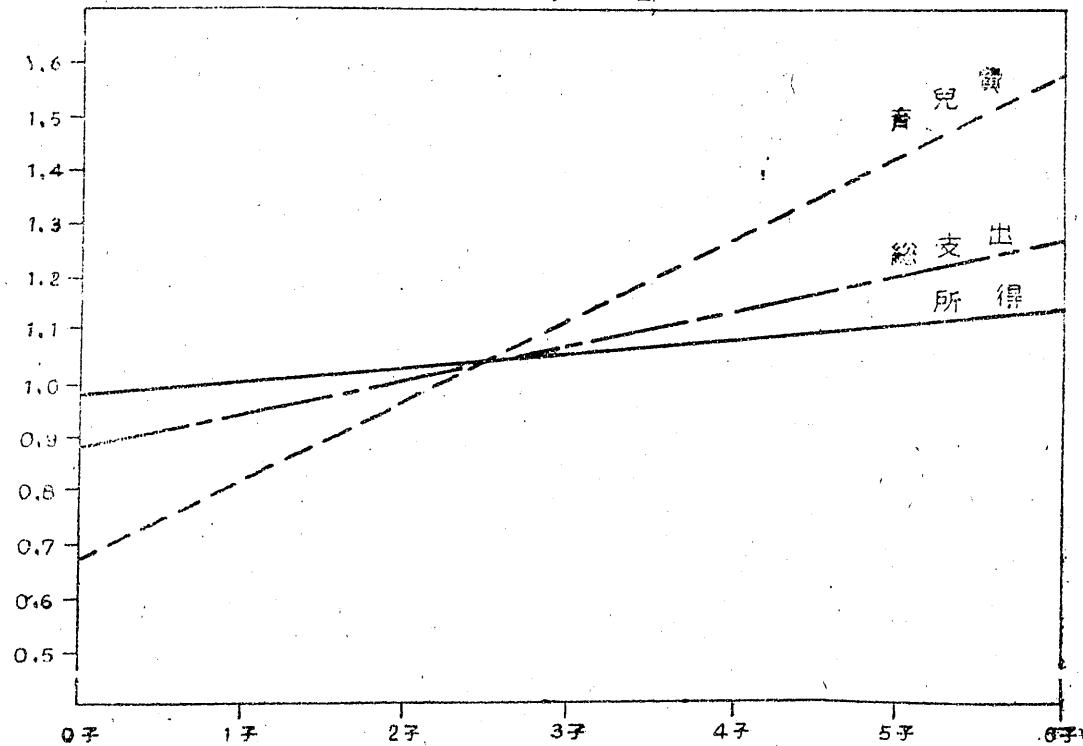




G.4 市 部



G.5 町 部



即ち、各支出項目の配分関係については説明する迄もなく明瞭であり、唯後者について以上において観察せるものを更に要約すれば、平均では所得と支出は三子の所で交叉するが、之はこの集團の純育児費の支出水準の高いため三子以上の世帯では家族一人当りの諸支出水準をその費目の性質に應じて低下せしめ乍ら尙且赤字家計とならざるを得ないのである。

又これを地域別みると地域差が明瞭に看取される。即ち、市部では三子を越えた所で、町部では三子に達しない以前に、六大都市では既に二子に達しない以前において夫々交叉している。これは前にみた如く、市部は支出水準も若干高いが所得増加率が更により高いからであり、六大都市は本來生計水準が高い——無子、一子世帯(小子女世帯)の支出水準をみよ——のであるが、加之、特に純育児費の支出水準が高いからであることはいうまで迄もない。

以上においては收支の数量的変化を子女数の函数とみて、その量的な関係の分析をしたのであるが、更にこの量的変化を通してこの集團の社会的生活態度が推論されよう。

先づこの集團が職業上公務自由業に属することは既に高い育児関心を予想せしむるものであるが、他の職業との比較はここで求められないものであるが、前段みた如くその支出の数量的関係では赤字を出し乍ら純育児費支出を増加せしめている点からみて育児関心の高位性が推測せられよう。

本來、育児に対する親の自然的心情としては如何なる親も同一であると考へられるのであるが、この集團における、勤労者階級の消費はその所得だけのものであるという原則に背いて赤字家計において純育児費の増加といふ事実はこの集團の育児水準の高位性を示すものである。この高位な育児水準は、現在の節約乃至苦痛において將來におけるより大なる満足乃至

安定を求めるとする行爲から出るものと解せられ、所謂近代的な合理的な生活態度といえよう。又特に六大都市においてこの傾向は強く表はされる。今、斯かる行爲を標準として生活水準を云々するならば、この集團の生活水準は高位にあり、又特に六大都市が然うであるといえよう。又これを子女の側面からみると、この集團の子女の文化的な生存権は高く保障されており、特に六大都市では然うであるといえよう。

ところで、この高い子女の生存権の保障は他方において社会的な所得の枠があるから、扶養者の責任上当然子女数の大きさが問題とならざるを得ないのである。そこで上段の子女数別世帯の分布を振り返つてみると、平均及市部町部では三子世帯に最頻値があり、六大都市では二子世帯にあつたことが回顧される。

更にこの事実は前数段を通してみた如く、收支及諸支出関係が夫々三子及二子世帯において大凡均衡を保つていた事実との関連において省察るべきことはいう迄もない。繰り返せば、扶養者がその扶養の責任を前述の本來の意味において果し得る限度は、平均及市部、町部では三子、六大都市では二子にあるということである。六大都市はより高き扶養責任から子女数がより制限されるのである。

斯くて、子女数別に育児費を観察すると、右の如き意味において、所得等の社会的制約に基いてこの集團では三子或いは二子という子女数の社會的標準が統計的に帰納されることになろう。然かもこの標準が地域差をもつところに社会的集團の本質が見受けられるものといえよう。

資料

其の一 総説 アメリカ人口問題

アメリカ人口問題資料(1)

故 左 右 田 武 夫

管ビローズベルトによつて創設された國家資源調査局の機能と任務とを

國家計画局のそれと合せて引きついた國家資源委員会(National Resources Committee)は國家資源のよりよき保存と利用の計画化を目的とする連邦機関であるが、同委員会は特に人口に関する基本的資料の整備のために人口専門家を委員とする人口問題委員会 Committee on Population Problems を組織し、人口問題關係の諸般の資料を検討させた。その報告書は

The Problem of Changing Population(1938) その他數冊の特殊報告書として過ぐる戦時中に発表せられた。アメリカ最近の人口問題を大観するには極めて便利なもので、ひんにアメリカ人口問題資料としてその大要を紹介する次第である。

なお右人口問題委員会の委員氏名は左の如くである。

Edwin B. Wilson (Chairman)

L. C. Gray

William F. Ogburn

David L. Fedoall

Charles H. Judd

Warrin S. Thompson

は し が き

以下アメリカ人口問題の序論的総説として紹介するところは上記委員会が大部分の報告書の総括的序論として編纂した別冊の小パンフレット「ヒューレッシュン・プロブレム」の大意を翻訳したもので、前調査部長、故左右田技官の手による備忘録的手記に本多技官が一部補筆せるものである。

緒 言

われわれが静止人口または減退人口の時代に近づきつつあるといふことは多くのアメリカ人にとって一種の驚きを與えてくるようである。われわれの國家的發展は人口の急激な發展にいろどられてきた。われわれの民主制度の下における國家資源の保存と利用の計画は人口中の凡ての集團に所謂アメリカ的生活水準を漸次可能ならしめることを目的とする。われわれの國家資源、産業施設及び社会的協同の凡ての形式は人々の福祉に貢献する限りにおいて價値がある。國家政策はかくてアメリカ人口の趨勢の問題について深甚なる考慮を拂わねばならない。

國家資源の賢明なる利用計画を援助するために國家資源委員会はその科学委員会に対しわれわれの最も緊急を要する人口問題の研究をなすよう要望した。科学委員会はこの問題に対する報告書を調製するために人口専門

家の特別委員会を創設した。その報告書の概要は以下のとおりである。

静止人口への動向

アメリカの人口はもう今までのようには増加していない。大量の移入民が許されるか、思ひがけないような出生率の増加がないかぎり、人口増加率は減少しつづけ、一九七五年ごろには多分一億六千万より多くはない一頂点に達するであろう。そしてその時から人口は停止し又は減少しはじめらるであろう。

人口の予測をするために専門委員会は種々の出生率と種々の移入民量との影響を考慮しつつ最高と最低の総人口を推計した。

人口増加の減少は第一に出生率の減退によつて説明せられる。出生率が過去一世紀ちかくもの間減少しつづけてきたといふことは一般的の切実な注意を惑かなかつた。最近までこの減少は死亡率の減少や外國からの莫大な移入民、それにアメリカ人口がその年齢構成上他の國々に比較して異常に大きい妊娠年齢女子の割合をもつていていたといふ事実によつて相殺されてゐたのである。しかし出生率の減少は今やこれらの人口を増加させる他の諸要因を凌駕するに到つた。

停止人口の予想はしかし産業と政治に對して重大な意義をもつてゐる。過去において人口の増加は市場を拡大することにより企業の発展に大きな寄與をしてきた。アメリカの財産所有者は人口増加により莫大な利益を得た。將來におけるアメリカ商品のための國內市場の継続的増加は人口の量的増加によつては得られない。それは有効な消費者需要の増加、生産力の増加、所得分配の一般化によつて求められねばならぬ。

停止人口または減退人口への轉化は國民生活にとつて一般的に有利である。それはこの國の國民の各々が他の古い世界の國々の國民よりも平均してより多くの支配し得る耕地、鉱物その他の自然資源をもちつづけることを意味するからである。われわれの資源は、もし賢明かつ有效地に保存し利用せられるならば、高い生活水準の物質的基礎を供給するであろう。

人口の年齢構成の要動

人口の自然増加は出生の死亡に対する超過によつて測定される。人口の自然増加は二〇年代のはじめ(一九二〇—一四年)に年百五十万の時に達した。それから十年後(一九三〇—三四四年)にはそれは年平均百万に達しなかつた。移入民の減少により総人口の増加の減退は自然増加の減退よりも更に一層急速であつた。

しかし停止人口への予想は何も特別の警戒を要する性質のものではない。人口専門家の最もひかえめな予測によつても一九八〇年のアメリカ人口を一〇〇とする割合においてみると、二〇歳未満の人口割合は約半分に

人口は今日のそれと同様である。多産的で強力な外國人口に対し國家を防護するためには大きな人口を必要とするという考え方は過去の歴史に依拠した考へで、現代の軍事的体験からは殆んど支持し難いものである。今日においては富や技術的熟練、人々の組織や志氣といったものはその軍事的重要性において單なる数の力より恐らく遙かに大きいといつてよいのである。のみならず、軍事的力の増大を目的とする國家の人口増加政策は一般的の生活水準を引き下げるによつて終局において却つて軍事的弱点を招來することにならう。

なり、六〇歳以上のそれは二倍以上になつてくる。即ち生産年齢人口によつて養われねばならぬ老齢人口は非常に増加することになるが、その反面、同じく養育されねばならぬ子供の数は減少することになる。

このような趨勢はまた別の方針によつても説明せられる。一九三〇年と四〇年の中間に於いて六五歳以上の人口は七百五十万であつた。それから四十五年後の一九八〇年には右年齢層の人口は大約二千二百万となることになる。また小学校学齢児童数の減少はすでに一九三〇年に顯著になつてゐる。一九三〇年から三四四年の間に小学校の在籍児童数は三十万以上も減少した。ハイスクール（一四歳乃至七歳）の学齢子供数は一九四〇年までは増加をつづけるが、それから以後は同様に減少過程に這入りはじめる。

しかしあれわれはアメリカ國民がそう急速に老齢化するものではないことを強調せねばならぬ。生産年齢人口（二〇歳乃至六四歳）の総人口に対する割合は十九世紀より二十世紀にかけて明らかに増大してきた。著しい変化は両極端の年齢層においておきるので、中間の年齢層においてではないのである。

六五歳以上の人口の増大は社会的保障立法の必要性から國家の注意を感じ到つてゐる。しかし生産年齢人口の平均年齢の増大ということにも注意をむける必要がある。今後の数十年間に予想せられる最も大きな変遷は若い成人に比し比較的老齢の生産年齢人口が増加するということである。一九三〇年から一九七五年までの間に推定される一〇一四四歳の人口の増加は六%であるが、四五一六四歳の人口は六九%もの増加を予定されているのである。

産業はこのような労働供給の変化に適應せねばならぬし、社会は莫大な負担に当面するであろう。その上に、老齢の労働者は非発展的職業に集中

する傾向がある。これらの事情は雇傭條件及び技術的変化のためにその職場を失つた老齢労働者たちの適應性を再訓練し増大させるための諸施設がますます重大なる意義を有するに到るであろうことを示唆する。

人口年齢構成の変遷は各種の公共的建設計画に於ても重大なる関連をもつてゐる。國民全体として学齢児童が増加しないということ、しかし又老齢者のための家とか精神病病院とかいうような特殊な施設を必要とする老齢者が増加するということは十分に認識されねばならぬ。

資源に対する人口の分布

アメリカ合衆國は他の國々に較べて全体として人口は過剰でない。この國の資源に対する人口圧力は継続的な経済発展を阻害するほど深刻な大きいものではない。しかしながら、國の或る部分においては経済的資源に対する人口の圧力が幾百万の人々にとつての永久的な貧困と文化的退要をもたらす基礎的な原因となつてゐる。

人口と資源との間の不均衡の概略的觀察は大地域別の人口当たり平均所得を比較することによつてえられよう。一九二九年における推算によると、人口当たり平均所得は極西地方と北東地方とが最高である。北西地方と南西地方とがこれにつき、南東地方が最低である。且つその数字は全國平均の半分にも達していない。南東地方の地域別にみたかくの如き低生活水準は、特に農村人口だけを対象として比較してみても亦同様に認められる。二十年代の中間に於ける南東地方の農民の平均生産力は合衆國の他の農民の半分にも及ばず、イギリスの標準的農民の所得よりかなり低いのである。南東地方は全國農業人口の四〇%をもつてゐるにもかかわらずその農耕地は全國の一七%しかもつていないと、事実は右の事情を説明する一つの手かりとなろう。地質、氣候、農耕法、市場への近かさなどにおける各地

方の差異は確かに割引きされねばならないが、概して合衆國の北部及び西部における農民は古い南部の農民に比較して土壤により恵まれた生活を営みうる地位におかれている。

南東地方における過剰人口と、その結果としての自然資源の涸渇との第一の原因是人口の高い再生産率にある。一九三〇—三四四年の間の全國人口の自然増加の半分以上は人口において略々三分の一を占めるに過ぎない南部及び北西地方においてなされている。例えばノースカロライナ州の人口自然増加は人口において同州の二倍以上をもつマサチュンセツ、ロー・アイランド、及びコネティカット三州のそれを合計したものと同様であつた。

右と同様な農民人口と農業資源との間の不均衡は、多少ちがつた理由にはよるが、大平原地帯にも発生した。第一次世界大戦による厖大な食糧の需要によつてこの地方の新しい土地の耕作が促進されると共に、残つた未耕作地も過度に利用された。そして自然の草の覆をはぎとられた耕作地は

風と雨の侵蝕にさらされるに到つた。これらの累積的弊害は最近うちづく烈しい旱魃が廣汎な不作をもたらし、また人畜を侵害し幾百万エーカーの土地の肥沃な表土を奪い去つて不毛地と化した砂塵の襲來を結果するに至るまでは此の地方の農民自身さえこれを認識することがなかつた。そして今やこの地方の農業人口の密度は稀薄ではあるが、しかもこの土地で十分に扶養されるには余りに多過ぎるといふことが認められるに到つた。このような土地利用の変化によつて大平原地方は現在人口の僅かに三分の二を養いうるに過ぎないと推定せられてゐる。

過剰人口は高出生率や大量移入民によつて齎らされるばかりでなく、その人口が生活のよりどころとしている自然資源の涸渇によつても亦もたら

される。森林資源の欠乏によつてそのような事態の発生した地域の著しい例としてはミシガン州の北部の郡、ウイスコンシン州及びミネソタ州を挙げることができよう。森林地帯の再植林や輪伐的管理その他できうる限りの方策を実施したにも拘らず、なおこの地域に有利な就職口を期待し得ない相当多数の人々が残されている。

同様の不均衡は炭鉱地帯においても惹起された。競争燃料の出現、より採算的な炭鉱の開発、採鉱法の機械化その他の原因によつて炭鉱村は行き詰り、乃至は不完全就業の状態に陥つた。鉱業人口の多くは炭鉱以外の、乃至はその補助となる暮し方を見出さざる必要があろう。そしてこの種の鉱業人口の大多数がその経済的資源に対し既に過剰人口の状況下にあるアパラチヤ地方に存在することは彼等の窮状をより一層深刻化している。この地方の農業資源は現在の農民を扶養するにも十分でなく、まして失業化せらる炭鉱業者を養うことなどは不可能事なのである。

資源の再調整

アメリカ人口の異常な移動性は資源の涸渇せる地域や極端な高出生率地域の大量の過剰人口をさえ防止する。人口の地域移動の実情は一九三〇年におけるカリフォルニア州を除く各州はすべて他の州へ州内出生人口の一五%以上をも送り出しているという事実によつても指摘せられよう。國全体としてみると同じく一九三〇年に國內出生の総人口——白人二千二百万、黒人三百万——の殆んど四分の一は彼等の生まれた州以外の地で生活していた。

この厖大な人口移動は國內の各地域間の不斷の人口交流の結果であるが、しかし次の二つの主要な動向が特に顯著である。

一、新開地、鉱山、西部地方の職場への移動、アラガニー高原を越えて、

オハイオ、ミシシッピー渓谷、大草原地帯、太平洋海岸、そして最後には大平原地方の乾燥農業地帯への動き。それは特にミッドル・ア

ーランティック、南部ニューイングランド、大湖地方及び太平洋地区について顯著である。この第二の型の移動は從來新就業地域として扱われた地域からの再度の人口移動である。

そこで一九三〇年についてみると、ミシシッピ河の東側で生まれた五百万人の人間はその西側で生活していた。しかし北東地方の諸州はミシシッピ河の西側生まれの人口百六十五万以上と、メソン河デイクソン河の線の南側生まれの人口三百万とを包含している。

最近の十年間ににおける国内人口移動の顯著な形態は農村から都市への動きである。都市は農村青年の大量の消費者である。一九二〇年から一九三〇年の間に一九二〇年に一〇歳乃至二〇歳であつた農村の少年少女の四〇%は農村を立ち去つてゐる。二〇歳乃至五〇歳の年齢層ではこの割合は低下してゐる。この都市への人口移動は、都市がその人口を維持せねばならぬ以上、継続せられねばならぬものである。一九三〇年の合衆國における非農村人口は人口を再生産するに足るだけの十分の子供をもつていなかつた。これに対し農村においては妊娠年齢人口を六二%増加させるに十分なほどの子供が存在してゐたのである。

農村が、その養育費を漸く返済させ得る頃に到るや都市へ移動として了うところの多くの子供のために、多大の負担を背負いつつあることは明瞭である。即ちこの人口移動によつて多大の金高が農村から都市へ移動するわけである。もしも子供一人の養育費(学校等の公共費を含む)を年一五〇ドルとすると、一五歳の農村青年は二、〇〇〇乃至二、五〇〇ドルの

投資に値する。この割合で一九二〇年乃至一九三〇年間の農村からの純移動六百万人は農村社会が都市に對し實に百四十億ドルに達する富を寄與したことになる。

これらの大体自動的な國內人口移動は自然資源や經濟的機會に對し人口のよりよき配置を招來する傾向をもつてゐる。二〇年代において移民の大部分はより大きな經濟的機會の場所を發見した。或る例外はあるが、不利な土地はより有利な土地に對してその人口を喪失していく。最も繁榮しない社会(主として農村)は最も繁榮している社会(大体都市と工業社会)に對しその人口を喪失した。然しながらこのようないくつかの國内的人口調整にも拘らず、前述のごとく、多少の過剩人口地帯は残つてゐる。

資源に對する人口のこの不斷の調整作用を促進するために政府が方策を施すべきか如何かは重大な問題である。永久的貧困に悩まされている家族の平均生活水準を高めるために限られた機会しかもたない農村からの労働の自由な移動は奨励されねばなるまい。農業に不適當な土地を政府が買上げ、厚生その他の利用へ轉換することも同様の目的に添うたものである。これらの過剩人口地域においては新しい企業の發展と、より多角的な農業に向つての努力がなされねばならぬ。そして政府がこれらの地域を更に悪化せしむるような方策を避くべきことはいうまでもない。例えは大きな過剰人口をもつ農村地域へ他の國々から不熟練労働者の入植を奨励してはならぬ。また高い運賃率の如き人工的障害によつて既に經濟的に圧迫される地域に一層の惡條件を附け加えるようなことがあつてはならぬ。

差別出生率

人口増加率の遞減に伴つて次の世代が養育される環境はますます重要なものとなつてくる。國內のすべての部分における凡ゆる種類の家族が同様

の割合で減少するのであるか。それとも漸次に人々の性格を変革するような工合に國內の異なる部分における違つた種類の人口の相異なる人口再生産率が存在するのであろうか。

(イ) 地理的差異、特に南東地方のような農業地域の人々は他の地域の人よりも再生産がより急速である。もし現在の出生率と死亡率とが継続するとするならこの國の相異なる部分の再生産率における差異は更に一層大きなものとなるであろう。

人口専門委員は新しく生まれた千人の女子が一生の間に生む女兒の数を調査することによって出生率を測定する尺度を工夫した。或る地域の人口を維持するためにはこれら千人の女子はその一生の間に千人より以上の女兒を生まなければならぬ。女兒が妊娠年齢に達するまでに生ずる死亡を補うにたるだけの余分の出生が必要なのである。この方法を用いることによつてアメリカの全州中その四分の一に及ぶ各州の白人再生産率はその人口を再生産することができないほど低いといふことが発見された。

低い再生産率の州郡は南ニューヨークから西にむかい中西部地方の諸州、オハイオ川の北部を通り、カンサス、ネグラスカ、コロラドの諸州に達する。太平洋諸州とフロリダが更に此の群に加えられる。ミシガン州を除き高度に都市化し工業化せる州がすべて包含されていることを注意せねばならぬ。

これに対し人口の維持は再生産率の高い州に依存せねばならぬ。農業的な南東地方、南西地方(ポートマック及びオハイオ州の南部から西はロッキー山脈まで)の各州は高い出生率の地域である。ユタ、ノースダコタ、アリゾナ、アーカンサス、ケンタッキー、ウェストバーデニア、

ニユーメキシコは特に高い出生率で異色がある。更に小さい地域でアメリカ最高の出産率を示すものは南部ウエストバージニア、西南バーデニア、西部ノースカロナイン、東部ケンタッキー、東部テツネツシーの諸郡である。

(ロ) 民族的差異、これまで合衆國におけるネグロの数は白人、特に國內生まれの白人に比較して急速に増加しているといふことが信ぜられていたが、一九三〇年現在の出生率についていえば、出生率はこれ以上低下しないと仮定して、白人人口は倍加するのに二五〇年を要することになるのに対し、ネグロ人口の倍加には五四〇年を要することになる。この事実はネグロ人口が白人を追ひ越しはしないかといふ観念に判決を下すものである。その上に北部都市におけるネグロ移入人口は著しい出生率の減退をきたしている。即ち一九二五一一九年都市地域において國內生まれ白人の女子の出生率はその人口再生産率に一四%だけ不足していたが、これに対しネグロの女子におけるそれは二八%の不足を示していた。もしネグロの都市移動が促進されるならば、ネグロ全体の人口再生産率は更に一層低下するであろう。勿論予期し難い因子がこの予測を不当ならしめるかもしれないことはいうまでもない。

(ハ) 経済状態と出生率、高い経済状態は低い出生率を伴い、反対に貧乏な家族は平均多くの子供をもつということは絶対に疑ひない事実である。出生率は合衆國の全地域における生活水準の向上に伴つて急速に低下する。

合衆國における最も貧困な地域の出生率はその人口を永続的に再生産するに必要な率を七七%も超過している。そして最も生活水準の高い地域における人口再生産力の一七%の不足と対立している。

農村人口において最も貧困な農村に生活する女子の間に出生率は最高を示している。最も貧困な地域においては現存の人口を維持するに必要な子供数の二倍以上にも達する子供がいる。これら全地域に亘り出生率の減少のための何らかの方策がなされねばならぬ。さもなければ、相当な移出民を出さぬ限り、最貧困農業地域の農村人口は一層深刻な貧困化を伴いつつ急速に増加するであろう。都市においても同様の貧富による

出生率の差異が認められる。例えばシカゴでは出生率が家賃月三〇ドル以下のは月七五ドル以上のものに比較して二倍以上の高さをもつていることが明らかにされた。同様に、不熟練労働者の出生率は知識階級の家族に比較して実際に高いといふことも明らかにされている。また相當に乃至は高度に教育された夫婦は無学な夫婦に比較して平均して子供数が少いといふことも実証された。大体において高い学級的または同種の訓練を必要とするような職業に従事している都市的労働者の家族は再生産に足るだけの子供数をもつていない。

現実の差別出生率は次の世代を繼ぐべき子供らの不当に大なる部分を貧困の慘苦に遭遇せしめる。のみならず、貧困な両親から生まれるより多い平均子供数は國家人口を再生産するための経済的負担を不均等に分配し、國家人口の再生産という特殊な負担を最少の負担能力しかもたない家族の上におくものである。

國民の健康と厚生

人口の数と分布の統計は國民の健康と肉体的福祉のより重要な事項については何ものとも與えてくれない。事実われわれは國民の肉体的状態について満足するに足る統計的智識を欠いている。しかし之の事項についての洞察に寄與し重要な趨勢を示唆するような実証的資料の断片は存在する。

過去百年間における顯著な発展は今まで毎年多大の生命を犠牲にしていた傳染病の征服であつた。十九世紀の間中この國を周期的に襲つたコレラと黃熱病の流行は全く存在しなくなつた。天然痘は極めて稀れである。チブス熱の部分的征服は公衆衛生分野における一つの顯著な功績である。これらの推移は死亡率を低下させ、百年以前に較べると人々の生命を相当に延長させた。

右の如き一般的進歩の承認は、然しながら、この國の異なる集團の厚生における差別を無視せしめるものではない。想像せられるように、不健康の量は経済的状態に反比例して変化する。貧富の間における健康の差異は子供について最も顯著に現われる。クリーブランド、シカゴ及びニューヨーカーからの報告によれば、富裕階級の地域に対比し貧困地区の乳児死亡は二倍であるといふ。

國民の健康における重視すべき差異は同様に地域的にも存在する。結核の最高死亡率はアリゾナ、ニューメキシコ、コロラド及びネバダに見出されるが、しかし之はこれらの地方の健康によい氣候を求めて他地方から病者が移入してくることにその大部分の理由を負うているようである。が結核死亡の異常に高いテンネツシー、バージニア、ケンタッキー及びメリーランドにはそのような説明は適用し難い。その高結核死亡率は、大体において、その低い経済状態、貧しい食事、それに恐らく一般的な無知のために最善の鬱病法を知らぬというような社会的条件によつて説明せられるであろう。

不適当な栄養による不健康や低い生活力に人口の相当多くの部分が悩まされているといふことが認められはじめている。肉体的健康は根本的に食

事によつて影響せられる。人々の活力に対する栄養不良の影響を測定することは明らかに不可能であるけれども、食事の欠陥による疾病の死亡状況についてその一端を観察することはできる。ペラグラの死亡率の地域的差別は之を最もよく明示するものである。十分に食糧のないこと乃至は悪い種類の食事は結核のような種類の病気に患り易くする。十分の金錢をもつていなければ勿論正常な食物を買うことができない。が同じ支出でも正常な食事により接近するようにはすることはできる。

肉体的発達と健康の改善については過去わずか二三十年間に著しい進歩が成就された。人々は五十年前に比較するとずっと長身になり、胸囲も廣くなつた。出生時における平均余命は十七年以上も延長された。しかし、チブス熱の如きは或る地域では今日もなお不必要に大きな犠牲を出している。この國の他の地域において既に達成されている健康的に最も恵まれた條件が國のすべての部分における全集團に拡大されるならば、毎年約四十万からの死亡を減少させることができるのであろう。

機会の均等

人口の趨勢を調査し研究するということは個性の發展のための機会の均等というアメリカ的理想を達成するための不斷の闘争において國家、州、地方の當局者が彼らの努力を向けなければならない方向を指示する方向板を提供せんがためである。

一般の注意はまづ経済的機会の問題に向けられる。或る地域の状勢は自然資源を人口との不利な関係に制限されていいるといふことが観察された。かかる地域の生活水準を引きあげる可能性は現在人口の一部を他へ移動させるか、または経済的調整の新しい型の發展によるのである。しかし機会に恵まれぬ地帶からの人口の有効な移動は他の地域の産業的または商業的發

展に依存せねばならぬ。雇傭機会の一般的な増加は、地域的過剰人口の問題を解決するために最も根本的な問題となる。数百万の労働者の失業は悲劇であり、明らかに人的資源の浪費である。公共に対する潜在的貢献は実現されずに放置され、個人の發展と幸福は毀損せられる。完全な人口配置はより適切にして進歩的な経済の樹立に依存する。

國の各地方に大きな教育の不均衡が存在するということには明らかな証拠がある。一般に成人に対する子供の割合の大きな地域は特に教育的利便が最も不適当な状態にある。子供の教育費の負担状況は二十歳乃至六十歳の生産年齢人口千に対する小学校学齢児童数の割合によつて測定せらる。その数字はサウスカロライナ五二三、ノースカロライナ四九一、ウエストバージニア四三八、アラバマ四一、ニューメキシコ四四五、エタニティ・ブルッキング研究所の一九二九年推計によると)僅かに九%が農村人口にヨークのそれに対比し七〇%から一〇〇%ほども高いことになる。特に田舎の青年によい学校が供給されねばならぬ。國全体として五歳——一七歳の学齢児童の三一%は農村に住んでいるにも拘らず、國民所得においては(ブルッキング研究所の一九二九年推計によると)僅かに九%が農村人口に帰属するに過ぎないのである。極西地方を除いては合衆國の各地域に亘つて農村人口は國民所得の割合におけるより一層大きな割合の学齢児童をもつてゐるのであるが、この子供数と國民所得との間の不均衡は南東地方の諸州において特に驚くべき程度に達する。南東諸州の農村人口は全國学齢児童の一三%を抱いでいるにも拘らず、國民所得においては僅か二%を受けておつてゐるにすぎぬ。實際において教育的機会の僅少な地域は人口維持

に必要な高い出生率をもつ地域である。これらの地域からその人口を再生産し得ない都市やその他の地域へ人口、特に大部分は若い人口は移動する。しかし將來の國內移動の主要源泉であるこれらの地域におけるその教育的機会は全國的標準より著しく低いのである。学校の学期は短かく、教師は不適當であり、通学学齢児童の割合は殊更に低く、学童当り教育費は少く、そして学課は劣悪である。そしてこのような教育的機会の貧弱さは努力の不足によるのではなく、たゞその地域があまり貧困であるという事実によるものである。實際、貧困な各州は一般に富裕な諸州に対比して適当な学校を維持するために異常な努力をしているのであるが、それにも拘らず貧弱な施設しかもつていないのである。

合衆国においては教育は純粹に地方的事業であるとされている。上記の大きな不平等はその結果といふべきもので、それが果して本当にるべき在り方であるか如何かをアメリカ人は今日篤と考へねばなるまい。過去においてアメリカ人を特徴づけそして將來も亦かわることがないであろう顯著な人口移動に伴つて、或る地域の文化的智的水準はその影響を他の地域の發展の上に及ぼさざるをえぬ。よきにつけ悪しきにつけ移動者たちは彼らが成人となつて生活する社会的、經濟的、または政治的生活共同体の中に這入り込む。彼らは彼ら自身と共に彼らの知識と無智とを持ちだし、また社会的諸政策の方向に巧みに參與する能力とまた非能力とをもち込んでくるのである。

其他の研究

人口に関する多くの事柄はなお粗雑にしてまた不完全にしか判明していない。國勢調査は十年目毎で、その間のことは不明である。しかも集計せられる材料は限られている。國勢調査は是非とも五年目毎に行わねばならぬ。

また中央政府に所属する人口研究のための正規の研究者群も増員されねばならぬ。その部門は多くの仕事に分かれるであろうが、その計画を強力に遂行するに十分な費用も不足している。

地方の独立性の大きい合衆国においては人口研究に関する地方的研究者の強化と増員についても特に努力されねばならぬ。かかる地方的研究者は人口の經濟的及び社會的關係について、また移民や再生産や健康などについて重要な研究を遂行するであろう。かつての事項については國土計画局の仕事の増加も考えねばならぬ。

其の二 社会經濟的局面に於ける諸問題

島 村 俊 彦

目 次

は し が き

- 一、人口趨勢——經濟的局面(第一章)
- 二、經濟的機會の地域的分布(第二章)

- 三、人口再配置に於ける趨勢(第三章)
- 四、再生産率に於ける地域の人種的差違(第四章)
- 五、出生率に影響する社會的諸條件(第五章)

- 六、社會の發達と教育(第八章)

はしがき

し易い様に努めたことを御断りして置く。

個人的發達のための機會が十分與えられてゐるところ、これが民主

主義アメリカの理想であり、人口政策の根本的目標である。機會均等という考え方は政治の指導原理であり、良き政治であるかどうかの最後の判定はこの觀点から下されるのである。機會均等の問題は勿論經濟問題がその中心をして居るが、社會生活の有ゆる部面に於て要請されるものであり、健康の機會、文化的機會等々、いやしくも社會の一員としての個人の發展のための機會は何れも彼等の所謂オバチャニティーといふ言葉によつて表現されてゐるのである。

人口問題に対する基本的立場が機會の平等化という点にあるところでは、アメリカの人口問題を理解する上に知つて置かなければならぬ重要な点である。

以下抄訳せんとする資料はアメリカ自然資源委員会に対する人口問題委

員会の報告書 “The Problems of changing population” の内六、七、九の三章を除いた残りの全部にわたるものであるが、原資料が極めて膨大なものであるのみでなく、その内には余りに特殊的なものを含んでゐるところでは我國一般の人口問題研究者にとって、興味あり、有用であると思われる部分について大意を訳出すに止めて置く。尙原資料に取り入れられている統計資料は多くは図示されて居り、正確な数値が判明しないため、ここに引用することが出來なかつたことは残念であるが、それらについては原資料について見て頂きたい。

尙訳文は全体の極一部であるために其の意味なり全体への連関が明確でないことが少くないので、訳者に於て適當の字句を補い、出来るだけ理解

植民地アメリカは人類の歴史上最も急速な人口増加を示した。これは年齢構成が有利であつたこと、生活條件が比較的健康であつたこと、未開地が存在したこと等によつて高い出産力が發揮されたことと、移民による人口増加が再び高い出産力の原因となつたことによるものである。

しかしながら今日に於ては人口増加率は減退しつつある。

もとよりアメリカ經濟は豊富な資源と缺乏せる労働力の上に基礎を置いていたから、アメリカの急速な人口増加は經濟の發展を可能ならしむる処の根本的ファクターであつた。

しかし、こうした時代は既に過ぎ去り、人口増加は次第に減退し、人口は漸時停止人口乃至減退人口に接近しつつあり、また未開発の資源も既に枯渇に瀕して來てゐるという状態にある。

勿論アメリカは現在の大人口を支持するための物資を十分に生産しうるし、また近い將來に於ても、その増加せる人口を高い生活水準に於て支持しうる可能性はある。しかし、自然資源が次第に枯渇して來たということと、人口の増加が次第に減退しつつあるという、新しい情勢の下に於て、アメリカ社会の理想であるデモクラシーの維持と發展のためには、ここに經濟的社會的文化的な諸問題が生じてくる。

先づ最初にアメリカの人口趨勢の概観から始めよう。

出生率は過去數十年間低下しつつある。最近に到るまでは、この出生率低下の効果は、死亡率の低下、大量の移入民、妊娠年齢女子の高い割合によつて相殺されてゐたが、死亡率は無限に低下しうるものではなく、移民

は現在徹底的に制限されているから、出生率の低下は、人口を増加せしむる處のファクターを超越し、年々の人口増加を減少せしむることは明らかである。事実この轉換期は一九二五年に現れている。

出生数は一九二二—一五年に頂点に達し、一九二九年以後は年々減少の傾向にあるが、一九四五年以後に於いては、最も多産なるべき妊娠年齢にある、若い女子の数が減少するから、假に年齢別出産率に変化なしと見ても出生数は減少せざるを得ない状況にある。

死亡率について見れば、過去の移民と急速な人口増加によつて現在の合衆國の人口の年齢構成は、若い大人の割合が異常に高くなつて居り、出生率を高く、死亡率を低く保つ作用を営んでゐるが、しかし現在の人口動態の趨勢から判断すれば、將來高齢者の割合は漸次増加し、従つて粗死亡率は上昇せざるを得ない情勢にある。勿論一方に於て年齢別死亡率は低下するであろうが、しかし総死亡数の増加は避けられない。

既に述べた通り、今日合衆國の人口自然増加率は低下しつつあるが、年齢構成に於ける変化の一時的影響を消去した処の眞の比率について見る

に、アメリカの内在的な再生産趨勢は既に人口の永久的置代えに必要な水準に僅かながら及ばないことが見出される。換言すれば出生から各年齢まで生残る人の割合、及び各歳の女子の出産率に変化なしとすれば人口増加は漸次中止されることになる。

トムソン及びウエルプトンによつて本報告書のために準備された、アメリカの將來人口推計は左表の如くである。

附表第一(イ) アメリカの将来人口年齢別構成

一九七五
一九八〇
一九九〇
二〇〇〇

六・八三
六・四四
三・六七
三・六七

三・〇八
三・〇八
三・〇八
三・〇八

三・〇八
三・〇八
三・〇八
三・〇八

一九七〇
一九八〇
一九九〇
二〇〇〇

一〇・四四
一〇・三九
一〇・三九
一〇・三九

三・〇七
三・〇七
三・〇七
三・〇七

三・〇七
三・〇七
三・〇七
三・〇七

三・〇七
三・〇七
三・〇七
三・〇七

三・〇七
三・〇七
三・〇七
三・〇七

B

附表第二(口)

単位 1000

將來人口推計の仮定

年次
年齢階級
0~4
5~9
10~14
15~19
20~24
25~29
30~34
35~39
40~44
45~49
50~54
55~59
60~64
65~69
70~74
75~79
80~84
85~89
90~94
95~99
100以上

(1) 死亡率
アメリカ生れ白人

高一今後五〇年間に死亡率は低下し平均壽命は少くとも男六五・六年女六八・四年となると仮定した。

低一一九八〇年の平均壽命を男七二年女七四年と仮定した。平均壽命としては考えうる最長のものである。

中一上記の中間にして、一九八〇年の平均壽命を男六八・八年女七一年と仮定した。

外國生れ白人黒人其他の有色人種の死亡率はアメリカ生れ白人よりも改善の余地多く、従つてその死亡率はアメリカ生れ白人に比し急速に低下するものとして取扱つた。

(2) 出生率

アメリカ生れ白人

年次
年齢階級
0~4
5~9
10~14
15~19
20~24
25~29
30~34
35~39
40~44
45~49
50~54
55~59
60~64
65~69
70~74
75~79
80~84
85~89
90~94
95~99
100以上

高一一九三〇一三四四年に於けると同一の年齢別出生率を以つてせば妊娠年齢期間を生き抜く1000人の女子は二一五八人の子供を生む、結婚する女子(五〇歳以下)だけについていへば、1000人の有配偶女子に対し二四一〇人の出生がある。不妊のもの(六分の一と見積る)を除外すれば妊娠可能な女子1000人につき出生数は約二三〇〇人となる。

アメリカの過去の傾向と他國の低い率を考え合せれば將來に於け

るアメリカ生れ白人女子にとつて正しいと思はれる最高の仮定は現在(一九三〇—三四)の率の継続である。

低—あり得べき低い方の極限として出生率が一七八〇年まで低下を続けるところが仮定された。この仮定によれば五〇歳まで生きる女子一〇〇〇につき出生は約一五〇〇となる。妊娠可能なものだけについで云へば一〇〇〇となる。これは大体現在のカルフォルニア、ワシントン、英國と同じである。

中—過去の傾向を持続するが、それは「低」よりも緩漫で一七八〇年の率は「低」より多少「高」に近い数字となる。これによると妊娠年齢期間を生き抜く女子一〇〇〇人につき出生は一九〇〇で五〇年間に一三七〇の減少となる。これは全部の女子については平均して出生数一人より僅かに少く、妊娠可能の女子については二人半より僅か多いことになる。これは大体一九三〇年のマサセツツ、コネクティカット、ワシントン、オレゴン及スエーデンの率である。

Scripps Foundation のスタッフの意見によれば「中」の出生率が最もありそうな仮定であるといふ。

尚アメリカ生れ白人女子の出生率は外國生れ白人、黒人其他の有色人種よりも多少低い「高」に於てはこの差違は維持されてくるが「中」に於てはその差違は四分の一だけ減少させた。「低」に於てはそれは「分の一だけ減少させた。

(3) 移民

移民は法律及規則によつて非常に制限されているので一九三一—三五年の各年に於ては移出超過になつてゐる状態である。現在の移民割当數

は一五三、七一四人であるが、割当國以外からの移民には制限はない。移民の制限は議会の態度の外行政的措置によつて変化するから將來の見透しは不確実にならざるを得ない。そこで將來人口の趨勢の計算については一定の仮定を設けた。即ち

(1) 移民無し

(2) 純移民一〇〇〇〇〇〇

以上の如きアメリカ人口の停止的乃至減少的傾向、年齢構成の上に於ける人口の成熟化は全く新しい國民的な諸問題を生ぜしめずには置かない。先ず物質的資源に対する支配という点について見るに、今日までアメリカの労働者は極めて恵まれた地位にあつた。諸國に於ける人口密度及び労働者当りの年間農業生産額を見ると次表の如くである。

人口密度及び農業労働者一人当り一年間の農業生産額

| | 男子労働者 | 人口数 | 全労働者 |
|-------------|---------|-----|---------|
| イ　ン　グ　ラ　ン　ド | 一、一〇八 | 六千 | 弗　一、一四 |
| 日　本　本　土 | 弗　一、一〇八 | 五百 | 弗　一、一〇八 |
| 独　逸 | 弗　一、一〇八 | 五百 | 弗　一、一〇八 |
| 合　案　國 | 弗　一、一〇八 | 五百 | 弗　一、一〇八 |
| 内　　南　東　地　方 | 弗　一、一〇八 | 五百 | 弗　一、一〇八 |
| 其　他　の　地　方 | 弗　一、一〇八 | 五百 | 弗　一、一〇八 |

(註) 日本を除き、生産額を uniform price scale で評價(日本については爲替相場で換算。)

これによつて見るに、アメリカの農業労働者の地位が極めて恵まれてゐることが分る。

工業労働者について見るに、工業労働者一人当り一年間の平均生産額は次表の如くである。

推計による工業労働者一人当たり平均年生産額(Flux 推算)

| 英 國 | 一九〇五年 | 弗 | 墨 |
|---------------------------------|-------|---|------|
| カ ナ ダ | 一九〇五年 | 弗 | 一、〇五 |
| 南 藻 | 一九一六年 | 弗 | 一、一 |
| ニ ュ ー ジ ー 蘭 ド | 一九一〇年 | 弗 | 一、〇三 |
| 合 衆 國 | 一九〇九年 | 弗 | 一、〇七 |

かくの如くアメリカの労働者は物的資源に対する支配に関して特に有利な地位にある。しかば人口増加の減退はかかる有利な地位の維持に対して如何なる影響を與えるであろうか。アメリカの人口の、增加的から停止的乃至減少的への趨勢は大体に於て國民生活に対して有利に作用するものと思われる。その理由は自然資源に対する人口の有利な比率の継続が保證されるからであり、若し資源が賢明に利用され、文化的状態が創意と協力に有利であるならば、これによつて高き生活水準への物的基礎は與えられる。しかしアメリカ商品に対する國內市場の継続的膨脹は人口の数量的増加よりも寧ろ消費者需要の増大、生産力の増加、所得のより廣汎な分配に依存しなければならないことになる。結局、若し賢明に利用されるならば、アメリカには高い生活水準に於て近い将来に於て期待される人口或はそれ以上の大きな人口を養うに足る十分な資源のあることは明らかである。

次に人口の趨勢を軍事的見地に於て、検討するにそこには何等の不安はない。即ち、今日軍事に関しては、富、技術、組織、國民の士氣が單なる數よりも重要である。一般的福祉の水準を高めるための人口政策が軍事力

の見地から最も有利であり、低き經濟水準の負担に於ける人口増加政策は結局その目的をくつがえすことになる。アメリカの人口増加は低下しつつあるが、しかし五十年後に於ても今日の人口数は維持されるのであるから、ここ數十年間はアメリカの人口趨勢について騒ぐ必要はない。しかし現在の趨勢では人口の永久的置代えは不可能であるから、この点については十分な考慮を拂うことが必要である。

次に人口趨勢と不況との関係についてであるが、その結論を云々えば、不況の原因は國內的及國際的な産業並に財政關係の内に求めらるべきものであり、人口の短期的変動とは関係のないものと云はなければならない。

次にアメリカ人口の増加力の低下と共に年齢構成が変化すること、即ち人口の成熟化の起ることは先に示した將來人口推計の明かに示す処であるが、このことから新しい諸問題が発生して来る。

經濟的生産年齢人口(一〇一六四歳)の割合は今後數十年間漸増する。しかも生産年齢人口中高齢者の割合は非常に増加するであろう。既に過去二〇年間に於て四五歳以上の男子労務者は増加しつつあつたのであるが、トムソン及びウエルプトンの推計によれば六五歳以上の人口は一九三五年の六%に対し一九八〇年には一五%位まで増加するものとされている。

かくの如く人口の平均年齢は漸次高まるから將來に於て利用しうべき労働者の年齢は平均的には過去に於けるよりも高くなる。産業はこの変化に適應しなければならないことになる。そうしなければ社会は大きな負担に悩まされることになるであろう。

労働者の年齢は職業別に可成りの差違が見られるものであつて、それは産業の隆頃、技術の変化、職業の性質、熟練程度、労働組合化、移民の如きフアクターの作用の結果である。

即ち衰退しつつある産業に於ては、高齢者の割合は非常に高く（例之馬車工場、ゴム製造工場）。これは労働力の膨脹を要しない衰退産業は、その特別の必要から熟練した古い使用人を雇つて置く傾向があるに対し、新興産業は通例都市に建設され、最大の労力給源として既存産業と固着していない若い人間を引抜くからである。

技術的変革はまた高齢労働者にとつて、特別の問題を生ぜしめるものであつて、技術的改良が古い手技に取つて代る場合には新しく雇はれる半熟練機械運轉工は若い年齢層から募集される傾向がある。

労働組合の組織といふものは高齢の使用人を機械又は若い労働者で置代える圧力に対して、既に從事している労働者の地位を守る要素となつてゐる。

農業者に於ては高齢者の比率は高く、逆に若い者の多くの部分を非農業的職業へ送出している。

専門的、独立的職業に於ては当然高齢者の割合は高くなる。以上の如く年齢と職業の間には密接な関係があるが、アメリカ人口の平均年齢が高まりつつあるということは、高齢労働者の雇傭に影響する諸條件のより大なる考慮と、技術的変化によつて從來の職業から追出される労働者の再訓練と適應性の増加への準備の必要を示唆するものである。

また人口の成熟化に伴い、生産活動から解放される必要のある老人の増加は國民負担を増加せしむることになるが、これらの老人の救済については強力な現実的な措置を講ずる必要がある。

以上を要するに、人口増加の停止及び高齢者の割合の増加の傾向は熟慮を要する諸問題を生ぜしめるが、それらは必ずしも不幸な結果を來すとは

限らない。アメリカに於て人口増加を刺戟するための手段を急に採用しなければならない理由は毫もない。

しかし人生の半を過ぎた人口の福祉に関する問題はいよいよ緊急となりつつある。保険その他老年者救済のための準備の外に、引退しようとしない老齢労働者のための機会と雇傭の條件について注意を拂はなければならぬ。

二 経済的機会の地域的分布

本章は地方的資源に關聯してアメリカの現在の人口の分布即ち人口と経済資源との間の關係の地理的不均衡の研究に當てられてゐる。即ち經濟的資源に対する機会の地域的不均衡の分析とその対策が本章の論題である。尙ここに經濟資源といふのは、自然的資源、現在の經濟的發達、新しい發達の可能性、他地域への經濟的關係に關聯して、ある地域の可能性を意味するものとされている。

尙報告書は過剰人口の定義をかかげてゐるが、それによれば、其の國の他の部分に於て可能である處のものに比較して、その經濟的進歩が、その地方の現在の産業、職業及び認められた可能性との關聯に於て、現在の人口の大いさによつて阻まれてゐるときは、その地方を經濟的資源に關聯して過剰人口といい得ようと云つてゐる。

かかる意味に於て、アメリカを全體として見れば、他の國民に比して人口過剰ではないといふる。

アメリカに於ける自然資源に対する全人口の壓力は、より能率的な經濟を取り入れるならば、今後の經濟的發達及び一般的な生活水準の向上を阻む程大きなものではない。

しかしアメリカの或る部分に於ては経済資源に対する人口圧力は既に低い生活程度或は一般的慢性的貧困をさへ惹起する根本的要因となつてゐる。

生活程度の差違を示す指標として、一、所得税納稅者数 二、住宅電話數 三、ラジオセット数を用ひ、その地域的差違を見ると、大体中央以北特に其の東側が良く、中央以南特に南東地方は低くなつてゐる。最高の生活水準をもつて地方の大部分は都市的域は工業的性格を有つた地方であり、最低の地方の大部は農業地帯である。

次に一人当たりの所得の差違について見ると、これは大体生活程度と同一の分布を示してゐる。即ち北東地方及極西地方が最も高く、これに次いで中部地方が高く、北西地方、南北地方が之に次ぎ、南東地方が最も低い。南東地方は全國平均値の二分の一以下である。

農業、非農業別に見るに、その所得の差違は甚だしく、アメリカ全体として是れは農業所得は非農業所得の三分の一以下に過ぎない。

更に農業所得の地域的差違について見るに、それは非農業所得に於けるよりも甚だしいがその差違を地方別に見れば次表の如くである。

地方別一人当たり年所得

| 合衆國 | 平均 | 非農人口 | 農業人口 |
|------|-----|------|------|
| 北東地方 | 八八一 | 七五〇 | 九〇八 |
| 中部地方 | 七五五 | 九四六 | 二七三 |
| 北西地方 | 五九〇 | 八五四 | 三六六 |
| 南東地方 | 三六五 | 五三五 | 四二六 |
| 南北地方 | 五六四 | 六八三 | 一八三 |
| 極西地方 | 九二一 | 九五三 | 三六六 |
| | | | 八一八 |

土地資源に対する農業人口の圧力は地方によつて非常な差違がある。農業人口は南東地方に最も集中し、北東地方、中部地方では平均的に分布して居り、太平洋岸を除く西方に向つて次第に稀薄になつてゐる。

農業人口と農地との比率は地方によつて非常な差違があり、北東地方、中部地方では農業人口(全國農業人口に対し)は三四%であるに対し農地(全國農地に対し)は二八%と大体均衡を得てゐるが、北西地方に於ては人口は一〇%以下なるにかかわらず農地は約三〇%を占め、また極西地方及び南北地方では人口は一五%、農地は約三〇%となつて居る。然るに南東地方に於ては人口は四〇%を占むるに拘らずその農地は僅かに一七%を占むるに過ぎない。かくの如く農業人口と農地の分布の間には著しい差違があるのであつて、農業者は一般に北部及び西部地方に於て、南部地方に比し、土地からより大なる利益を得てゐることになる。

農業人口と非農業人口の分布についても地方的な差違が見られる。例えば北東地方では農業人口は一〇%、非農業人口は四〇%を占めてゐるに対し南東地方に於ては農業人口四〇%、非農業人口一四%となつてゐる。このことは土地資源に対する農業人口の圧力の最大の處に、生活を農業に依存する人口が最大であることを示してゐる。この事実は人口の経済資源に対する根本的関係に於て地方的に大きな差違のあることを示すものである。

次に人口の産業別分布の問題について概観する。

産業を原始産業(Extractive)工業(Mechanical & Manufacturing)商業的産業(Distributive & Service)に三大別すると、アメリカに於ける産業構造の変遷は次の如くである。

即ち原始産業に從事するものの割合は一八八〇年には四五%以上であつ

ものが、一九三〇年には二五%以下へと非常な減少を示している。工業に従事するものの割合は同期間に二〇%から二九%へと若干の増加を示しているに過ぎない。之に対し商業的産業は三四%から四七%へと著しい増加を示してゐる。

更に一九二〇——三〇年の十年間について見れば工業に従事せる者の割合は減少し、一方商業、専門的職業、サービス業に従事せるものの割合は著しく増加している。これらの数字はアメリカの経済組織が、自然資源の開發を中心とした組織から機械的管理者的知能的な、サービス機能を中心とした組織へと形を変えたことを示している。過去に於けるかかる傾向が將來も持続するとすれば、それは人口の再配置にとつて重要な意味をもつことになる。

處でこの三大産業の内原始産業について見るに、先ず原始産業の内で、人口問題の見地からして最も重要なのは農業である。

農業人口の自然資源に対する関係は直接に強く三〇〇〇万人の人々の福祉に影響するばかりでなく、間接にはアメリカの全経済生活に深甚な影響を有つが故に、更にまた一九三〇年に於て非農業人口が既に自己を置代えに足る子女数を有しないのに、農業人口は之を補つてゐるが故に人口問題の見地よりして農業は最も重要な位置を占めてゐるといふ。

先ず農業人口の自然資源に対する関係を示すものとして農業人口密度即ち一人当たり耕地面積を見るに、それは地方によつて非常に差違のあることが認められ一般に南東地方諸州に於て密度の高いことが目立つ。

次に農地の生産額については、南東地方が最悪状態にあり、南西地方が之に次いで悪い。この影響の現れの一つとして南東地方に於ては農業労働者が他の職業に働く日数はアメリカの一〇〇日に対し一四五日（一九二九

年）と著しく多くなつてゐる。

次に借地人の問題であるが、アメリカの農業者の内借地人の割合は過去四年間に非常な増加を示して居り、一八九〇年の二〇%は一九三〇年に四〇%へと増加して來てゐるのであるが、借地人によつて經營される農地の割合は南東地方、南西地方に於て高く、極西地方に於て低くなつてゐる。一九三〇年に於ける借地人の割合は南東地方、南西地方で最高で約六〇%北東地方、極西地方で最も低く約一〇%程度に過ぎない。

次は抵当付負債であるが、一八九〇年当時には所有者によつて耕作され

ている農地の七一%は抵当付負債をもつていなかつたが、一九三〇年にはその割合は五〇%位に低下してゐる。地方別に見れば一八九〇——一九三〇

年の間に南部地方以外は負債あるものの割合は余り増加していないが、南東地方、南西地方に於ては非常な増加を示してゐる。上に述べた如く、借地及び抵当付負債の増加したことは、アメリカが次第に成熟した事、即ち無償の土地がなくなつた事、農地の購入及び其の經營のために必要な資本の投下が増大したことを示すものである。尙借地人は永久に借地人で終る傾向が強まりつつある。この結果土地生産力の保持増大への刺戟を失ひ、又個人的な安寧と独立の個人的感情を弱めつゝある。

次は農業労賃の問題であるが、この農業労賃は農業労働者の相對的な機会の指標として有用なものである。勿論それは農業労働への需要と不熟練及び半熟練労働者の他の型の雇用の代替的機会との二つのものを反映している。

農業労賃の地方的差違は可成り甚だしく、一九二六——二八年の三ヶ年平均によるアメリカ全体の平均は月三四・九一ドルであるが、之を州別に見れば最高はカルフオルニアの六一・八ドルに対し最低は南東地方のジョー

ジアの一〇・三三ドルと甚だしい差違がある。地方別の比較は次表の如くである。

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 全 國 | 三四・九一(ドル) | 南 東 地 方 | 二四・六一(ドル) |
| 北 東 地 方 | 四四・〇九 | 南 西 地 方 | 二九・三六 |
| 中 部 地 方 | 四一・四九 | 極 西 地 方 | 五八・一四 |
| 北 西 地 方 | 四四・一七 | | |

次に労働者一人当りの平均農業生産力は農業的機会の地方差を示すものとして意義があるが、農業労働者一人当り、一ヶ年間の農業生産物の價格(一九二四一一八年)は次表の如くである。

| | 男 女 合 計 | 男 |
|------------|-----------|-----------|
| 全 國 平 均 | 一・〇六三(ドル) | 一・一八九(ドル) |
| 北 東 地 方 | 八七八 | 九六〇 |
| 中 部 地 方 | 一・四三八 | 一・五〇八 |
| 北 西 地 方 | 二・〇四四 | 二・〇九九 |
| 南 東 地 方 | 五五二 | 六七二 |
| 南 西 地 方 | 一・一六〇 | 一・一二六七 |
| 極 西 地 方 | 一・六八五 | 一・七八〇 |
| 南東地方ヲ除ケル全國 | 一・四〇八 | 一・四九五 |

之によつて見るに、中部、西部は古い南部に比し、土地から十分な生計を得る機会に恵まれていることが分る。

以上種々の觀点から述べたように、経済資源に対する人口の關係は地理的に非常に大きな差違があるのである。尚アメリカにはいくつかの農業上の問題地域といはれる地域がある。その内で最も重要なものは、以上の資料によつて推測出来る通り、南東地方である。ここは大部分慢性的な貧困地域であり、それは経済資源に対する高い人口圧力の結果である。

南東地方はアメリカの経済的な資源と機会に人口を適合せしむるという

古いが然し最も重要な問題を提供している。南東地方こそは他の地方のために人口の置代えを遂行している主たる地域であり、この地方に於ける経済資源に対する不適正な人口配置を是正することは國民的な重大問題である。問題の根本的解決は南東地方に於ける経済資源に対する人口の圧力を著しく変更することにある。その方法はこの地方からの移民或は新しい經濟的機会の発達或はその両者である。この移民又は他の方面に吸收されるべき人口を、男子労働者の平均生産價格が他地方と等しい高さになるという仮定の下に推計すれば、その数は男子労働者二〇〇万で家族を含めて九〇〇万の大きさに達する。これは仮定に基づく推計に過ぎないが問題の大きいさを示すに役立つであろう。

その上若し外國貿易の關係を考慮に入れれば、更に多くの人口の減少が必要である。というのは棉花や煙草の如き貿易商品の生産は世界市場の情況によつて著しい影響を蒙る危険があるからである。

かかる事情により南東地方のなしうることは次の事柄の何れか、或はその組合せの選択にある。即ち其の一は現に見らるる處の一般的貧困の継続、其の二是他地方からの大なる救援、其の三是農業的か或は工業的かの新しい産業の発達、其の四是國內消費向け生産の発達或はある種の協同的企业、其の五は近い将来に於いて三乃至六百万人の移民を他地方に送出することである。

農業上の第二の問題地域はダコタ、モンタナから北部テキサスにわたる大草原地帯である。この地方はもとは放牧地帯として使用されていたが、東部が開発され、鉄道がひかれると、投機的な農民が入り込み、草をひきはがして現金作物、主として小麦を作り、盛に機械を導入した。第一次世界大戦中に於ける穀物需要の増加と、價格の騰貴と共に草原はいよいよ完

全に耕作された。ここは光線と風が強烈で降雨が少く、しかも不規則であり、一度び草の被ひがはがされるや、土地はまともに風蝕に曝され、激しい干魃の頃には砂塵が吹き荒び、表土は運び去られ、ために数百エーカーの耕地は壊滅に帰し、数千の農家はその家屋敷から追ひ立てられた。

しかし土地侵蝕による重大な結果に悩まされているのは大草原のみではない。アメリカの多くの部分に於て、斜面の強度の耕作の結果激しい降雨の時期に数百万噸の表土が流出されるのである。之等の土地に対しても森林や放牧地への轉換というが如き長期的、科学的な土地使用計画の樹立が必要であり、それに伴つて人口の配置を相当に変えなければならない。かくすれば大草原地方は現在の人口の五分の一しか支持出来ないことになる。

第三の問題地域はアメリカ北部の大湖沿岸地域である。この地方は曾ては大なる富を産出し、多くのものに雇傭を與えたが、今日ではその最良の森林を伐り盡した。そして雇傭の機会は減少し、不況の初期から伐木、鉱業及び近傍の製造工業に從事する労働者が帰農した処であるが、多くの土地は石が多く、且不毛であり、その上降雨と日照の短かい季節があり、收穫は少く、農民は輕うじて生きて行けるといふ状態であり、また補助的な雇傭の機会は少い。この地方への再入植は主として森林資源の回復と維持の長期計画に依存せざるを得ないが、しかしそれには長期の時日を要し、また高價につき、またよしんば再植林を行つて見ても有利な雇傭の見透しは少い。

第四の問題地域は南西地方の西部棉花地帯である。この地帯の根本問題は農業資源に対する人口の絶対的圧力ではなく寧ろ周期的な不作と市況の絶えざる変化への適應を容易ならしむる農業經營技術の変更にある。

以上原始産業のうち農業について述べたのであるが。次に林業、鉱業について一言述べれば、鉱業と伐採業の西へ西へと進んでいた運動は現在では緩漫になつて來て居るが、それは次の四つのファクターの結果である。

一、探検と発見

二、交通の発達

三、テクノロジーの発達

四、非常に豊富な自然資源の枯渇

短期的な観察に於ては、一般事業が復活しても、これらの産業に於ける雇傭が一九二九年の水準を出ることは望めない。近い将来に於ける機会の地域的変化の結果として、人口の漸次的移動の生ずることは必至である。

長期的に観察すれば、鉱業の労働需要は劣悪な資源の開発のために漸次增加の趨勢を辿るものと考えられる。

以上の結論をとりまとめて述べれば、現在の技術水準に於てはアメリカの或る部分は確実に Optimum Point を越えているということが言いう。恐らくはアメリカ全体がそうであろう。しかしそれは技術の進歩によって克服され得ないものではない。一人当たりの收穫の地理的差違は資源分布の差違、生活程度の差違、又同じことであるが人口の絶対的圧力に帰せられる。一人当たり收穫のより大なる平等をもたらす方法は生産技術の改善（特に不利な地域に於けるそれ）、資本の移動、移民による人口の絶えざる再配置、多角的農業の発達、國內向外生産物の増加等である。

次に工業に於ける雇傭の機会については地域的に大きな差違が見られる。一九三三年に於ける賃仕事及び工業で支拂はれた賃金の地方的分布を見ると、次表の如くである。

| | 支拂賃金 | 事仕賃元% | 支拂賃金 | 事仕賃元% |
|--------|------|-------|--------|-------|
| 北東地方 | 三・七 | 三・七 | 中西部地方 | 三・五 |
| 南北東西地方 | 一・八 | 一・八 | 南北東西地方 | 一・九 |
| 極西地方 | 一・五三 | 一・五三 | 南北東西地方 | 一・九四 |
| | 二・〇〇 | 二・〇〇 | | 一・九五 |
| | 四九 | 四九 | | 五五 |

本表によつて推測出来るように、工業は主として北東地方に集中し、中部地方がこれに次いでいる。

しかし工業の配置の面で重要なことは、その集中と分散との逆の作用が働いているということである。

ピツツバーカ、ギアリーの鉄鋼業、マンチエスター、ニューベットフォード、ローレンス、フォール・リバーの織物工業、デトロイドの自動車工業、シカゴの肉罐詰業が集中の例である。しかし一方に於てアメリカ全國にわたつて工業が廣く且つ均等に分散され、それと共に人口の配置にも同一の結果を來す傾向があるものと一部に信ぜられて居り、ある者は小さな町に多くの工場を有つ處の、所謂工場の田園化が行はれるとさい考へてい。そうなれば労働者は工業的雇傭の変動に対する緩和剤として工場労働と片手間農業とを結びつけることが出来るであろう。

元來原始産業は人口分散の効果を有し、商工業活動は人口集中を來たすものであるが、森林伐採と農業の西部への發展は、農業に不適当な、そして食糧生産のためには不需要な、廣大な地域の森林伐採という結果を惹起し、ために地力枯渇、侵蝕、洪水の問題を生ぜしめた。一方工業の發達は二三の都市に多数の人間を集中せしめ、これによつて高い人口密度に伴う諸問題を生ぜしめた。

地復帰運動が始まつた。この運動は多くの個人に逃路を與えた。

しかし現時に於ける商業的農業の膨脹は断然有害であるということ、及び生活維持のための農業は田舎の人口の生活水準を低下せしめ、國民的發展を脅かすという結果を來すから、これらの田舎の家族の所得は工業に於ける現金收入によつて補わなければならない。農業復帰の推奨は、この補助的收入が田舎又は半都市に於ける工場の片手間の雇傭で得られることを前提とする。しかば片手間的な雇傭の見透しあるであろうか。我々の見る處では、近い將來に於て工業的雇傭のための機会が地理的に廣く分佈されると信することは出來ない。何となれば過去の移民と工業發展の記録によれば労働者が工場へ移動するのが普通であつて、工場が労働者の方へ移動することは稀だからである。よりよき國民經濟の基礎としての、工業的農業雇傭が恵まれた或る地域を除いては、一般に廣く發展するといふ証拠はない。

そこで現在の人口再生産の傾向より見るに、將來の労働供給の大部分は雇傭の中心から遠く離れた處で生することになるであろう。従つて再生産率と移動の傾向が如何なる程度にまで人口配置と雇傭機會の間の適合を保ちうるかの問題が生ずるが、この問題については後に述べられるであろう。

結論として、一方に於て工業、商業、サービス業の発達と他方に於て農業の均齊の取れた發達、そして恵まれない地方から機會のより大なる地方への人口移動による絶えざる人口の再配置が必要といふことになる。

三 人口再配置に於ける趨勢

第三章は經濟資源への適應の手段としての人口の國內移動即ち人口再配置の趨勢の研究に當てられている。

合衆國の人口は大西洋岸への入植以來西方へと動いたが西部未開地への移民の第一の波は既に終了している。

やがて、以前は人口の流出地域であつた北部に工業が起り多数の人口を吸引した。南部の棉花栽培諸州の人口は西よりも寧ろ北方に流れていった。人口移動の一般的な型は完全に変化し、大西洋岸から西部へ向う潮の如き移民は、内部から太平洋岸、五大湖地方、及び北部大西洋岸諸州への一般的移動へと變つた。

アメリカ人口の移動は非常に激しいから、殆ど総ての州が相当割合のアメリカ生れ人口を吸引及び放出している。アメリカ全体として見れば、全アメリカ生れ人口の約二三%(白人二三〇〇万黒人三〇〇万人)は一九三〇年当時に於て、出生した州以外で生活していたことになる。

以前は農村が移民の主たる源泉であつたが、それは前時代のアメリカ人は断然農業的であり、また農村に於て出生率が高かつたからである。一九二〇年代にはアメリカの農村人口は一〇〇万以上の絶対減少を示した。かかる人口移動は大部分經濟的動機即ち初期に於ては新しき土地へ、後期に於ては商工業地帶の有利な仕事への移動であつた。しかし冒險慾も相当大きき役割を果したし、また若い男女が、ニューヨーク、ロサンゼルス、ワシントン、クリーヴランドの変化に富んだ、自由な生活へ憧れるといふ非經濟的動機も見逃せない。尤もこの反面土地と、友好的な社会の空氣に憧れて都市から田舎へ移動するものもあつた。

次に不況時に於ける移民運動について概観すれば、不況は少くとも一時的にはアメリカの国内人口移動の型を変化せしめたことは争えない事実である。しかし農村への実際の人口移動は決して大きいものではなかつた。

失業者は先ず友人や田舎の親類の、食料の一部を供給する小さな農地へ

帰るのであるが、しかし苦しい生活をしている友人や親類の歓迎も永くは続かない。また都会に慣れた者には田舎の生活は楽しいものではない。また救助の点で田舎に移動したものは明かに不利である。(手当は地域によつて支給されたりされなかつたりすし、また支給に差違が設けられる)。こうした事情から田舎への移動は都市周辺地帯への移動を除けば左程大きなものではなかつた。

一方不況時に於ける農村からの人口移動はどうなつたかというと、これは大いに抑制された。しかし自然増加に相当する以上の移動は行はれた。さきに述べた如く農村への人口移動も相当見られたから、結局に於て農村人口の絶対的減少傾向は緩和された訳である。

不況時には流民の問題が重大となつた。一九三〇年代の初めに流民数が急速に増加し、一九三二年には大きな問題とされた。一九三三年に救済法が施行された。彼等は主として三五歳以下のもので都市から都市へと雇傭を求めて当てもなく流浪した。失業が甚だしくなり救済費が嵩むようになると、流民はやつかい物扱いされ、カルフォルニア、フロリダ州の如きは独立出来ないものの入州を禁止する程であつた。しかし不況流民の問題は景気が回復すれば自ら解決するものと思われる。

次いで報告書は各地に於ける人口配置の変化の研究に當てられている。人口の地理的配置の変化は、人口の自然増加或は減少と國內及び海外移民の二つの要因によつて決定されるものであるが、一九二〇—三〇年に於て人口増加せる州はニューヨークを初め十四州に過ぎなかつた。同期間に農業州は僅か二つの例外を除き何れも人口流出によつて人口減少を來した。

人口増加は比較的少数の地域に集中している。大都市及び都市地域は農

村のみならず、小都市からも人口を吸引している。急速に成長しつつある小都市は、その殆ど全部がより大なる都市の衛星都市である。

これが一方に於て都市人口の遠心的傾向も見られ、人口が急激に増加しつつあつた地域内に於て、同時に中心都市からその周辺へと人口の流れる運動が認められる。これは以前中心都市に居住していたものが移動することによるが、移民が中心部ではなく周辺に定着することにもよる。

次に各地方別の人ロ移動を概観するに、先ずアメリカの地域的な人口移動の特性に関して三つの型を認めることが出来る。

即ち常に人口を吸引する地域としては、ニューヨーカー・ミシガン、フロリダの三州があり、放出地域としてはニュー・イングランド諸州、ペンシルベニア、ミシシッピ以東南部諸州、フロリダを除くポトマック、オハヨー河以南の諸州があり、人口の大量的な交流地域としてはニュー・ヨーク、オハヨー、イリノイの諸州がある。

ニューヨーク州について見れば、州全人口の内州内生れのものは七八〇万、他州生れのものは一四〇万、外國生れのものは三三〇万となつて居り、一方ニューヨーカー生れの一五〇万のものは他州で生活している。ニューヨークへの流入者の四分の一は南部地方、五分の一が中部西部地方からで、これらは主として農村地域である。一方三分の一はニューヨーカー、ペンシルベニアから、五分の一はニュー・イングランドからで、これらは何れも大部分都市地域である。とにかくニュー・ヨークの人口には相当の農村地方の人口が流れ込んでいることになる。

次にニグロの人口移動について見るに、ニグロ移民は南から北へという特別の型を有つてゐる。市民戦争の始まつた頃にはアメリカ黒人の九二%は南部に住んでいた。しかるに一九一〇年以降重大な変化が起つた。第一

次大戦中の北部工業都市の労働力不足は多数の黒人を吸引した。それ以来黒人の移動はいよいよ激しくなり、一九三〇年には全黒人の二〇%はメーン・ディクソン線以北に住んでいる。

黒人の北部への移動は殆ど全く大都市地域に向けられている。一九三〇年には北部の黒人の八八%は都市に住んでいた。之に対し南部の黒人はその三二%が都市に居住するに過ぎない。そして南部都市人口中の黒人の割合は白人人口の増加が急速なために低下して來ている。

次は都市の発達と人口供給の源泉の問題であるが、人口移動はアメリカの都市化を促進した。一九三〇年に於て人口一〇万以上の九三の都市の内七五の都市は、その人口の少くとも三分の一を外國及び其の都市のある州以外から吸引している。またその州の中で生れたものも、その都市以外から來ている。僅かの例外を除けば一九三〇年の全都市の人口の大部分は他の土地で生れたといつても安全である。

また過去に於ける大都市の急速な発達は可成りの程度外國移民によつてゐる。

次に將來の都市の発達の見透しについて述べれば、アメリカ人口の増加の緩漫となつたことは同時に都市人口の増加の緩漫となることを意味するものである。更に都市への集中傾向は既に過ぎ去つたから、將來にわたつて都市が同じ率では膨脹しないであろうことが考えられる。

そして海外からの移民の停止と、都市の特徴である處の自然増加の急速なる低下のために、都市の間に、少くなつて行く移動者の引張り競争が激しくなつて行くであろう。恐らく未來の都市は急速な人口増加よりも、居住者に対し健康にして愉快な環境を與えることを以て誇りとするようになるであらう。

次に人口移動の社会的影響について一言すれば、今日その規模と経済的結果の双方に於て最も重要な人口運動は都市と農村間の人口移動である。

一九三〇年のアメリカ都市人口六九〇〇万の間、居住せる州の生れは四二〇〇万、他州生れは一六〇〇万、外國生れは一一〇〇万であり、居住する州の生れ四二〇〇万の大きな部分と他州生れの一六〇〇万の大部分は農村で生れ、成長したものである。

一方一九三〇年のアメリカ農村人口三〇〇〇万の間、居住する州の生れは二五〇〇万、他州生れ四〇〇万、外國生れ一〇〇万であつて、三〇〇〇万の内恐らく八〇一九〇%は農村で生れたものと思われる。

かかる大きな移動は人口構成に大きな差違を作るが、この差違の間で最も著しいものは年齢及び体性の差違である。

農村人口は大体に於て断然男が多い。成る特殊の年齢（三〇—三四、八〇以上）を除けば各年齢階級の女一〇〇〇に対し男一〇三一—一四六である。一方都市人口に於ては男が多いが、女は次第に増加しつつある。それは女の雇傭機会が農村よりも都市に於て多いからである。都市人口に於ては〇一—一〇、三五一五五歳を除けば女が男よりも多く、如何なる年齢階級に於ても女一〇〇に対し男一〇六以上ではない。そして性比は都市の性格即ちそれが重工業都市であるか、軽工業都市であるか、更にそれが織物業を中心とするものであるかどうかというようによつて非常な差違が見られる。若い大人の都市への移動の結果として農村は都市に比し子供が多く二〇—五〇歳の働き盛りの者が少いことは当然である。

次は農村及び都市の経済的バランスの問題であるが、既述の如く、農村からの移動人口は大部分大都市へ行くのであり、農村人口は將に出費を回収することが出来るようになり始めた時に都市へ移動する子供の養育費と

教育費を負担していることになる。即ち人口移動によつて大量の富が田舎から都市へ流れ込むことになる。

若し子供の養育費（地方の出費を含み）を年一五〇ドルと仮定すれば一五歳の農村青年は平均一〇〇〇—一五〇〇ドルの投資をして居り、この割合で行けば、一九二〇—三〇年の間の六〇〇万の青年の正味の移動は農村から都市へ一四〇億ドルの寄付をしたことになる。

この外多くの富が農村から都市へ移動するが、その内で最も重要なものは農業經營者以外に支拂われる利子である。

この結果農村に於ける、健康のための施設は悪く、学校は貧弱であり、地方のサトヴァイスの維持は困難となる。また人口移動の結果たる人口減少と富の移動によつて、地方の諸施設の維持費の一人当たり負担は増加せざるを得ない。しかるに地方團体は不必要になつたにも拘らず、受取いたサービスを維持し、その上情勢の変化によつて必要となつた新しいサービスを附加して行くから、この結果能率は低下せざるを得ない。

更に若い者の農村からの移動は残つたものに一つの社会問題を生ぜしめる。田舎に残つた若い者は時に極めて少數となり、地方施設の維持が出来なくなる。現在の施設は主として農村の二大集團即ち学童と高齢者のためのものとなる。これらの施設は一六—一九歳の若者にはアピールしない。これがまた人口移動を促すことになる。

一方人口移動が都市の施設に及ぼす影響も軽視出来ない。マルツベルグの報告によれば、ニューヨーク州の精神病院への入院率はアメリカの他州生れの者に於て著しく高くなつてゐる。これを事実とすれば、この差違の原因は新しい環境への適應のための緊張か或は移動の選択的要素の何れか或は両者にあると思われる。

田舎から都市への移動は選択的か否かの問題は古い議論であるが、これについても明確な証拠がない。E・A・ローズの如きは選択性の存在を主張しているが、之に対しソローキン、チルダムは都市に移動するものが田舎に残つたものに比し、肉体的、活力的、精神的、道徳的或は社会的に優秀であるという証拠はないと主張している。

この問題については慎重な研究が必要であるが、生物学的問題は別として、都市への移動者が殘留者に比し教育程度が高いということは大きな社会問題である。

この見地から、農村生活特に農業生活の社会的、経済的條件を改善し、農業生活を魅力あるものにする必要がある。

しかし田舎から都市への人口移動が農村に全然有害な作用を及ぼすものと決めるることは出來ない。かかる移動は甚だしい人口過剩も防止しているのである。しかしそれが都市及び農村に或る不幸な結果を齎していることもまた事実である。

しかし現在最低生活水準にある處の農村地域の生活水準を高めるためにわ將來に於ても大規模な人口移動は必要である。

經濟的機会の地方的差違の分析は、一部分資源に対する人口配置の不良による所得及び生活水準の大なる不均等を示している。

南部地方がアメリカの他の地方と同一の繁栄を樂むためにはアメリカ全人口中南東地方に住むもの、割合は減少しなければならない。

一般的な田園の繁栄のためには他の地方からも相当の人口移動が必要である。特に既述の五大湖地方、大草原地帯の過耕作地帯がそうである。又鉱業地帯から人口移動も必要であり、工業地域間の人口再調整も必要である。

この人口移動を産業的觀点より見れば、原始産業から工業へ、更に知能的、商業的、サービス的職業への移動を意味する。

アメリカ經濟の發展の根本は工、商、サービス企業の安定的組織にあるのであつて、かつして自然資源開発への依存を高めることではない。自然資源の開發はある地方では牧穀遞減を伴う処の最長資源の枯渇の進展を意味している。

次に人口移動の一要因としての再生産率の差違について述べれば、第四章に於て詳論する如き、農村と非農村人口との間の再生産率の大きな差違は今後も大規模な農村・町・都市への人口移動を行わしむるであろう。

若し年齢構成が有利でなければ都市人口に於ては死亡は出生を超過するであろう。また現在の再生産率をもつた農村人口は、若し人口の移動が行わなければ二五年で六〇%増加するであろう。

この点から考へ、今日農村と都市間に見られる生活程度の不平等がいよいよ強められ、農村人口の大部分が貧困化しないためには、農村から都市への人口移動は引続き行われなければならない。

以上を要するに、アメリカの各地に見られる機會の不平等の調整の手段としては、其の他の諸方策と共に、人口の移動が行われなければならぬことになる。

四 再生産率に於ける地域的人種的差違

再生産率の地理的差違は人口再配置の根本要因であり、各人口集團に於ける再生産傾向の大なる差違は数代の間にアメリカ人口の構成及び社會的特徴に大なる影響を與えるもので、極めて重大な意味をもつものである。先ず自然増加率について見るに、それは南東地方、南西地方及び北西

地方で高く、北東地方、中部地方、極西地方に於て低くなつてゐる。この結果若し人口の移動が行わぬものとすれば、かかる自然増加の差違は、一、二代の間に現在の人口配置を甚だしく変化せしむることになる。

次に眞実の自然増加率即ち純再生産率について見るに、ニューヨー

ク、ワシントン、カルフォルニア等を含む六州に於ては基準から $-10\sim -12\%$ の不足を示してゐる。マサチューセッツ、コネクティカット等を含む六州に於てはその不足は -10% 程度である。之に対し大湖地方の南方とオハイオ河の北部にある一〇州に於ては、白人は軽うじて自己を置代えていが、その基準からの超過は -10% 以下に過ぎない。要するに高度に都市的な工業的な州に於ては、殆ど全部が低い再生産率を示して居り、農業的な南東地方、南西地方が高い再生産力をもつてゐることになる。純再生産率の高い州は多くはこの両地方にある。

次に入種別出産力の差違について見るに、一九一四四歳の一〇〇〇人の女子がもつ子供の数は一九三〇年に於て次表の如くなつてゐる。

| | | | | | |
|--------|-------|--------|------|-----|-------|
| 白人 | 四八一人 | インディアン | 九二四人 | 黒人 | 四九七人 |
| 日本人 | 八二四人 | メキシコ人 | 九〇六人 | 支那人 | 一〇五一人 |
| アフリカン人 | 一〇九〇人 | | | | |

少數民族に於ける高出産力の原因の一部は女の高い有配偶率によるが、特にその低い生活程度から生じてゐる。しかし之等の率も南部の農業に從事する女よりも少し高い程度であり、南東地方の貧困なる農業地帯の女よりも低い。

人種別出産力の最近の趨勢を見るに、一九二〇一二九年の間に標準化出生率はアメリカ生れ白人で 20% 、外國生れ白人で 32% 、黒人で 18% の減退を示してゐる。

次に市町村人口階級別に、アメリカ生れ白人と黒人の再生産率（一九三

一年）を見ると、先ず白人、黒人共に人口階級の上ると共に再生産率は低下している。白人と黒人との比較に於て注目すべき点は、都市に於ては黒人の再生産率が、有ゆる人口階級を通じ、白人に比し低いことである。

また農村に於ても、非農業的職業に於ては黒人の率は白人よりも低い、ただ農業については黒人の再生産率は白人に比し可成り高くなつてゐる。

次に生活水準と出産力の関係であるが、アメリカの有ゆる地域に於て生活水準が上ると出産力は急速に低下するという関係が見られる。尙生活程度の指標としては所得税納稅者数、住宅電話数、ラジオセツト数が用いられた。

農業上の問題地域の出産力について見るに極西地方を除き、其の出産力は他地域に比して -10% 程度高くなつてゐる。

要するに、多數の子供を支持出来る地域に於ては子供数は少く、所得、生活水準の低い、従つて多數の子供の負担に耐える力の最も少い處の貧弱な田舎が不相應に再生産を行つてゐるということになる。

現在の出産力の差違の持続は経済的不平等を強むるものであり、このことは生産力の低い農業地域から継続的に移民を出すことの必要を示すものである。

五 出生率に影響する社会的諸條件

我々の経験の教うる所によれば、子供の性格及び能力は出生し養育された環境によつて影響される。それ故經濟状態、職業、教育、知能の異なる人口集團における再生産の差違は將來の人口の質の上に大きな關係を有つことになる。

先ず経済的條件と出産力の関係について見るに、第一に被救恤家族の出生率が問題になる。調査の結果によれば、救濟を受けているものは一般人口よりも高い出産力を有つとすることに於て一致している。この高出産力の原因の一部は社会的扶助が大家族と新しく子供が生れ、または生れる予定のものに與えられる傾向があるということにある。しかし貧困と高出産力の間に一般的な関係があるものと思われる。

家賃との関係に於いて出生率を見るに、家賃といふものは經濟状態の概して満足な指標と考えられるのであるが、出生率は低い家賃の地域に於て高く、高い家賃の地域では低いことは一九三〇年に全シカゴ市について行はれた調査の結果が之を明白に証明している。即ちシカゴ市の出生率は人口千につき一六・四であるが、三〇ドル以下の家賃の地域では、それは一九・七であり、家賃七五ドル以上の地域に於ては一一・三となつてゐる。この関係はアメリカ生れ白人、外國生れ白人、黒人についても見られる。

次は職業別の出産力の差違の問題であるが、一九三〇年以後四つの地区について行われた最近の調査の結果によれば、所謂高級なる職業集團の出生率は労働階級よりも低いことが示されている。夫の職業を(一)専門的職業(二)商業(三)熟練労働者(四)不熟練労働者に分つて見ると出産力(四五歳以下の妻一〇〇人当り出生兒数)は四地区共職業の種類とは逆の順位に、即ち不熟練労働者が最も高く、専門的職業が最も低くなつてゐる。しかしながら、同一所得水準に於ける出産力の職業的差違に関する、若干の地域に於ける調査の結果によれば、出産力の職業的差違は經濟状態の差違にのみ帰することの出來ないことを示してゐる。

ロリマー及びオスボンの「人口の力学」——一九三四年——から職業別純再生産率を算出すれば次表の如くである。

非農業平均
一・〇〇

専門的職業
〇・七六

商業及び書記的職業
〇・八五

熟練労働者
一・〇六

半熟練労働者
一・〇三

不熟練労働者
一・一七

農業
一・三二

次に職業と市町村人口階級別の出産力について見るに、先づ農村内部における職業別出産力(四五歳以下の妻一〇〇人に対する出生兒数)は農業労働者が最も高く、之に次いで借地人、農地所有者、不熟練労働者、熟練労働者、商業者、専門的職業の順に次第に低下している。

同一職業について、人口階級別にその出産力の差違を見るに、専門的職業、商業者、熟練労働者、不熟練労働者の何れに於ても、人口階級の大きくなるに従いその出産力は低下している。以上の如く各職業の出産力は社会の大きいさが大となるに伴ひ減少するが、しかし各職業の出産力の相対的関係は一定で、不熟練労働者は常に専門的職業よりも高い出産力を有つているのである。

出産力の相違に關聯して大家族と無子家族の頻度の差違が考慮されなければならぬが、四〇—四九歳の妻にして無子のものの割合都市に於て一六%なるに対し農村に於ては僅かに九%である。無子家族の頻度を職業別に見れば、最も割合の高いのは専門的職業であり、之に次いで商業者、熟練労働者、不熟練労働者、農地所有者、借地人、農業労働者の順でその割合は減少している。尤も無子家族の頻度の差違は次の多子家族に於けるよりも遙かに軽微ではある。

多子家族即ち四〇—四九歳の妻にして五人以上の子供あるものの割合は、都市に於て一七%であるが、農村に於ては三九%と大きな開きがある。之を職業別に見るに、多子家族の割合の最も高いのは農業労働者で、之に次いで借地人、農地所有者、不熟練労働者、熟練労働者、商業者、専門的職業と次第に其の割合は減少している。なほ農業労働者に於ける割合は五〇%，専門的職業に於けるそれは一〇%と両者の開きは極めて大である。

差別出産力に關聯して、妻の婚姻年齢の差違が問題となるが、一九一〇年の都鄙別妻の婚姻年齢(モード)は都市に於て二〇・五歳、田舎では約一九歳で約一歳余の差違が見られる。妻の婚姻年齢を夫の職業別に見ると、差違は甚だしく、専門的職業が最も高く二三・五歳で、之に次いで商業、農地所有者、熟練労働者、借地人、不熟練労働者、農業労働者の順で次第に低下し、農業労働者に於ては約一八歳と、専門的職業との差違は非常に大きい。

しかしながら職業別出生産力の差違を、婚姻年齢のみに帰することは不可能であつて、このことは婚姻年齢階級別職業別出産力に關する調査結果に示されている。

以上職業と出産力について述べたのであるが、その内で強調すべき点は(一) 全農業人口は人口の置代えに必要であるよりも六〇%以上も多く出生を供給して居り、しかも農業的に恵まれない地方の出産力は高い。また農業者の内でも農業労働者が最も高く、借地人が之に次ぎ、農地所有者が最も低いこと。

(二) 非農業人口はやつと自己置代えが出来るのであるが、都市の出産力には著しい内部的差違があり専門的職業が最低で、不熟練労働者が最高

である。一九二八年に於て専門的職業及び商業者の再生産率は人口置代えに対し一五一二〇%不足している。

(三) 都市の俸給生活者の低い出産力の一部は晩婚の結果であるが、他の因子として、若い夫婦に於ける出産調節が考えられる。

次の問題は教育程度と出産力との関係についてであるが、アメリカに於ては無学及び殆ど教育を受けない者は一般に高い出産力をもつてゐる。

しかし教育と出産力との相反的関係はそれ程厳密なものではない。教育の或る水準に達した後に於ては、それ以上の教育は他の社会的要因が一定である場合には出産力の上には殆ど影響しない。教育と再生産の問題は結婚出産率と結婚率の見地から考察されなければならない。結婚出産率は一般に文盲が教育を受けたものより高く。ハイスクールよりもコモンスクールに於て高い。しかしハイスクールとカレッジの差は少い。

次は知能と出産力との関係であるが、これは知能に対する環境と遺傳の相対的な役割の問題は別として、人口の置代えに対し重要な意味をもつものである。子供の知能的発達に及ぼす家庭的環境の影響は非常に重要である。

レンツの調査の結果によれば、子供の知能指数の高まるにつれて家族の子供数が減少していることが極めて明かに示されている。即ち知能指数一五〇以上の子供の家庭の子供数は二・二人であるに対し、指數六〇以下の子供の家庭の子供数は約五・五人で両者に於ける差違は極めて著しい。しかしこのレンツの資料は非常に異つた地域から集められているから、このような極端な差違は恐らく一部分は地方的、人種的、社会的な因子によつて影響されているものと思われる。またチャップマン等のメリデン及びコネクティカットに於ける調査の結果によれば二子家族の子供の知能指数は

一一八であるに対し五子及び六子家族の子供の知能指数は一〇六に過ぎないことが示されている。しかしこの違ひは恐らく出生地の差違によるものと思われる。

一方ヴエルモンドに於けるコンラード及びジョトンズの調査報告書は出生兒数と知能との関係を否定している。

要するに知能と出産力の関係の多くは文化的條件と結合しているものと思われる。我々は既に出生率は、より大なる教育を必要し、より多くの所得を得る職業に於て低く、恵まれないものに於て高いことを指摘した。若し他のファクターが一定の場合に知能が家族の大きさに關係があるかないかに関する証拠は決定的でない。しかし、とにかく文化=知能的に発達の後れた子供は発達したものよりも、より大なる家族から出ているといふ一般的な傾向が見られ、この傾向は社会的に重要な意義を有つものなのである。

出産力の集團的差違については生物学的因素を強調することが最近まで廣く行われていた。勿論これを無視することは出来ないが、最近の研究は家族制限が主たる重要性を有するものと認めている。ペール（一九三一）

三二年）が調査した処によると（一）結婚後家族制限の努力をした白人の女の割合は極貧で三分の一、中流上流で四分の三以上となつて居り、（二）最も知的に、また常時家族制限を行つて居る女は、かかる努力をしないものに比して妊娠率は五〇—七〇%低く、（三）同じ方法によつて家族制限を行つた女は経済状態に關係なく同程度の妊娠率を有つて居た。このペールの資料及び其の他の資料は家族の大いさの自發的制限こそ人口変動の趨勢と差違の主たる要因であることを示唆している。

出生を制限するために採られる手段の背後には複雑な文化的要因があ

り、それがある集團をしてかかる方法を探らしめるのである。強まりつつある都市化は家族に対する態度の変化を随伴し、そして小家族が断然都市への婦人の就職、都市家族生活の社会的經濟的結合の弱化等と密接に結びついている。ある集團に於ける小家族の一般化そのものが、二人或は三人の子供で十分であるという態度の定型化を通じて、家族の大きさの規範を定むるに役立つであろう。

教育の機会の改善、貧困なる階級又は地域に於ける生活程度の改善は更に一般的な家族制限と、階級間の出生率の不均等の漸次の消滅を伴うであろう。

他方都市地域の特權階級の低出生率を相当程度増加せしむる如き力が現在作用している証拠は殆どない。これらの階級に於ける再生産が相当程度増加することは、恐らく經濟社會關係の大改革、社會哲學、將來への見透、利害關係の變化にかかつて居る。

六 社会の発達と教育

アメリカ人は長い間彼等の教育組織をデモクラシーを有効に働かせるための手段の一つと見做していた。アメリカの教育の傳統に於ては個人に利益を與えることが教育の唯一の機能ではなく、それはまた自由を守る手段であり、代表的な政治機關であると信ぜられている。デモクラシーの成功は市民が社會經濟制度の働きを批判的に理解することに依存しておる、社會問題の公平な分析をするに必要な程度の社會的知性を養うことが必要であると信ぜられている。かくの如くアメリカ諸州が公共的な教育の組織を作り、それを維持しているのは、單に個人に利益を與えるのみでな

く、それはまた公共政策及び一般的福祉を増進する處のものの決定に賢明に参加する準備となる処の一種の公民教育を與えるに在る。

しかばかある教育の目標が達せられてゐるかといふに、アメリカの教育が多くの点に於て、市民に十分な訓練を與えるに失敗しているといふが実状である。

即ち教育の個性的、個人的價値が強調され過ぎ、社会的理解が等閑に付されていることである。更に一つの重大な問題はアメリカの学校組織が教育の機会の公平も與え得なかつたということである。アメリカの如く地域廣大にして、また經濟的、文化的な型に於て著しい地方差のある處では教育機会の絶対的公平は期待出来ないが、それにしても現在に於ける機会の不平等は少くなく、アメリカのデモクラシー制度の全機構に脅威となりつつある。ここに於て我々は教育の利益を全國の子供に更に均一に拡張する何等かの手段を発見しなければならない。しかしそれは單なる組織の拡張では不十分であつて、教育が一人一人の生徒に、彼の特別の必要に合致し、又彼の興味を刺戟する如き経験を與える如く再組織されなければならぬ。

子供が農場で父を助けるとか、或は小さな工場や店で徒弟生活をするという機会は長い間狭められて來てゐるが、こうした生活は經濟的には生産的であり、また教育的であつた。しかるに大都市に於ける人口集中、工業過程の特殊化、標準化の結果として青年は型にはまつた職業へ就職するか或は形式的な教育を受けるか或は怠墮の三つの何れか一つを選ばなければならぬといふ事情にある。処が最近數年間就職は急激に減少する傾向にあるから、結局形式的な教育か怠墮かの何れかを選ばざるを得ない。

先ず青年の雇傭の減少という点について見ると、一九世紀に於ける工業

の発達に伴ひ、少年少女のうち雇傭されるものの割合は次第に上昇した。処がこの割合は一九一〇年以後急速に減少してゐる。例えば一六歳の雇傭率は一九二〇年から一九三〇年の間に四〇%から一五%へと減少し、また一七歳のものについては同期間に五〇%から三九%へと減少してゐる。一八一一九歳のものについてはさえ六〇%から五五%へと減少を示してゐる。

かかる現象の第一の原因はヒーマニズムである。第二は大人に対しても扶養される子供の数が減少したことである。例えば一〇〇〇人の大人に対する一八歳未満の子供の数は一八五〇年には一〇五〇人であつたものが一九三〇年には六〇〇人へと減少してゐる。このため社会的負担は減少し、就職延期、教育機会の増加といふ結果をもたらした。第三は機械の導入の結果子供や青年の労働の必要を減じ一時に労力過剰を來したことである。第四は近代經濟生活の複雑性に基づき長く教育を受けることが利益と考えられたことである。

これら的事情の結果少年労働立法や義務教育制が促進され、一面教育上の便宜も大きくなつた。

以上の結果としてアメリカの教育組織は大いに拡張された。小学校、中学校、専門学校、大学への入学者を増加せしめた社会的変化はまた成人教育の分野の拡張をもたらした。かくの如くして教育組織は大いに拡張されたが不幸にして教育の機会は量的質的に地方によつて非常な差違が見られる。そしてこの不平等は人口の再生産、人口移動の趨勢に関聯して見ると非常に重要な人口問題を提供することになる。

人口増加との関聯に於て教育の問題を眺むるに、再生産率に於ける地域的差違は、成人人口及び經濟資源に対する子供の人口の割合の甚だしい不

均衡を惹起せしむる。

生産年齢階級にある大人に対する小学校、中学校生徒の割合を地方別に見るに次表の如くである。(一〇一六四歳大人一〇〇〇人に対する子供数)

| | 北東地方 | 中部地方 | 北西地方 | 南北西地方 | 極西地方 | 三歳 | 四一七歳 | 五十七歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 北東地方 | 五五 | 三五 | 三三 | 三三 | 三三 | 三五 | 三五 | 三五 |
| 中部地方 | 三七 | 三七 | 三三 | 三三 | 三三 | 三七 | 三七 | 三七 |
| 北西地方 | 三三 | 一九 |
| 南北西地方 | 三三 | 一七 |
| 極西地方 | 三三 | 一七 |
| 計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

以上の如く子供の人口の重荷の大きい地方と所得乃至生活水準の低い地

域とは一致を示しているのである。所得に於ける以上の如き地域的不均衡は必然的に教育機会と学校の能率の著しい地域的差違、市町村人口階級別差違を來さざるを得ない。

教育機会の差違は次の三つの指標によつて観察される。第一は教員の訓練の差違である。田舎の学校の教員は町や都市の教員に比べて訓練が不足している。アメリカ全体について見れば、市町村の人口階級の少さくなる程教員の訓練即ちその卒業学歴は低下していることが觀取される。

教育機会の差違を示す第二の指標は通学率の差違である。一九三〇年の國勢調査によつて見るに、一九二九年の九月から一九三〇年の四月の間に五十一三歳の者で学校に通学したものの割合は次表の如くである。

| | 北東地方 | 中部地方 | 北西地方 | 南北西地方 | 極西地方 |
|-------|------|------|------|-------|------|
| 北東地方 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 |
| 中部地方 | 八七 | 八七 | 八七 | 八七 | 八七 |
| 北西地方 | 七六 | 七六 | 七六 | 七六 | 七六 |
| 南北西地方 | 七五 | 七五 | 七五 | 七五 | 七五 |
| 極西地方 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 |

次に所得との関係に於て子供の人口の割合を見るに、一九三〇年に於いて五一七歳人口と國民所得の割合を地方別に比較すれば次表の如くである。

| | 子供人口の割合 | 國民所得の割合 |
|-------|---------|---------|
| 北東地方 | 元・六 | 三・三 |
| 中部地方 | 三・六 | 三・三 |
| 北西地方 | 六・六 | 三・三 |
| 南北西地方 | 三・四 | 一・〇 |
| 極西地方 | 八・三 | 四・九 |
| 計 | 100.00 | 100.00 |

また一四一七歳人口の内公私の高等学校に通学しているものの割合は次表の如く地方によつて非常な差違がある。州の間の差違もまた極めて著しい。

次表の如く地方によつて非常な差違がある。州の間の差違もまた極めて著しい。

南 東 地 方 三四

教育機会の差違を示す第三の指標は生徒一人当りの学校経費であるが、出産力が低く、そして生徒数の比較的少い地域に於ては生徒一人当りの支出は多く、之に反し出産力高く生徒数の比較的多い地域では支出は少くなつてゐる。例えば一九三〇年のアラバマの再生産率は一・四一であり、生徒当たりの支出は三七・九一ドルであるが、一方ニューヨークに於ては再生産率は〇・八四、支出は一四九・八四ドルとなつて居る。こうした不均衡は人口問題上重大な考慮を要する事柄である。

次は人口移動との関係に於ける教育が問題となる。

合衆國各地に於ける再生産率及び経済的機会の大きな差違を考えると將來相当量の人口移動が予期される。そして農村から都市への人口移動が主流をなすものと思われる。一九二〇—三〇年に農村から六〇〇万の人口移動があつた。處でアメリカでは教育は普通全く地方的な事項と見做されてゐるが、しかし今日この政策が缺陷を有することは明白である。人口移動の度合に應じて或る地方の文化的知的水準は必然に他地域の発展の上に影響するのである。そこで將來の人口移動の源をなす處の地域の青年に対して與えられる教育的文化的機会が國民的水準よりも著しく低いということは大きな問題である。

かかる見地からアメリカの農村青年の大部分に対し教育の機会を拡張するばかりでなく、町や都市に住むものと故郷に残るものとの双方の知的必要に適合した農村教育の再建が必要になる。

次に職業の傾向との関聯に於て教育の問題を見るに、國民經濟の繁榮及び個人並にその家族の生活上の満足という点から云つて適當な訓練を経た人々が各種の職業の間に適正に配置されるということは極めて重要なこと

である。これをなしとげるということはアメリカ教育組織の主たる社会的責任である。しかし人口の職業機会へのより適正な調整といふことは職業の趨勢と變化しつつある需要の注意深き分析に基かなければならぬ。そこで主たる職業の趨勢如何が問題となるが、そもそも職業への機会は技術の進歩、消費慣習の變化、購買力の増減、物價賃金の変動の如き諸要因によつて突然変化するものであり、現に職業の種類は急速に変化しつつあるのである。

既に述べた通り原始産業について見れば、その被雇用者の割合は一八八〇年以來断然減少してゐる。機械工業、製造工業のそれは同期間に僅かに一〇%増加しているに過ぎず、一九二〇—三〇年をとつて見ればそれは二%の減少とさえなつてゐる。以上二つのものに対しサービス的産業は断然増加し、その中でも特に商業、運輸通信、書記的職業の増加は著しい。これが最近の職業的傾向に見られる大きな特徴である。こうした職業の種類の変化には、之に適した職業教育の型が採用されなければならぬ。

そこで特殊技能の訓練に対する適應のための教育が問題となつて來る。大多数の労働者にとって、極端な労働の分科は技術の習得に必要な時間を甚だしく減少させた。そこで近代的労働者は仕事から仕事へ、職業から職業へ、工業から工業への職業移動に対して常に準備されていなければならない。そこで今日の労働者に対しては訓練と共にまた適應力を有たせることことが重要になつて來る。

こうした事情に應じて学校が多数の生徒に個別的な商賣を教えたり、狭い専門化に固執することは誤りである。労働者の世界は複雑な社会關係であり、労働者は健全な個性、知性と共に時々の社会問題、經濟問題の理解を必要とする。こうした資質を培うことは教育の大きな使命である。

更に職業的調整の問題は機械技術的変化に伴つて、新しい職業を求めるとする高齢労働者にとって特に重大であり、今後いよいよ重大となるであろう。何者も人口の年齢構成の変化に基づいて高齢労働者の割合は必然的に増加するからである。之等の労働者のため職業教育と指導をなすことは絶対に必要である。

次は教育費負担の不均衡の問題であるが、そもそもアメリカに於ては学校の維持は全く地方又は州の所管事項と見做されているが、この傳統的政策は多くの理由から特に現今の人口趨勢から問題とされなければならない。

農村及び非農村人口に於ける子供一人当たりの所得は地域的に大きな差違がある。学齢(五一一七歳)の子供の数で割った処の全家族の所得はアメリカの一六の州に於て三〇〇〇ドル以上であるが他の一一の州に於ては一五〇〇ドル以下に過ぎない。之を農業人口について見れば北東地方は一三二六ドルであるに対し南東地方は僅かに四七四ドルに過ぎない。また農業人口は國民所得の九%を得ているが、一方農業人口は全國の子供の三%の教育の責任を負うてゐるといふことは、その負担の過重なることを良く示している。

次に子供一人当りの税源の地方的差違も地方的に大きな開きがある。勿論税源がすべて教育に費される訳ではないが、しかしそのことは教育を支持する相対的能力の差違を示すものとして重要な意味がある。

經濟資源と教育費との関係から見ても、大なる經濟資源をもつた州は大体に於て比較的容易に、しかも十分に学校の維持を行つてゐるが、資源の限られた州は財政的支持に於て十分でなく、しかもより大なる努力を拂つてゐるという実状にある。

以上の如く教育維持のための重荷は地域的に大きな差違があるのであるが、教育に於けるアメリカの傳統の根本は公立学校は機会の平等を維持するための道具として役立つべしということである。アメリカの若い人々に與えられている教育機會の不平等は、この目的が實際に達せられている事を疑わしむるものである。アメリカの教育組織が眞に民主主義的であるがためにには子供の養育の重荷の最大なる州に於て、また經濟的資源が最も限られている州に於て、子供に十分な教育を與えるために何等かの方法が見出されなければならない、そしてその方法は連邦政府の教育への援助の増加をおいて外にない。

雑報

〔昭和二十一年度農村人口収容力に關する調査〕結果
報告(二)

—新潟縣 富山縣—

厚生省官制の一部改正

人口問題研究所は昭和二十三年三月港区田町の旧廳舎から左記のところへ移転した。

今般國立公園部の設置に伴い厚生省官制の一部が昭和二十三年二月十四日附政令第三十八号を以て左の如く改正された。

今般人口動態調査令及び同施行細則が夫々次の如く改正せられ又これに伴い、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票送致目録作成手続が次の如く制定された。

人口動態調査令の改正(昭和二十三年一月二十四日)

人口動態調査令の一部を次のように改正する。

電話銀座(6)代表五一〇一五一一九番

厚生省官制中一部改正(昭和二十三年二月十四日)

第四條ノ二 公衆保健局ニ國立公園部ヲ置ク
國立公園部ニ於テハ國立公園ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條厚生事務官の部中 「專任四人
專任三百四十四人
專任二千四百八十三人」を

「專任五人
專任三百十八人
專任二千六百八十八人」に改める。

「專任二千六百九十二人
專任一千二百二十八人」を「專任一千二百三十三人」に改める。

第十一條ノ二を第十一條ノ三とする。

第十一條ノ二を第十一條ノ三とする。

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以

テ之ニ充ツ

第十二條 厚生省ニ兒童福祉官ヲ置キ二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ受ケ兒童及妊娠婦ノ保護、保健其ノ他福祉ニ關スル實地ノ指

導監督ヲ掌ル

〔昭和二十一年度農村人口収容力に關する調査〕の結果報告(一)

—戰時戰後における農家構成の変動—

この政令は、公布の日から、これを施行する。

四

人口動態調査関係法規の改正並びに制定

内藤技官

今般人口動態調査令及び同施行細則が夫々次の如く改正せられ又これに伴い、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票送致目録作成手続が次の如く制定された。

人口動態調査令の改正(昭和二十三年一月二十四日)

人口動態調査令の一部を次のように改正する。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及

び離婚につきその届出を受けた市町村長が作成する人口動態調査票及び保健所長が作成する人口動態統

計月報とする。

第三條中「及び人口動態統計月報」を削り、同條に左の一項を加える。

保健所長は、人口動態調査票に基いて、厚生大臣の定めるところにより、人口動態統計月報を作成しなければならない。

第四條 厚生大臣は、人口動態調査票の用紙を市町村長に、人口動態統計月報の用紙を保健所長に交付しなければならない。

第五條中「及び人口動態統計月報」を削り、「毎月」を「定期なく」に改め、「市町村長は」の下に「保健所長に、保健所長は」を加え、同條に左の一項を加える。

人口動態統計月報は、これを毎月、保健所長は都道府縣知事に、都道府縣知事は厚生大臣に提出しなければならない。

附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

人口動態調査令施行細則

(昭和二十三年二月二十四日)

第一章 人口動態調査票

(厚生省令第六号)

第一條 市町村長は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出（死亡については官廳又は公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他の市町村長が受理した届出を戸籍記載のため送付して來た場合を除く。）これに基き、厚生大臣の定める人口動態調査票及び送致目録作成手続により一事件ごとに出生

票、死亡票、死産票、婚姻票及び離婚票の用紙を用いて、人口動態調査票二通を作成しなければならない。

棄児については、一事件ごとに出生票の用紙を用いて、戸籍法第五十七條第二項の調書により、その就籍した地の市町村長が人口動態調査票二通を作成しなければならない。

失踪については、一事件ごとに死亡票の用紙を用いて、戸籍法第九十四條の届書及び戸籍簿により、本籍地の市町村長が人口動態調査票二通を作成しなければならない。

司法事務局の許可を得て、死亡確認による除籍の手続をした場合においては、一事件ごとに死亡票の用紙を用い関係書類により、本籍地の市町村長が人口動態調査票二通を作成しなければならない。

第一項の届出には、航海中の出生及び死亡につい

て航海日誌の謄本による場合及び外國にある日本人がその國の方程式に従つて作られた届出事件に関する証書の謄本による場合を含む。

第二條 市町村長は、その日に受理した届出について記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しなければならない。

第三條 市町村長は、前條の手続を終えたときは、遅滞なくその人口動態調査票を保健所の所管区域によつて、当該保健所長に送付しなければならない。

前項の場合においては、市町村長は人口動態調査票送付票に必要な事項を記入して、これを送付しなければならない。

前項第二号に規定する毎月一日から末日までの一箇月を人口動態調査票の調査月と称する。

第六條 保健所長は、前二條の手続を終えたときは、一市町村ごとに人口動態調査票保健所送致目録を作成して、人口動態調査票の括にこれを添附し人口動態調査票の調査月の翌月二十日までに都道府県知事に送付しなければならない。

第七條 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、その受付日時を記録し、人口動態調査票保健所送致目録に照して枚数を検査し、一市町村ごとに再び帶紙をもつて人口動態調査票を各種別に一括し、さらに各種の調査票を一括して市町村括とし、人口動態調査票保健所送致目録は別に一括しなければならない。

第八條 都道府県知事は前條の手続を終えたときは、人口動態調査票保健所送致目録を作成し、これを人口動態調査票及び人口動態調査票保健所送致目録の括とともに人口動態調査票の調査月の翌月末日までに厚生大臣に送付しなければならない。

票の一箇月分を取りまとめること。

三 前号の人口動態調査票の一箇月分と第一号の規定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

（翌月一日から十四日までに届け出られた各調査票の中から本月中に事実の発生した分）とを取りまとめること。

第二章 人口動態統計月報

第十三條 市町村の廢置分合、境界変更又は名称変更

る。

第九條 保健所長は、市町村長から送付して來た人口動態調査票により、内地人の内地（戸籍法施行規則第六十一條に掲げる地域を除く。）における出生、死亡、死産婚姻及び離婚につき一市町村ごとに調査票の保健所受理の日附により一箇月分を集計して、人口動態統計月報を作成し翌月十日までに都道府縣知事に送付しなければならない。

前項において内地人の死産というのは、死産をした母が内地人である場合をいう。

第一項において内地人の婚姻又は離婚というの工夫又は妻の双方又は一方が内地人である場合をい

う。

第十條 保健所長は、人口動態統計月報を作成するための補助表として人口動態統計月報を用い毎日各

調査票の枚数をこれに計入し、毎月末日までの市町村別合計数を求め、これを人口動態統計月報の該当欄に記入しなければならない。

第十一條 都道府縣知事は保健所長から人口動態統計月報の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、計算誤り等があればこれを当該保健所長に尋ねて訂正した上、報告した保健所名を記した送狀を添えて人口動態統計月報の調査月の翌月二十日までに厚生大臣に送付しなければならない。

第三章 雜則

第十二條 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票、

人口動態調査票送付票、人口動態統計月報、人口動態調査票、保健所送致目錄及び同府縣送致目錄の様式は別表第一号様式乃至第九号様式による。

第十九條 人口動態調査票及び人口動態統計月報の作成及び送付の正確を期するために、厚生事務官を現地に派し、相当区域内の都道府縣又は市町村若しくは保健所を巡回して当該事務の現地指導に当らせ

更があつた場合には、都道府縣知事は、厚生大臣にその旨を直ちに報告しなければならない。

第十四條 保健所長は、人口動態調査票の一通を保管し、これを保健所の運営資料として利用しなければならない。

第十五條 都道府縣知事、保健所長及び市町村長は、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票送致目錄の紛失汚損を防ぐため、その保管及び送付について十分注意しなければならない。

第十六條 離島その他の地域で交通不便のため所定の期限までに人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目錄の送付が困難なものについては、厚生大臣は地域を限つて別に期限を定めることができる。

第十七條 都道府縣知事は、天災事変その他避けることの出来ない事由のため、所定の期限までに人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目錄の全部又は一部を送付することが出来ない場合には厚生大臣にその旨を直ちに報告しなければならない。

第十八條 厚生大臣は、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目錄について照会を要する場合には直接保健所長及市町村長と照復することができる。

第二十條 この省令では、市町村には東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を、市町村長には東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区長を、又別表中市区町村として特に市町村と併せて掲げてある区は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市という。

附 則

第一号様式

人口動態調査出生票

雑報

| | |
|-------|--|
| 役場符号 | |
| 保健所符号 | |

昭和 年 月 日市町村受付
昭和 年 月 日保健所受付

生

生

| | 都道府県 | 都市 | 区町村 | | |
|---|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------|----|
| (1)子の男女の別 氏名 及び嫡出子か否かの別 | 1 男 氏名 | | 1 嫡出子 2 嫡出でない子 | | |
| (2)出生の年月日 | 昭和 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 | | |
| (3)出生の場所 | 市区町村 | 出生まで母が引き 続きその市区町村 にいた期間 | 年 箇月 日 | | |
| | 1 病院 2 診療所(その 3 妊産婦接り所(名称) | 4 自宅 5 其の他 | | | |
| (4)母の当住時の地 | 市区町村 | 出生まで引き続き その市区町村に住 んでいた期間 | 年 箇月 日 | | |
| (5)同じ母の出産した児の 数 | この出産の時に生存する者(この出生児を含む)……人 出生後この出産の時までに死亡した者……………人 妊娠六箇月以上の死産兒……………胎 | 人 人 胎 | 計 | | |
| (6)出生に立あ会つた者 | 1 医師 2 助産婦 3 その他 | 氏名 | | | |
| (7)父母の出生地 | 父 都道府県 母 外國の場合 はその國名 | | 母 都道府県 外國の場合 はその國名 | | |
| (8)父母の出生の年月日 | 父 年 月 日 | 母 年 月 日 | | | |
| (9)出生当時の父母の職業 | 父 | 母 | | | |
| (10)父母の結婚式の年月日 | | 年 月 日 | | | |
| (11)父母の既婚履歴(既婚履歴を しないときは子の出生当時) の本括弧は隠す | 父 都道府県 母 外國の場合 はその國名 | | 母 都道府県 外國の場合 はその國名 | | |
| (12)妊娠月数及び母の氏名 | | 箇月 | 母の氏名 | | |
| | 1 二 た 児 | この児 | 1 第一児 2 第二児 3 第三児 | | |
| (13)多胎 | 2 三 つ 児 | 他 の 児 | 出生 人内男 人女 人 死産 胎内男 胎女 胎不詳 胎 | | |
| (14)出生時の母と児の健康 状態主要所見 | 出生児側 | | 出生児の 体重 | 瓦兎 | |
| | 母体側 | | 妊娠中の 血液検査 | 1 受けた 2 受けない | |
| (15)届出入の住所氏名 | 都道府県 | 都市 | 区町村 | 番地 | 氏名 |

備考

生

第二号様式

人口動態調査死亡票

| | |
|-------|--|
| 登録符号 | |
| 保健所符号 | |

昭和 年 月 日市町村受付
昭和 年 月 日保健所受付

死

死

都道
府県都道
府県都道
府県

| | | | | | | |
|------------------|------------------------------------|---|--------------------------------------|-----|----|--|
| (1)本籍又は國籍 | 都道 府県 | 日本の國籍がない場合はその國籍 | | | | |
| (2)男女の別及び氏名 | 1男 2女 | 氏名 | | | | |
| (3)死亡の年月日 | 昭和 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 | | | |
| (4)死亡の場所 | 市区 町村 | 死亡まで引き続きその市区町村にいた期間 | 年 月 日 | | | |
| | 1病院 2診療所(その 3妊娠婦預り所(名称) | 4自宅 5その他 | | | | |
| (5)死亡当時の住所地 | 市区 町村 | 引き続きその市区町村に住んでいた期間 | 年 月 日 | | | |
| (6)発病当時の住所地 | 市区 町村 | | | | | |
| (7)出生の年月日 | 年 月 日 | 出生後二十四時間内に死亡した場合はその生存時間 | 時 分 | | | |
| (8)出生地 | 都道 府県 | 外國の場合 はその國名 | 1嫡出子嫡出でない子(2父の認知のある子) (3父の認知のない子) | | | |
| (9)満六歳未満の死亡者の身分 | | | | | | |
| (10)配偶の関係 | 1未婚 2有配偶 | 3死別 4離別 | | | | |
| (11)生存配偶者の出生の年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| (12)死亡者の職業 | 死亡当時の職業 | 発病当時の職業 | 家計の主なる職業 | | | |
| (13)死亡の種類 | 1病死 外因死(2不慮の中毒死 3災害死 4自殺 5他殺 6その他) | | | | | |
| (14)死亡の原因 | イ直接受因 | | その経続期間 | | | |
| | ロ(イ)の原因 | | その経続期間 | | | |
| | ハ(ロ)の原因 | | その経続期間 | | | |
| | ニ況(死亡前三箇月間にかけた既往歴も含む) | | その経続期間 | | | |
| | 手術の主要所見 | 手術年月日 | 昭和 年 月 日 | | | |
| 解剖の主要所見 | | | | | | |
| (15)外因死の追加事項 | 傷害発生の年月日 | 昭和 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 | | |
| | 傷害発生の場所 | 市区 町村 | | | | |
| | 外因死の手段又は種類 | 1住居 2農耕地、職場(3工場 4鉱山 5事務所 6その他)公共の場所(7水上 8その他) | | | | |
| (16)届出入の住所氏名 | 都道 府県 | 都道 府県 | 区 町 村 | 番地 | 氏名 | |
| (17)選挙の住所氏名 | 都道 府県 | 都道 府県 | 区 町 村 | 番地 | 氏名 | |
| 備考 | | | | | | |

死

死

第三号様式

人口動態調査死産票

雜報

| | |
|-------|--|
| 役場符号 | |
| 保健所符号 | |

昭和 年 月 日市町村受付
昭和 年 月 日保健所受付

| | | 都道府県 | 都市 | 区町村 | |
|-------------------------|--|----------------|------------------------|----------------|-------|
| (1)男 女 の 別 | 1男 | 2女 | 3不詳 | | |
| (2)死産の年月日 | 昭和 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 | | |
| (3)妊娠月数 | 箇月 | | | | |
| (4)多胎 | 1二児 | この児 | 1第一児 | 2第二児 | 3第三児 |
| | 2三つ児 | 出生 | 人 内男 | 人 女 | 人 |
| | | 死産 | 胎内男 | 胎女 | 胎不詳 |
| (5)出産発來の自然別人工 | 1自然人工妊娠中絶 | 2機械的 | 3薬剤的 | 4両者併用 | 5その他 |
| (6)死産の原因 | 胎児側の原因 | | | 妊娠中の血液検査 | 1受けた |
| | 母体側の原因 | | | | 2受けない |
| | その他又は不詳 | | | | |
| (7)父母の出生年月日 | 父 年 月 日 | 母 年 月 日 | | | |
| (8)父母の出生地 | 父 都道府県 | 外國の場合 はその國名 | 母 都道府県 | 外國の場合 はその國名 | |
| (9)父の娘例産前の本籍又は国外の死産当時 | 父 都道府県 | 外國の場合 はその國名 | 母 都道府県 | 外國の場合 はその國名 | |
| (10)父母の職業 | 父 | 母 (産業) | | | |
| (11)死産の場所 | 市区町村 | | 死産まで母が引き続きその市区町村にいた期間 | 年 箇月 | 日 |
| 1病院 2診療所(その3妊娠婦預り所(名称)) | 4自宅 | 5その他 | | | |
| (12)母の住所地 | 市区町村 | | 死産まで引き続きその市区町村に住んでいた期間 | 年 箇月 | 日 |
| (13)死産児の嫡否 | 1嫡出 | 2非嫡出 | | | |
| (14)同じ母の出産歴した児の数 | この出産時に現存する者 出生後この出産の時まで死亡した者 妊娠六箇月以上の死産児(この死産児を含む) 妊娠五箇月又は四箇月の死産児(この死産児を含む) 妊娠三箇月までの流産死胎 | | | | |
| (15)死産に立ち会つた者 | 1医師 | 2助産婦 | 3その他 | 氏名 | |
| (16)添付書類の区分 | 1死産証書 | 2死産立ち会証書 | 3死胎検査書 | | |
| (17)届出入の住居長名 | 都道府県 | 郡市 | 区町村 | 番地 | 氏名 |
| 備考 | | | | | |

第四号様式

人口動態調査婚姻票

| | |
|-------|--|
| 役場符号 | |
| 保健所符号 | |

昭和 年 月 日 司河利受付
 昭和 年 月 日 保健所受付



都道府県

都市

区町村

| (1)本籍又は國籍 | | 夫 | 都道府県 | 日本の國籍のない場合はその國名 | | 妻 | 都道府県 | 日本の國籍のない場合はその國名 | |
|-----------------|--|----------|---|--------------------|--|------------|------------|-----------------|------------|
| (2)氏名 | | 夫 | | | | 妻 | | | |
| (3)出生の年月日 | | 夫 | 年 月 日 | | 妻 | 年 月 日 | | | |
| (4)婚姻の種別 | | 1 夫の氏 | 2 妻の氏 | | | | | | |
| (5)結婚式の挙行地及び年月日 | | 挙行地 | 市区町村 | 年月日 | 年 月 日 | | | | |
| (6)結婚式直前の住所地 | | 夫 | 市区町村 | 引き続きその市区町村に住んでいた期間 | 年 閏月 | | | | |
| | | 妻 | 市区町村 | | 年 閏月 | | | | |
| (7)婚姻関係 | | 夫 | 1 初婚 再婚(2 死別 3 離別) 4 婚姻の無効又は取消 | | | | | | |
| | | 夫 | 直前の婚姻の解消の年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | | 夫 | 前婚解消の度数 | 死別 | 回 | 離別 | 回 | 婚姻の無効又は取消 | |
| (8)結婚式直前の職業 | | 妻 | | | | | | | |
| | | (9)出生地 | | 夫 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 | 妻 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 |
| | | (10)教育程度 | | 夫 | 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業 | | | | |
| 妻 | | 妻 | 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 | | | | | | |
| (11)父母の出生地 | | 夫の父 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 | 夫の母 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 | | |
| | | 妻の父 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 | 妻の母 | 都道府県 | 外國の場合はその國名 | | |
| 備考 | | | | | | | | | |



第五号様式

人口動態調査離婚票

| | |
|-------|--|
| 役場符号 | |
| 保健所符号 | |

昭和 年 月 日市町村受付
年 月 日保健所受付

雜報

| | | 都道府県 | 都市 | 区町村 | | |
|---|-------------------------------|---|-------------------------|-------|-------|-------------------------|
| (1)氏名 | 夫 | | 妻 | | | |
| (2)出生の年月日 | 夫 | 年 月 日 | 妻 | 年 月 日 | | |
| (3)離婚の種別 | 1 協議離婚 2 調停離婚 3 審判離婚 4 判決離婚 | | | | | |
| (4)離婚当時の地 | 夫 | 市区町村 | 引き続きその市区町村に住んでいた期間 | 年 簡月 | 日 | |
| | 妻 | 市区町村 | | 年 簡月 | 日 | |
| (5)職業 | 夫 | | 妻 | | | |
| (6)教育程度 | 夫 | 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業 | | | | |
| | 妻 | 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業 | | | | |
| (7)出生地 | 夫 | 都道府県 | 外國の場合 はその國名 | 妻 | 都道府県 | 外國の場合 はその國名 |
| (8)結婚式の挙行地及び年月日 | 挙行地 | 市区町村 | | 年月日 | 年 月 日 | |
| (9)婚姻届出の年月 | 年 月 | | | | | |
| (10)婚姻届出当時の国籍 | 夫 | 都道府県 | 日本の國籍 のない場合 はその國名 | 妻 | 都道府県 | 日本の國籍 のない場合 はその國名 |
| 同居を止めた年月日 | 年月日 | 年 月 日 | 夫 | 回 | 妻 | 回 |
| (11)夫婦間に離婚回数 (この離婚を含む) | | | | | | |
| (12)夫婦間に生れた子の数 | 総数 入内 繩婚当時生存する満十八歳未満の子 | | | | | 人 |
| (13)調停又は裁判を請求した年月日及びその請求者 | 年月日 | 年 月 日 | 1夫 | 2妻 | | |
| (14)離婚の年月日 | 協議離婚受理の年月日 | 年 月 日 | 調停又は裁判確定の年月日 | 年 月 日 | | |
| (15)協議離婚届出の場所並びに調停又は裁判確定の場所 | 協議離婚届出の場所 | 市区町村 | 調停又は裁判確定の場所 | 市区町村 | | |
| (16)判決による離婚の理由 (民法第七百七十條第) (一項各号) | 1 第一号 2 第二号 3 第三号 4 第四号 5 第五号 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

第六号様式

人口動態調査票送付票

| | |
|------|--|
| 登場符号 | |
|------|--|

都道
府縣
市
区町村

昭和
年
月
日

| | 調査票枚数 | 備考 |
|-----|-------|----|
| 出生票 | | |
| 死亡票 | | |
| 死産票 | | |
| 婚姻票 | | |
| 離婚票 | | |

備考 該当事項のないときは枚数欄に「なし」と記入すること。

第七号様式

人口動態統計月報

昭和 年 月 日作成

都道
府縣
市
区町村

保健所 國

| | | | |
|------|----------|--------|-----|
| 保健所名 | 市町村名 | | |
| 保健所 | 都道 府縣 | 郡 市 | 区町村 |

| | | | |
|------|----------|--------|-----|
| 保健所名 | 市町村名 | | |
| 保健所 | 都道 府縣 | 郡 市 | 区町村 |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| 出生兒數(昭和 年 月分) | | | |
| 総 数 | 男 | 女 | |
| 人 | 人 | 人 | |

| | | | |
|---------------|---|---|----|
| 死産胎數(昭和 年 月分) | | | |
| 総 数 | 男 | 女 | 不詳 |
| 胎 | 胎 | 胎 | 胎 |

| | | | |
|------|----------|--------|-----|
| 保健所名 | 市町村名 | | |
| 保健所 | 都道 府縣 | 郡 市 | 区町村 |

| | | | |
|------|----------|--------|-----|
| 保健所名 | 市町村名 | | |
| 保健所 | 都道 府縣 | 郡 市 | 区町村 |

| | | | |
|---------------|-----|---|---|
| 死亡者數(昭和 年 月分) | | | |
| 年齢別 | 総 数 | 男 | 女 |
| 満一歳未満 | 人 | 人 | 人 |
| その他 | | | |
| 計 | | | |

| | | | |
|------------------|------|------|------|
| 婚姻・離婚件數(昭和 年 月分) | | | |
| 婚姻件數 | 離婚件數 | 離婚件數 | 離婚件數 |
| | | | |

第八号様式

人口動態調査票(昭和 年 月分)保健所送致目録

(一枚の内第 号)

備考

- 市町村名は全部掲げること。
- 該当項目のないときは「なし」と記入すること。
- 一括して見れないときは複数に分けて請求する。

と。といふ。支那の通商は、その足の力で、より多く貢入するに至つた。

4. 提出遅れの市区町村あるときは当該市町村の

・提出される市区町村あるときは当該市区町村の場所欄にその旨を記載すること。

人口動態調査票(昭和 年 月分)府縣送致目録

都道府縣名

60

- 備考: 1. 保健所及び市区町村名は全部掲げること。
2. 該当事項はないときは「なし」と記入すること。
3. 一枚にて足りないときは数枚に亘つて差支ない。
4. 提出遅れの市区町村あるときは当該市区町村の備考欄にその旨を記載すること。

人口動態調査票、人口動態調査票送付
票、人口動態統計月報及び人口動態調
査票送致目録作成手続

(昭和二十三年三月十日)
(厚生省訓令第五号)

第一章 総則

第一條 人口動態調査事務関係者は、その職責に鑑み、十分なる訓練と絶えざる努力により、事務の運営に遺憾なきを期し、特に人口動態調査資料である調査票及び人口動態統計月報の作成に当つては、関係諸法規及び手続等に精通するとともに、綿密周到なる注意をもつてその完璧を圖らなければならぬ。

第二章 人口動態調査票

第一節 一般の作成心得

第二條 市町村長は、人口動態調査票(以下調査票といふ。)の上部欄外「役場符号」の箇所に、厚生大臣の指定した当該市町村の番号を調査票作成の際記入しなければならない。

第三條 保健所長は、調査票の上部欄外「保健所符号」の箇所に、厚生大臣の指定した当該保健所の番号を記入しなければならない。

第四條 市町村の廢置分合若しくは境界変更により、新たに市町村が創設され若しくはその区域に変更があつた場合には、都道府県知事は、直ちにその市町村のために、役場符号の指定を厚生大臣に申請しなければならない。

新たに保健所が創設された場合には、都道府県知事は、直ちにその保健所のために、保健所符号の指

定を厚生大臣に申請しなければならない。但し、この申請は、保健所法施行令をもつて指定する市については、市長が当該都道府県知事を經由してなさなければならない。

第五條 調査票の上部欄外「昭和 年 月 日市町村受付」及び「昭和 年 月 日保健所受付」の箇所には、市町村又は保健所が届書を受理した年月日を記入しなければならない。

第六條 調査票の最上欄「都道府県 郡町村」には、その事件の発生した市区町村名を記入しなければならない、但しその事件が内地以外で起つたものについて

は、「都道府県」の文字の左側空欄に「内地外」と記入しなければならない。

前項の内地のうちには、戸籍法施行規則第六十一條の地域は含まない。

第七條 調査票の各欄のうち記入する事項のないときは、その標題(標題を細分したもの)のうち、記入漏れと間違わるものについては、その細分標題)に一本の斜線を引かなければならない。

第八條 調査票各欄のうち同一事項を記入する場合は「同上」、「同左」、「同右」等の如く省略せず、各別に記入しなければならない。

第九條 届出に記載がないか又は届書が不備のため、調査票の記入が出来ない場合には、その事由を調査票の備考欄に記入しなければならない。

第十條 数字は、すべてアラビヤ数字を用いて記入しなければならない。

第十一條 調査票に記入する際には届書各標題のアラ

ビヤ数字の番号欄の記載事項を調査票の標題にある同一番号の欄に移記しなければならない。

第十二條 記入文字は鉛筆複写の場合に限る、墨又は青インキをもつて楷書で明瞭に書かなければならぬ。

第二節 出生票

第十三條 出生票各欄の記入方は前節各條によるほか、なお左の各号によらなければならぬ。

一 (1)子の男女の別、氏名及び嫡出子か否かの別
(1)男 (2)嫡出でないの如く該当する文字の頭にある数字だけを円で囲み、「氏名」欄にその氏名を記入すること。

二(2)出生の年月日 出生の時間が午前の場合は(午前)の如く該当する文字を円で囲むこと。

三(3)出生の場所
(4)上欄は、都道府県郡市区町村名まで記入すること。
①下欄は、(1)産婦の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に出生の場所が病院、診療所又は妊娠予防所である場合に限り括弧内にその名称を記入すること。

四(4)出生当時の母の住所地

(1) 都道府廳郡市町村名まで記入すること。

(2) 「出生まで引き続きその市区町村に住んでいた期間」は、三号の(イ)に準じて記入すること。

五(5) 同じ母の出産した児の数 「人」、「人」、「胎」の文字の左側空欄に又「計」の文字の右側空欄にそれぞれ該当する数字を記入すること。

六(6) 出生に立ち会つた者 ①原題 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、それ該当する数字を記入すること。

七(7) 父母の出生地
(8) 父母の出生の年月日
(9) 出生当時の父母の職業 昭和二十二年の臨時國勢調査に用いた職業分類表の小分類に記入すること。

八(10) 父母の結婚式の年月日 婚姻の届出をした日ではなく、事實上の結婚式を挙げた日を記入すること。

九(1) 父母の婚姻届直前(婚姻届出をしないときは子の出生当時)の本籍又は國籍
十(2) 妊娠月数及び母の氏名 「箇月」の文字の左側空欄に月数を記入し、「氏名」欄に母の氏名を記入すること。

十一(3) 多胎 例えば、二た児の場合は ①に二た児の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、次にその子が第一児である場合は ①第一児

の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に他の児も出生して男子であつたとすれば「出生一人内男一人」の如く記入すること。

二(4) 出生児の母と児の健康状態及び主要所見
(5) 口妊娠中の血液検査については、①選択の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

三(5) 口出生児の体重については「瓦々」の左側空欄に、その数字を移記し、瓦の如く該当する文字を円で囲むこと。

四(6) 妊娠中の血液検査については、①選択の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

五(7) 出生人の住所氏名 都道府縣郡市區町村番地まで記入し、「氏名」欄に届出入の氏名を記入すること。

六(8) 出生地
七(9) 第三節 死亡票
第十四條 死亡票各欄の記入方は、第一節各條によるほか、なお左の各号によらなければならない。

一(1) 本籍又は國籍
二(2) 男女の別及び氏名 ①原題 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、「氏名」欄にその氏名を記入すること。

三(3) 死亡の年月日 死亡の時間が午前の場合は、(前)の如く該当する文字を円で囲むこと。

四(4) 死亡の場所
五(5) 满六歳未満の死亡者の身分
六(6) 出生の年月日 死亡者の生存期間が二十四時間以上であつた場合は、「出生後二十四時間内に死んだ場合はその生存期間」の文字に一本の斜線を引くこと。

七(7) 出生の年月日 死亡者の生存期間が二十四時間以上であつた場合は、「出生後二十四時間内に死んだ場合はその生存期間」の文字に一本の斜線を引くこと。

八(8) 出生地
九(9) 满六歳未満の死亡者の身分
十(10) 配偶の関係 ①未婚 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

十一(11) 生存配偶者の出生の年月日
十二(12) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は市区町村を単位として計算するから同じ市区町村内で住所を移転した場合は、その期間をすべて通算すること。

十三(13) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は市区町村を単位として計算するから同じ市区町村内で住所を移転した場合は、その期間をすべて通算すること。

十四(14) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

十五(15) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

十六(16) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

十七(17) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

十八(18) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

十九(19) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

二十(20) 「死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

前項の配偶関係が有配偶の場合に限りこの欄に記入すること。

その他の場合は、標題に一本の斜線を引くこと。

主(2)死亡者の職業 昭和二十二年の臨時國勢調査に用いた職業分類表の小分類によつて記入すること。

主(3)家計の主なる職業
主(4)死亡の種類 ①被刺 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ②下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ③下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ④下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑤下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑥下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑦下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑧下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑨下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑩下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑪下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑫下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑬下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑭下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑮下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑯下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ⑰下欄の半欄の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

⑦水上 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲む、「職場」又は「公共の場所」の文字を円で囲む必要はない。

⑧「外因死の手段又は種類」は、その空欄に該当する事項を記し、①從業中 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

大(3)届出入の住所氏名 都道府縣郡市區町村番地まで記入し、「氏名」欄に届出入の氏名を記入すること。

大(4)医師の住所氏名 都道府縣市區町村までを記入し、「氏名」欄に医師の氏名を記入すること。

第四節 死産票 第十五條 死産票各欄の記入方は、第一節各條によるほか、なお左の各号によらなければならない。

一(1)男女の別 ①男 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。なお本欄には「不詳」の項目があることに注意すること。

二(2)死産の年月日 死産のあつた時間が午前の場合は、②午の如く該当する文字を円で囲むこと。

三(3)妊娠月数 「箇月」の文字の左側空欄に月数を記入すること。

四(4)多胎 例えば、三つ児の場合は ②三つ児 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、次にその児が第二児である場合は ③第二児 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、

五(5)出産発來の自然人工別 ①自然 人工別自然の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

六(6)死産の原因 ②分娩時 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み「人工妊娠中絶」の文字を円で囲む必要はない。

七(1)死産の場所 ①上欄は、都道府縣郡市區町村名までを記入す

る」と。

(b)下欄は、①荷物 の如く該当する文字の頭

にある数字を円で囲み、更に死産の場所が病院・診療所又は妊娠婦預り所である場合に限

り括弧内にその名称を記入すること。

(v) 「死産まで母が引き続きその市区町村にいた期間」は、市区町村を単位として計算するから、同じ市区町村内で住所を移転した場合は、その期間をすべて通算すること。

「一箇月に満たない場合は何日と記入し、一箇月以上の場合は何箇月又は何年何箇月と記入し、不要の文字に一本の斜線を引く」と。
八(2)母の住所地

①都道府県市区町村名までを記入すること。

(b) 「死産まで引き続きその市区町村に住んでいた期間」は、七号の(4)に準じて記入すること。

九(3)死産児の嫡否 死産児の嫡否とは、その死産児が生きて生れたとしたならば嫡出子となるべきものであつたか否かの区別である。この区別に

従つて 録注①の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲むこと。

十(4)同じ母の出産した児の数 「人」、「人」、「胎」、「胎」、「胎」の文字の左側空欄に、又「計」、「計」及び「合計」の右側空欄に、それぞれ該当する数字を記入すること。

十一(5)死産に立ち会つた者 ①医師 の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲み、「氏名」欄に立会者の氏名を記入すること。

何人も立ち会わなかつた場合は、標題に一本の斜線を引き、その理由を備考欄に記入すること。

十二(6)添附書類の区分 ①死産訃書 の如く該当する

文字の頭にある数字を田で囲むこと。

字に一本の斜線を引くこと。

三(7)届出入の住所氏名 都道府県郡市町村番地まで記入し、「氏名」欄に届出入の氏名を記入すること。

四(1)婚姻関係 ①初婚 の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲み再婚の場合は、②死別 の如

く該当する文字の頭にある数字を田で囲み、「再婚」の文字を田で囲む必要はない。

④「直前の婚姻の解消の年月日」及び「前婚解消の度数」欄に該当事項のない場合は、初婚の場合を除きその標題に一本の斜線を引くこと。

第五節 婚姻票
第一(1)本籍又は國籍
第一(2)氏名 入籍前の氏名を記入すること。
三(3)出生の年月日

四(4)婚姻の種別 ①夫の氏名 の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲むこと。

五(5)結婚式の挙行地 及び年月日
②挙行地欄は、都道府県郡市町村名までを記入するのであるが、結婚式を挙げた当時の行政区劃によつて記入しても差支ない。

六(6)結婚式直前の住所地
①都道府県郡市町村名までを記入すること。
七(7)婚姻の期間 ②「引き続きその市区町村に住んでいた期間」は、市区町村を単位として計算するから、同じ市区町村内で住所を移転した場合は、その期間をすべて通算すること。

第六節 離婚票

八(8)結婚式直前の職業 昭和二十一年の臨時國勢調査に用いた、職業分類表の小分類によつて記入すること。

九(9)出生地

十(10)教育程度 ①未就学 の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲むこと。又中等学校以上の中途退学は、一階級下の区分に該当せしむること。

十一(1)父母の出生地

第六節 離婚票

第十七條 各婚票各欄の記入法は、一節各條によるほ

ど、「引き続きその市区町村に住んでいた期間」か、なお左の各号によらなければならぬ。

一(1)氏名 離婚届出直前の氏名を記入すること。

二(2)出生の年月日

三(3)離婚の種別 ①初婚離婚 の如く該当する文字の頭にある数字を田で囲むこと。

四(4)離婚当時の住所地

(1) 都道府県市町村名までを記入すること。

(2) 「引き継きその市區町村に住んでいた期間」

は、市區町村を単位として計算するから、同

じ市區町村内で住所を移轉した場合は、その期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一

箇月以上の場合は何箇月と記入し不要の文字

に一本の斜線を引くこと。

五(5) 職業

六(6) 教育程度 (1) 業務等の如く該当する文字の頭

にある数字を円で囲むこと。又中学校以上の中

途退学は、一階級下の区分に該当せしめること。

七(7) 出生地

八(8) 結婚式の挙行地及び年月日

(1) 挙行地欄は、都道府県市區町村までを記

入するものであるが、結婚式を挙げた当時の行政区割によつて記入しても差支ない。

(2) 年月日欄で年、月及び日のうち不明のもの

がある場合は、その該当の箇所に「不詳」又は

「不明」と記入すること。

九(9) 婚姻届出の年月・年月までを該当欄に記入、

日を記入する必要はない。

十(10) 婚姻届出当時の本籍又は國籍

(1) 同居を止めた年月日及び離婚回数(この離婚を含む)離婚回数の記入は、法律婚によること。

(2) 夫婦間に生れた子の数 この離婚をする夫婦の間に生れた子の数を記入すること。

離婚当時生存する満十八歳未満の子がない場合

合は、「離婚当時生存する満十八歳未満の子」の文字に一本の斜線を引くこと。

三(1) 調停又は裁判を請求した年月日及びその請求者

の頭にある数字を円で囲むこと。

四(1) 離婚の年月日 「協議離婚受理年月日」は、欄外右上部の届出受付の年月日から移記すること。

五(5) 協議離婚届出の場所並びに調停又は裁判確定の

場所 都道府県市區町村まで記入すること。

六(6) 判決による離婚の理由(民法第七百七十條第一項各号) (1) 業務等の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

第七節 桑児の就籍及び失踪並びに死亡

確認による除籍の場合の人口動態調査票

第十八條 人口動態調査令施行細則第一條第二項、第

三項又は第四項により作成された調査票には、その備考欄にそれぞれ「棄兒」、「失踪」、「死亡」確認」と明

瞭に記入すること。

第三章 人口動態調査票送付票、人口動態

統計月報及び人口動態調査票送致

第二十條 市町村の廢置分合又は境界変更のあつた場

合は、人口動態調査事務の引継ぎを受けた市町村で

は引継ぎを受けた調査票に基き送付票を作成し、廢

置分合又は境界変更の年月日及び廢置分合又は境界

変更の相手方である市町村名を備考欄に記入しなければならない。

第二十一條 市町村が單にその名称を変更した場合文

は、村が町になり、若しくは町が市になつた等の場

合には、前市町村名及びその変更のあつた年月日を備考欄に記入しなければならない。

第八節 人口動態調査票送付票

第十九條 人口動態調査票送付票(以下送付票とい

う。)の記入方は、左の各号によらなければならぬ。

二(1) 同居を止めた年月日及び離婚回数(この離婚を含む)離婚回数の記入は、法律婚によること。

(2) 夫婦間に生れた子の数 この離婚をする夫婦の間に生れた子の数を記入すること。

離婚当時生存する満十八歳未満の子がない場合

た当該市町村の番号を記入すること。

三(1) 上部欄外「都道府県市區町村」欄には調査票を作成した都

道府県市區町村名を記入し、当該市區町村の役

所、役場印を押捺すこと。

四(1) 調査票は一件につき一枚づつ作成されているか

ら調査票枚数欄には送付する調査票の総枚数を記

入すること。

五(5) 該当事項のないときは、枚数欄に平假名で「な

し」と記入すること。

六(6) 二日以上の調査票を一括送付する場合は、備考

欄に各票毎の日別内訳数を記入すること。

七(7) 市町村の廢置分合又は境界変更のあつた場

合は、人口動態調査事務の引継ぎを受けた市町村で

は引継ぎを受けた調査票に基き送付票を作成し、廢

置分合又は境界変更の年月日及び廢置分合又は境界

変更の相手方である市町村名を備考欄に記入しなければならない。

第二十一條 市町村が單にその名称を変更した場合文

は、村が町になり、若しくは町が市になつた等の場

合には、前市町村名及びその変更のあつた年月日を備考欄に記入しなければならない。

第九節 人口動態統計月報

第二十二條 人口動態統計月報(以下月報といふ。)の

記入方は、左の各号によらなければならぬ。但し

その保健所管内の全市町村の分を集計した月報に

は、各表上欄の「市町村名」の文字に一本の斜線を引

報を作成した年月日を記入すること。

二 上部欄外「都道府縣 郡市町村」 保健所欄には、月

報を作成した保健所の所在地及び保健所名を記入し、当該保健所の印を押捺すること。

三 各表上欄の「保健所名」欄には、この月報を作成した保健所名を記入すること。

四 各表上欄の「市町村名」欄には、その月報に該当する市区町村名を記入すること。

五 各表標題の右括弧標題の「昭和 年 月分」の記入は、保健所が調査票を受理した年月を記入すること。

六 各表の計数は、市町村別に作られた人口動態統計表の当該欄から、それぞれ移記すること。

第七節 人口動態調査票保健所送致目錄

第二十三條 人口動態調査票保健所送致目錄（以下保健所送致目錄という。）の記入方は、左の各号によらなければならぬ。

一 標題上部（一枚の内第一号）には、保健所送致目錄が一枚の場合でも（一枚の内第一号）と記入すること。

二 標題括弧内の「昭和 年 月分」には、調査票の調査月を記入すること。

三 欄外「保健所符号」欄には、厚生大臣の指定した当該保健所の番号を記入すること。

四 欄外「都道府縣 郡市町村保健所」欄には、この保健所送致目錄を作成した保健所の所在地及び保健所名を記入し、その保健所の印を押捺すること。

五 欄内「市区町村名」欄には、その保健所の所管する市区町村名を記入すること。但し、一つの市を

二つ以上の保健所が所管する場合は「何々市の内何々区又は何々町」と該当する区又は町名を記入すること。

六 欄内「役場符号」欄には、厚生大臣の指定した市区町村の番号を記入すること。

七 該当事項のないときは、「枚数」欄に平仮名で「なし」と記入すること。

第三十四条 市町村の隣接分合又は境界変更のあつた場合、市町村が單にその名称を変更した場合又は村

が町になり、若しくは町が市になつた等の場合は、所管保健所長は、市町村から提出送付票備考欄の記

入に基いて、保健所送致目錄の備考欄に、次の事項を記入しなければならない。

第五「保健所符号」欄及び「役場符号」欄には、厚生大臣の指定した番号を記入すること。

六 該当事項のないときは、「調査票枚数」欄に平仮名で「なし」と記入すること。

第二十五条 人口動態調査票府縣送致目錄（以下府縣

市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合は、当該市町村の備考欄に「何年何月何日何村の何が境界変

更」等の如く記入すること。

二 市町村が單にその名称を変更した場合又は村が町になり、若しくは町が市になつた等の場合は、当該市町村の備考欄に、「何年何月何日何村が何村となる」

名称変更又は「何年何月何日何村が何町となる」等の如く記入すること。

第七節 人口動態調査票府縣送致目錄

第二十五條 人口動態調査票府縣送致目錄（以下府縣

送致目錄といふ。）の記入方は、左の各号によらなければならぬ。

送致目錄が一枚の場合でも「一枚の内第一号」と記入すること。

二 標題括弧内の「昭和 年 月分」には、調査票の調査月を記入すること。

三 上部欄外「都道府縣名」の箇所には、この府縣送致目錄を作成した都道府縣名を記入し、都道府縣の印を押捺すること。

四 「保健所符号」欄及び「保健所名」欄は、一保健所毎に管轄市区町村の数により一線をもつて翻し慣用の順序により所管保健所名及び市区町村名を記入すること。

五 「保健所符号」欄及び「役場符号」欄には、厚生大臣の指定した番号を記入すること。

六 該当事項のないときは、「調査票枚数」欄に平仮名で「なし」と記入すること。

第七節 人口動態調査票府縣送致目錄

第二十六条 この訓令では、市町村には東京都、京都

市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を、市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、

名古屋市及び神戸市の区長を含み、又この訓令の中

に市区町村として特に市町村と併せて掲げてある区

は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区をいう。

附 則

この訓令は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

昭和二十一年内閣訓令第五号人口動態調査票及び送致目錄作成手続はこれを廢止する。

一 標題上部（一枚の内第一号）の箇所には、たとえ

職業安定法施行規則の改正

今般職業安定法施行規則の一部が昭和二十三年二月七日附労働省令第三号を以て次の如く改正された。

職業安定法施行規則の一部改正

(昭和二十三年二月七日
労働省令第三号)

第四條を第五條とし、以下順次二條づつ繰り下げる。

(法第五條に関する事項)

第四條 労働者を提供しこれを他人に使用させる者は、たとえその契約の形式が請負契約であつても、

次の各号のすべてに該当する場合を除き、職業安定法第五條第五項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。

一、作業の完成について事業主としての財政上及び

法律上のすべての責任を負うものであること。

二、作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

三、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

四、自ら提供する機械、設備、器材（事務上必要な簡単な工具を除く。若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は専門的な企画、技術を必要とする作業を行つものであつて、單に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

前項の労働者を提供する者は、それが使用者、個人、團体、法人又はその他如何なる名称形式であると問わない。

第一項の労働者の提供を受けてこれを使用者とする者は、個人、團体、法人、政府機關又はその他如何なる名称形式であると問わない。

第十五條第一項乃至第三項を、次のように改める。

公共職業安定所は、次の條件を充たす場合には、求職者を、その希望に應じ、通常通勤することができない地域の求人者に、紹介するよう努めなければならぬ。

一、その求職者に對しては最もよい就職の機會を與えるものであること。

二、その地域で適當な求職者を得ることができない求職者に對しては、最もよい求職者を雇用し得る機会を與えるものであること。

公共職業安定所は、その通常通勤することができる地域において適當な労働者が得られる場合においては、求職者に對してその労働者を雇入れるよう指導しなければならない。

公共職業安定所は、求職者が前項の指導に應じないで、その通常通勤することができない地域において労働者を雇入れようとするときは、職業安定局長の特別の指示がない限り、これに對し援助をなさないものとする。

第二十四條第一項第五号の末尾に、「看護婦助産婦」を加える。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。